

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	Ⅲ 雇用促進融資事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法附則第2条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
							予算額（千円）					
							決算額（千円）					
							経常費用（千円）					
							経常利益（千円）					
							行政コスト（千円）					
							行政サービス実施コスト（千円）					
							従事人員数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅲ 雇用促進融資事業	Ⅲ 雇用促進融資事業	Ⅲ 雇用促進融資事業		Ⅲ 雇用促進融資事業	＜評定と根拠＞ 評定：B 雇用促進融資業務については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。 リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。 以上の根拠を踏まえ、B評価とする。	評定	
	雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019（平成31）	雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高 974, 998 千円	雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・雇用促進融資	雇用促進融資業務については、返済が困難となった債務者に対する貸付条件の変更決定を6件行った。 令和4年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。 ○業務指導・監査 12件 ○リスク管理債権処理件数 3件	＜評価の視点に対する措置＞ ・雇用促進融資業務に		

	年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。	(2017(平成29)年度末時点)を2019(平成31)年度までに着実に償還する。		業務について、債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めたか。		については、返済が困難となった債務者に対する貸付条件の変更決定を6件行った。 令和4年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。 業務指導・監査 12件 リスク管理債権処理件数 3件	
--	-------------------------------	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
	中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。	同左		実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。	同左		実施済	実施済	－	－	－	
	建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。	同左		－	－	実施済	実施済	実施済	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施した。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図った。 ○ 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。 [改善実績件数] ・機構内事務処理に関すること 3 件 ・加入者が行う手続に関すること 10 件 [主な改善実績] ・代理店（金融機関）専用ページをリニューアルし、頻度の高い問い合わせを“Q&A”として掲載するとともに、代理店が使用する様式等のダウンロードを可能とし、利便性を高めることで代理店事務担当者の利用を促し、代理店からの問い合わせの削減を図った。 ・誰でも電子申請システムの操作を試すことができるように、電子申請専用サイトの体験版を構築した。 ・新規加入者の事務手続の簡素化を図るため、建退共の共済契約申込をした事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付も行い、システムを利用するための I D とパスワードを通知する仕組みを確立した。 ○ 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（23 回）。	< 評価と根拠 > 評価：B 業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から、機構内の事務処理及び加入者が行う手続の簡素化等の見直しを行った。 業務運営の効率化に伴う経費節減については、令和 4 年度においては、一般管理費については、平成 29 年度予算額に比べて 41.7%削減、業務経費については、平成 29 年度予算額に比べて 10.2%削減となり、目標値を大幅に上回る実績となった。 また、給与水準の適正化について、機構の令和 4 年度における給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮のうえ検証を行ったところ、年齢のみで比較した対国家公務員指数は 112.0 となっているが、年齢に加えて地域及び学歴を考慮した場合は、国家公務員の水準を下回っていることを確認した。 業務の電子化に関する取組として、中退共事業における中退共電算システムの再構築プロジェクトについては、スケジュール通り令和 4 年 4 月から基本設計工程を開始し、令和 5 年 3 月末にユーザーが接する部分である業務設計を終了した。帳票、画面等の業務仕様を決定する同工程では、業務部門の参画が必須であるが、年度中累計 346 回、延べ 714 人に及ぶ会議への出	評価	

						席や約 840 種類の帳票、約 130 個の画面等の仕様決定、成果物の確認など全面的な協力を得ている。 また、理事長をはじめ役員は、隔月の進捗会議のほか、重要会議に随時出席、進捗管理と機動的な方針決定によりプロジェクトの円滑な進捗に努めた。さらに、機構、PMO支援業者、設計・開発業者のトップマネジメントによる代表者会議を定期的に開催、各社のコミットメントを確認し、非常時の追加的資源投入など社を上げた支援の意向を取り付けるなど、組織を挙げてプロジェクトの推進に取り組んでおり、再構築完了に向けて着実に作業が進捗している。 建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、令和4年度は、普及促進活動を展開するとともに、共済契約者からの要望を基に、電子申請サイトの体験版を構築することにより、未利用者においても電子申請システムの操作を試すことができるよう利便性の向上を図った。 さらに、利用者からの要望を基に「建設キャリアアップシステム」に蓄積された就業履歴情報等を元請及び一次下請が一括して就労実績報告作成ツールに登録できるよう「元請・一次下請一括作業方式」の機能を追加し、元請・下請間のデータファイルの授受や二次下請以降の作業を軽減し、事務の簡略化・迅速化となる改修を	
--	--	--	--	--	--	--	--

						行った。 上記の改修を実施した結果、令和5年3月の電子申請による掛金納付率は 4.3%となり、対前年同期比で 2.0%上昇した（令和4年3月実績 2.3%）。 契約については、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」（6/24ホームページ公表）に基づき取組を着実に実施した。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けるとともに、競争性のない随意契約に係る契約情報をホームページに公表した。 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなどの取組により、令和4年度における一者応札の件数は、前中期目標期間における一者応札の平均件数（36件）を大幅に下回る実績（17件（うち支部関係4件））を達成した。 これらを踏まえ、B評価とする。 ・①一般管理費については、平成29年度予算額に比べて 15%以上削減した。 [定量的指標]一般管理費削減率(平成29年度予算額比)
2 業務運営の効率化に伴う経費削減	2 業務運営の効率化に伴う経費削減	2 業務運営の効率化に伴う経費削減	<定量的指標> ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システ	2 業務運営の効率化に伴う経費削減	平成29年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については 41.7%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については 10.2%の削減を行った。	

	各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。	促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。	ム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。 ・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。 ・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキ		目標値：15%以上削減 令和4年度実績値：125,852（千円） 41.7%削減 ②業務経費については、平成29年度予算額に比べて5%以上削減した。 〔定量的指標〕 業務経費削減率(平成29年度予算額比) 目標値：5%以上削減 令和4年度実績値：3,916,420（千円） 10.2%削減	・2022（令和4）年4月より基本設計を開始し、2023（令和5）年3月に基本設計工程のうち業務設計を終了しており、再構築完了に向けて着実に作業が進捗している。これに伴い、仕様凍結期間に入った。 ・建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリテ
--	--	---	---	---	--	---	--

				セキュリティの確保を最優先するとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。			
	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。	3 給与水準の適正化 機構の令和4年度における給与水準について、以下のとおり検証を行い、令和5年6月末に機構ホームページ上に公表した。検証結果については以下のとおりである。 年齢のみで比較した対国家公務員指数は112.0となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。 年齢に加え、地域の要素を考慮した地域勘案指数では100.0、年齢に加え地域及び学歴の要素を考慮した地域・学歴勘案指数は99.2となっており、いずれの指数も国家公務員と均衡ないしは下回っている。 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい（国からの財政支出額 7,570 百万円、支出予算の総額 630,822 百万円：令和4年度予算）。	イ要件を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から電子申請方式を本格的に導入した（電子申請方式導入企業 16,157 社令和5年3月31日現在）。また、電子申請方式の導入後もユーザーからの要望や意見等を踏まえたシステムの改善を行い、利便性の向上に努めた。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・機構の令和4年度における給与水準について検証を行い、令和5年6月末に機構ホームページ上に公表した。検証結果については以下のとおりである。 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の支給割合（20%）よりも低い水準に留めている。 総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。 年齢のみで比較した対国家公務員指数は112.0となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）	

	4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共電算システム 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。 （２）建退共の電子申請方式導入 建退共制度にお	4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共電算システム 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するため、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始する。 （２）建退共の電子申請方式導入 建退共制度に	4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共電算システム 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。 （２）建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの	4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共電算システム 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステム再構築プロジェクトを実施中。令和4年度は、令和3年度に調達したシステム設計・開発業者とともに基本設計工程を実施した（令和4年4月から令和5年3月）。 全体工程管理及びシステム部門支援業者（PMO支援業者）と共に再構築プロジェクトの進捗管理を行った。進捗状況は適宜役員に報告し、必要に応じ、スケジュール見直しの決裁を受けた。 （２）建退共電子申請方式導入 電子申請方式に係るシステムの稼働に対して、重大な障害もなく、安全かつ確実な運用を行った（電子申請方式導入企業 16,157 社 令和5年3月31日現在）。 また、誰でも電子申請システムの操作を試すことができるように、電子申請専用サ	の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。なお、年齢に加え、地域の要素を考慮した地域勘案指数では100.0、年齢に加え地域及び学歴の要素を考慮した地域・学歴勘案指数では99.2となっており、いずれの指数も国家公務員と均衡ないしは下回っている。 また、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい。 ・基本設計工程のうち業務設計を終了した。これに伴い、仕様凍結期間に入った。 また、進捗管理では、情報を常に役員と共有、スケジュール見直しが必要な場合は随時、理事長の決裁を受けるなど、機動的、効率的な対応を行った。 ・建退共制度における新たな掛金納付方法である電子申請方式による掛金納付について、情報	
--	---	---	---	---	--	--

	ける掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、その結果等を踏まえ、システム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とし、電子申請方式を導入すること。また、導入にあたっては、全ての共済契約者に対し電子申請方式に関する周知を行うとともに、電子申請方式の導入に関する意向を調査し、その結果を利用促進のための方策に反映すること。	おける掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、同年12月までに検討結果を取りまとめる。 また、その検討結果等を踏まえ、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入しつつ、証紙貼付方式も存続させることとする。 システム構築に際しては、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報システムと業務系システムとの物理的分離等を図るとともに、半年程度の試行的実施期間を設けることとする。 導入にあたっては、中期目標期間中に全ての共済契約者に電子申請方式の導入について周知することとする。 また、電子申請方式を導入し	方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、半年間の試行的実施期間を経て令和3年度から本格的に導入された電子申請方式について、情報セキュリティ確保のために情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステムの安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図る。 また、同方式導入後の共済契約者からの要望等を踏まえた課題について、就労実績報告作成ツールの改修を行うとともに、引き続き関係官公庁及び関係事業主団体等との協議を通じて解決を図る。 さらに、同方式の普及促進のため、従来から実施している説明会に加え、オンライン説明会を積極的に採用するほか、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、説明を行うほか、共済契約者等に対するパンフレット・ポスターの	軽減等を図るため、令和3年度に本格的に導入した電子申請方式について、安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図ったか。	イトの体験版を構築した。 さらに、新規加入者の事務手続の簡素化を図るため、建退共の共済契約申込を行った事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付もを行い、システムを利用するためのIDとパスワードを通知する仕組みを確立した（令和4年7月申込受付分から開始）。それに伴い、新規申込契約者向けのパンフレットを作成した（12,000部）。 また、電子申請専用サイトに問い合わせフォームを設け、ユーザーと情報のやり取りができるように改修した。併せて、全ユーザー又は指定したユーザーに対し、建退共からの案内も通知できるように改良を行った。 就労実績報告作成ツールについても建設キャリアアップシステムとの連携を強化し、「元請・一次下請一括作業方式」により、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴情報等を一括して登録できるように改修を行った。併せて建設キャリアアップシステムのカードタッチ漏れなどによる就業履歴の不足分を補うため、就労実績報告作成ツールに登録した就労実績情報を建設キャリアアップシステムに登録することができる「一覧データ登録方式（R方式）」もリリースした。 一連の施策による利用者増加に対応するため、コールセンター業務内容を見直し、要員の増加や情報連携の強化等、ソフト面についても拡充を図った。 さらに、昨今の行政手続に関するデジタル化の傾向を踏まえ、現在電子申請専用サイトで運用している共済手帳申込等以外にも、オンライン申請が可能となるよう、第5期中期計画中にシステム改修を行うための準備を進めた。 また、令和3年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、同方式を導入しない共済契約者に対する利用促進のため、都道府県別にオンライン説明会を開催し、電子申請方式による掛金納付の解説をするとともに、建設キャリアアップシステムとの連携に係る操作方法に特化した説明会も開催した（参加事業所5,199所）。	系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和3年3月より本格的稼働を開始した（電子申請方式導入企業16,157社 令和5年3月31日現在）。 情報セキュリティ確保については、電子申請専用サイトの改修を実施した際に、セキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。 また、これまでの施策による利用者増加に対応するため、コールセンター業務内容を見直し、要員の増加や情報連携の強化を行ったほか、マニュアルの充実や元請・下請などの立場に合わせた説明会の開催など、ソフト面についても拡充を図った。	
--	---	--	---	--	--	--	--

	ない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。	作成及び配布を行うなど周知に努める。 なお、令和3年度に実施した実態調査の結果を分析し、同方式を導入しない共済契約者に対する利用促進のための方策に反映させることとする。				
(3) 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進めること。	(3) 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進める。	(3) 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進める。	・情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進めたか。	(3) 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システム化委員会において、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を行った。	・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システム化委員会において、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を行った。	
(4) PMOの設置 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進めること。 【指標】 中退共事業における中退共電算システムについて、2018(平成30)年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020(令和2)年度末までに新システムの要件定	(4) PMOの設置 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進める。	(4) PMOの設置 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進める。	・情報システムの整備及び管理 を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進めたか。	(4) PMOの設置 情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための議論をシステム化委員会において行った。	・情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための議論をシステム化委員会において行った。	

義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。 建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。 電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）※共済契約者数（2018（平成30）年度末）172,062所 電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況 [目標設定等の考え方]						
--	--	--	--	--	--	--

	中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。 建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。 建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。 電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。						
	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進す	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進	・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。	・「令和 4 年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、令和 4 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行い、「令和 4 年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施した。	

	ること。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	（１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」（6/24 ホームページ公表）に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。また、契約監視委員会（6/16、12/16 実施）等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けた。 なお、競争性のない随意契約に係る契約情報を下記のとおりにホームページに公表した。 ・令和３年度第４・四半期(5/10) ・令和４年度第１・四半期(8/15) ・令和４年度第２・四半期(11/10) ・令和４年度第３・四半期(2/8) （添付資料② 調達等合理化計画） （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなどの取組により、令和４年度における一者応札の件数は、前中期目標期間における一者応札の平均件数を大幅に下回る実績となった。 ・第３期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36 件 ・令和４年４月～令和５年３月における一者応札の件数 17 件（うち支部関係４件） （３）業務監査（6/1、9/14、12/5、2/28 実施）、会計検査（6/24 実施）による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	
--	--	---	--	---	---	--

				・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。		・外部有識者による契約監視委員会を2回開催し、令和4年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。	
--	--	--	--	------------------------------------	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－1		財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー				
2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	
注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。 削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。									
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。 また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項を考慮した令和4年度予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第3 財務内容の改善に関する事項 累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。なお、令和4年度は当期損失が180百万円となったため、累積欠損金額が前年度△306百万円より拡大したが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだためであり、一方、運用環境のよかった令和2年度の同収益は大きく伸びていたため、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となっている。 なお、令和4年度末は累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える財務状態としては過大なリスクを抱えた基本ポートフォリオで運用を行う中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Iの第1のIの4 林業退職金共済事業（3）加入促進対策の効果的实施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（中期計画（第4期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%以上減及び業務経費5%以上減とした中期計画予算を踏まえた令和4年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など） 一般管理費削減率（平成29年度予算額比） 令和4年度実績値： 125,852（千円） 41.7%削減 業務経費削減率（平成29年度予算額比） 令和4年度実績値：3,916,420（千円） 10.2%削減	<評定と根拠> 評定：B 累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。なお、令和4年度は当期損失が180百万円となったため、累積欠損金額が前年度△306百万円より拡大したが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだためであり、一方、運用環境のよかった令和2年度の同収益は大きく伸びていたため、	評定		

						令和４年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となっている。 なお、令和４年度末は累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える財務状態としては過大なリスクを抱えた基本ポートフォリオで運用を行う中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Ⅰの第１のⅠの４林業退職金共済事業（３）加入促進対策の効果的実施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成 29 年度予算(中期計画（第４期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費 15%以上減及び業務経費 5 %以上減とした中期計画予算を踏まえた令和４年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など） これらを踏まえ、B 評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・累積欠損金について	
--	--	--	--	--	--	--	--

				着実な解消を図ったか。		は、令和２年１１月に策定した「累積欠損金解消計画（令和２年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和４年度末における累積欠損金は、△４８６百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△７２３百万円を上回った。なお、令和４年度は当期損失が１８０百万円となったため、累積欠損金額が前年度△３０６百万円より拡大したが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだためであり、一方、運用環境のよかった令和２年度の同収益は大きく伸びていたため、令和４年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となっている。 なお、令和４年度末は累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える財務状態としては過大なリスクを抱えた基本ポートフォリオで運用を行う中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Ⅰの第１のⅠの４林業退職金共済事業（３）加入促進対策の効果的実施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。	
--	--	--	--	-------------	--	--	--

				・業務運営の効率化に考慮した予算を作成し、適切な管理を行ったか。		・中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成29年度予算(中期計画(第4期)から削減対象外とした経費を除いた額)と比較して、一般管理費15%以上減及び業務経費5%以上減とした中期計画予算を踏まえた令和4年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。	
--	--	--	--	----------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	1 内部統制の強化		
	2 情報セキュリティ対策の推進等		
	（1）情報セキュリティ対策の推進		
	（2）災害時等における事業継続性の強化		
	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携		
	4 資産運用における社会的に優良な企業への投資		
	5 人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	（参考情報）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第 6 その他業務運営に関する重要事項	第 4 その他業務運営に関する重要事項	第 4 その他業務運営に関する重要事項	＜定量的指標＞なし ＜その他の指標＞なし	第 4 その他業務運営に関する重要事項	＜評定と根拠＞ 評定：A 機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を託されている公的機関であること、また金融を業とする法人であることを踏まえ、令和4年度においては以下の取組を引き続き行った。 ① 毎月の理事会、業務運営・推進会議等において、機構職員には高い職業倫理が求められていることを理事長が発信し、統制環境の確立を図った。また、監事による監査をはじめ、平成 27 年 4 月の独法通則法改正の趣旨を踏まえ、機構	評定		
	1 内部統制の強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に	1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、資産運用委員会や運営委員会をはじめとする各種会議や監事監査等を通じて、内部統制システムを	1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組む。 また、「「独立行政法人の業務		1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組んだ。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有した。				

	見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。	適切に運用するとともに、内部の仕組みが有効に機能しているか継続的に点検・検証し改善することにより、内部統制のさらなる強化を図る。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。	の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。		（１）資産運用委員会 当機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。 資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。	（１）資産運用委員会 ・「資産運用委員会」を５回開催したほか、メール報告も併せて、余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び運用結果を報告した。 ・令和３年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ・基本方針の改正や基本ポートフォリオの定例検証について、審議の結果を反映させた。 ・審議内容について公表したものは次のとおりである。 資産運用委員会議事要旨（令和４年度第１～４回）	のガバナンス体制強化のために設置した有識者委員等による助言等に外部モニタリングに基づき、統制を図った。 さらに、インシデントへの備えとして、リスクマップの見直しを行い、業務上のリスク及び影響範囲並びに対応方法を適時適切に見直した。 ② 情報セキュリティ対策として、保有個人情報を含むＣＤ、ＤＶＤ等の記録媒体を適正に管理するため、新たに「ＣＤ・ＤＶＤ等の管理・使用に係る取扱要領」を整備し、管理体制の確保を図った。また、インシデント発生への備えとして標的型メール訓練、ＬＡＮケーブル抜線訓練等の訓練実施、情報セキュリティに係る研修を必ず受講させ、運用面からの体制強化につなげた。 また、システムの委託先事業所からは定期的に保守報告を受け、情報共有と意見交換を行いリスク管理体制の強化を図った。さらに、セキュリティ対策の実施状況のモニタリング及び今後の改善については、情報セキュリティ委員会において、実施状況の報告及び今後の課題等について審議を行い、適切に管理を行った。 ③ 災害時等における事業継続性の強化については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備え、データのバックアップを行うとともに、遠隔地へのデータ転送及び非常時の転送データ利用の訓練な	
--	---	---	---	--	--	---	---	--

			審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。 （２）情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会では、情報セキュリティ・インシデント発生時の手順書など情報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティ・インシデントに関する総括を行い、情報セキュリティに関する問題意識の共有と施策の策定を行う。 委員会にはＣＩＯ補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。 （３）情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会では、情報システムにおける情報セキュリティ強化及び中退共電算システムの再構築等の円滑な遂行に資するため、情報セキュリティ施策に関する現状・計画や、再構築等の進捗状況・予定等を情報セ		（２）情報セキュリティ委員会 ＣＩＯ補佐官も出席のもと、情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。 ・第20回情報セキュリティ委員会を開催（11/17 書面開催）し、情報取扱手順書の改定及びＣＤ・ＤＶＤ等管理・使用に係る今後の取り扱いについて審議を行った。 ・第21回情報セキュリティ委員会を開催（3/30 書面開催）し、ＷＥＢ会議に係る情報セキュリティ及び標的型メール訓練並びに自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況報告、また、今後の課題の審議及び今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議を行った。 （３）情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会を開催し、以下について審議を行った。また、これらについて有識者から助言を受けた（3/20）。 ・ＣＩＯ補佐官活動年次活動報告 ・情報セキュリティに係る対策推進計画（案）の策定 ・中退共電算システムの再構築 ・情報セキュリティ対策における状況報告 ・ＷＥＢ会議に係る情報セキュリティ対策状況の報告	どを行い、引き続き事業継続性の強化を図った。 ④ 資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。具体的なエンゲージメントは、公的機関のアセットオーナーとして、実務レベルのスチュワードシップ活動報告会と運用受託機関親会社トップマネジメントとの面談の形で実施している。令和4年度は、運用機関11社から活動報告を受け、13社とトップ面談を実施した。その中で、中小企業の福利厚生向上と振興を目指す機構として、社会（Ｓ）要素の関係では、大企業だけでなく中小企業や非正規労働者も含めた労働環境の改善や多様性への取組が重要との意見を表明した。また、環境（Ｅ）要素についても、林退共の運営主体として、炭素ガスの排出量削減だけでなく吸収を図ることが必要であり、その方策について発信した。加えて、カーボンニュートラルに向けた施策、ルール、政策の決定において、本邦固有事情を勘案することの重要性について問題意識を広く共有した。これらの活動は5年目を迎えて定着、エンゲージメントの内容も年々、深化している。トップ面談先からも貴重な情報・認識共有の機会として歓迎され、資産運用委員会からも
--	--	--	--	--	---	--

		セキュリティ有識者委員会に報告し、外部有識者委員による審議、助言、提言を受ける。 合わせて、CIO補佐官から年次活動報告を受け、審議を行う。 （４）システム化委員会 システム化委員会では、機構内のシステム化を統合的に管理するため、システム化案件の内容とその予算措置状況を全体として把握できるようにする。 （５）リスク管理・コンプライアンス体制 機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）を年度内に更新し、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行う。 また、法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会で審議すべき事項が生じた場合には、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、客観的・専門的見地に立った助言を受けるととも	＜評価の視点＞ ・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有したか。 ・内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行ったか。	（４）システム化委員会 システム化委員会を開催し、以下について審議を行った。 ・前回（令和 4 年 1 月開催）の審議内容を踏まえ、第 4 期中期計画期間中の各事業本部のシステム案件についてさらに精査するとともに、追加・変更案件についても審議を行った（8/31）。 ・8/31 の審議内容を踏まえ、引き続き各事業本部のシステム案件について、第 4 期中期計画期間における予算措置状況全体を把握するとともに、次期（第 5 期）中期計画期間におけるシステム関係予算に係る案件の精査を行った。 また、情報システムの整備及び管理に係る体制整備（PMO 設置等）の検討を行った（1/10）。 （５）リスク管理・コンプライアンス委員会 リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、環境変化や対応策の実施等により新たに追加又は削除したリスク・マップについて審議した（2/16 書面開催）。	高く評価された。 これらを踏まえ、A 評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、研修等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。 ・内部監査を実施し、内部統制（規程遵守、個人情報 の適切な取扱い等）、情報セキュリティ対策等を重点として、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。	
--	--	---	---	---	---	--

		に、最新のリスク・マップについての検証を行う。 （６）モニタリング体制 各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、PDCAサイクルを適切に機能させる。 中期計画・本計画の進捗状況について、業務運営・推進会議を少なくとも年３回開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、システム化委員会において検討を行う。 支部・コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及び監査室においてモニターし、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行う。 なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応するため、厚生労働省と連携を密にし、情報		（６）モニタリング体制 ・財務報告等の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた（６月）。また、監査法人による前事業年度の期末監査を、４月から６月にわたって受け、監査報告書を受領した（６月）。 業務執行状況について、監事による業務監査を受けた（２月）。 ・業務運営・推進会議を開催し、各事業本部及び総務部に係る令和３事業年度実績報告及び第４期見込評価実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「令和３事業年度業務実績等報告書（案）」及び「第４期見込評価実績報告書（案）」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（6/30）。 ○第１回業務運営・推進会議（4/18、4/20） 機構内各部署に係る令和３事業年度実施報告及び第４期見込評価実績報告に基づき審議 ○第２回業務運営・推進会議（6/17） 機構の「令和３事業年度業務実績報告書（案）」及び「第４期見込評価実績報告書（案）」に基づき審議 ○第３回業務運営・推進会議（11/9） 機構内各部署に係る令和４事業年度上半期進捗状況及び下半期計画に基づき審議 ・理事会において、中期計画及び年度計画の進捗状況等を毎月モニタリングした。 ・過去の実績（事業を取り巻く環境変化及び変化への対応）を総括し、機構のミッションを踏まえたうえで、機構の第５期中期計画及び令和５事業年度計画を策定した。 内部監査計画書に基づき、以下の通り実施した。 ・情報セキュリティ関係に係る監査（PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査：4/27～6/17、12/12～2/28、監査フォローアップ含む。） ・前年度監査フォローアップを行った。（7/11、8/17、10/13） ・資産運用部及び勤労者財産形成部に対する業務実施執行状況に係る監査（8/25、9/1、9/8、9/9） ・特退共都道府県支部に対する個人情報・情報セキュリティ対策等に係る監査（10/18、書面及び電話ヒアリングにより実施：2/10～3/31） → 建退共九州８支部 清退共静岡県支部・九州８支部 林退共静岡県支部・九州８支部 ・総務部会計第一課・会計第二課及び勤労者財産形成部管理課に対する業務執行状況に係る監査（3/1、3/3、3/7） ・保有特定個人情報等の取扱いに係る監査（3/7～3/31） 業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況を把握するため建退共の支部に対し、監事より書面及び電話ヒアリングにて業務及びシステム監査を受けた。 建退共福井県支部、建退共奈良県支部、建退共香川県支部（8/23） 建退共福島県支部、建退共群馬県支部（8/24）	
--	--	--	--	---	--

	2 情報セキュリティ対策の推進等 （1）情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。 システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。 また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PD	2 情報セキュリティ対策の推進等 （1）情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。 実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 また、インシ	と現状認識、問題意識の共有を図る。 2 情報セキュリティ対策の推進等 （1）情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバーセキュリティ協議会等の外部機関も活用して情報収集に努め、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。 実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検	<定量的指標>なし <その他の指標>なし <評価の視点> ・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ったか。 ・システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時	2 情報セキュリティ対策の推進等 （1）情報セキュリティ対策の推進 【組織運営面】 ・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査（PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査（4/27～6/17、12/12～2/28）監査フォローアップ含む。）を行った。 【設備面】 ・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。 【運用面】 ・保有個人情報を含むCD、DVD等の記録媒体を適正に管理するため、新たに「CD・DVD等の管理・使用に係る取扱要領」を策定した（3月）。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・令和4年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 ○NISC勉強会（4/21・4/22・7/29・9/26、オンライン開催） ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（5/16） ○サイバーセキュリティ協議会説明会（5/16、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○情報セキュリティ対策推進連絡会議（6/23、厚生労働省主催、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○CSIRT向け訓練（6/27・9/30、厚生労働省主催、オンライン開催） ○JPCERT情報共有会（7/29・12/27、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○第二GSOC報告会（8/10・2/27、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○CSIRT会合（9/15、NISC主催、オンライン開催） ○CSIRT研修（10/5・12/23・1/30、NISC主催、オンライン開催） ○所管法人CSIRT担当者会議（2/10、厚生労働省主催、オンライン開催） ○インシデント発生時を想定した厚生労働省との連携訓練の実施（10/13実施済、厚生労働省主催） ○全役職員を対象とした標的型メール訓練（1/18） ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/18～31） ○全役職員に対し、eラーニングによる情報セキュリティ研修（1/30～2/22） ○WEBアプリケーションのセキュリティ診断（3/9～17）	<評価の視点に対する措置> ・インシデントの連携訓練やインシデント時におけるLANケーブルの抜線訓練及び標的型攻撃メール訓練を実施し、職員のセキュリティ意識の向上を図った。 全役職員について、情報セキュリティ研修を行った結果、情報セキュリティに対する遵守率が向上したことを令和4年度に実施した情報セキュリティに係る自己点検の結果より確認した。 CSIRT研修、NISC研修、情報セキュリティ対策推進連絡会議、所管法人CSIRT担当者会議等への参加により、サイバーセキュリティ分野における様々な情報収集を行い、関係者に周知した。 令和4年大型連休時において、機構のWEBサーバを閉鎖し、ホームページの一時閲覧停止の旨を退避用クラウドサーバにて掲示することで、セキュリティ・インシデントのリスクを回避した。 ・委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行った。また、ハードウェア・	
--	---	---	---	---	---	---	--

	ＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	デント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。	証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。	等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ったか。 ・セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。	・ＣＩＯ補佐官も出席のもと、情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。 ○情報取扱手順書の改定及びＣＤ・ＤＶＤ等管理・使用に係る今後の取り扱い ○ＷＥＢ会議に係る情報セキュリティ及び標的型メール訓練並びに自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況報告、また、今後の課題の審議及び今年度の実績報告と来年度の対策推進計画	ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。 ・セキュリティ対策の実施状況の把握及び今後の改善について、情報セキュリティ委員会を開催し、情報取扱手順書の改定及びＣＤ・ＤＶＤ等管理・使用に係る今後の取り扱いについて審議を行ったほか、ＷＥＢ会議に係る情報セキュリティ及び標的型メール訓練並びに自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況報告、また、今後の課題の審議及び令和４年度の実績報告と令和５年度の対策推進計画を審議した。 ・機構職員の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、休憩時間の混雑緩和を目的として、休憩時間の変更等を可能とする総務部長事務連絡を発出（８/２５付）し、事業継続性の強化を図った。 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。	
	（２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。	（２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。	（２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。	・災害時における事業継続性強化のための対策を講じているか。	（２）災害時等における事業継続性の強化 ・機構職員の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、休憩時間の混雑緩和を目的として、休憩時間の変更等を可能とする総務部長事務連絡を発出（８/２５付）し、事業継続性の強化を図った。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップを行い、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送と、非常時の転送データ利用の訓練を実施した。 大阪コーナーでの業務継続（ＢＣＰ）のテスト作業を４回実施した（令和４年６月３日、令和４年８月２６日、令和４年１１月２５日、令和５年３月３日）。 ・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行った。新たなバックアップ対象の有無を確認したが、令和４年度については、バックアップが必要な新たな対象は無かった。	・機構職員の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、休憩時間の混雑緩和を目的として、休憩時間の変更等を可能とする総務部長事務連絡を発出（８/２５付）し、事業継続性の強化を図った。 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップを行い、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。	

	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。 【指標】 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2015（平成27）年度実績15回、2016（平成28）年度実績15回	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。 ① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。 ① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	＜定量的指標＞ ・中退共事業の未加入事業主に対する説明会等の機会をとらえて毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図っているか。 ＜その他の指標＞なし ＜評価の視点＞ ・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用した。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行った。 ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB上での説明会（25回）において、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（320社参加）。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。 ・4月発行の「中退共だより」21号に、財産形成促進事業の広告を掲載し、共済契約者（375,950所）及び関係機関等（7,548所）へ配布するとともに、ホームページに掲載した（5月）。 ・財形福祉協会発行の「福祉情報」（No.1049号、2/10発行）に中退共事業と財産形成促進事業の共同で制度の広告を掲載した。 ・建退共各都道府県支部（47所）に財形制度のリーフレットを送付した（5月）。 ・建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した（2月）。 ・中退共事業と財産形成促進事業の共同で、47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、制度の広報資料を配布した（6月2,350部）。 ・働き方改革推進支援センターの「従業員が安心して働ける環境づくり」にて、中退共事業と財形事業と共同でセミナーを実施した。 ・東京働き方改革推進支援センター 令和5年2月1日 3者参加 令和5年2月27日 5者参加	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB上での説明会（25回）において、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（320社参加）。 ・中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主5,516所に対して財形制度の資料送付を行った。その効果について、アンケートにより検証を実施した。その結果を見ると、アンケートの回答者の過半数が財形持家融資制度を認識していなかったことから、当該制度について一定程度の周知効果があったものと思われる。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。 4月発行の「中退共だより」21号に、財産形成促進事業の広告を掲載	
--	---	---	--	---	--	---	--

				ったか。 ・埼玉働き方改革推進支援センター 令和5年2月2日 8者参加 令和5年2月28日 5者参加 ・千葉働き方改革推進支援センター 令和5年2月2日 2者参加 令和5年2月28日 2者参加 ・神奈川働き方改革推進支援センター 令和5年2月2日 2者参加 令和5年2月27日 6者参加 ・令和3年度から継続して、中退共事業本部及び厚生労働省、労働金庫連合会と財産形成促進事業の共同で、財産形成促進事業のホームページに中退共制度の説明動画を掲載した。 ③ 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主5,516所に対して財形制度の資料送付を行った。その効果について、アンケートにより検証を実施した。その結果を見ると、アンケートの回答者の過半数が財形持家融資制度を認識していなかったことから、当該制度について一定程度の周知効果があったものと思われる。	し、共済契約者(375,950所)及び関係機関等(7,548所)へ配布するとともに、ホームページに掲載した(5月)。 財形福祉協会発行の「福祉情報」(No.1049号、2/10発行)に中退共事業と財産形成促進事業の共同で制度の広告を掲載した。 建退共各都道府県支部(47所)に財形制度のリーフレットを送付した(5月)。 建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した(2月)。 中退共事業と財産形成促進事業の共同で、47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、制度の広報資料を配布した(6月2,350部)。
4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018	4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018(平成30)年度末までに結果をとりまと	4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについては、当面運用機関との複層的なエンゲージメントを定期的実施し、その概要をホームページに公表する。 なお、本件については、E S	・各退職金共済事業の資産運用において、一定の範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、運用機関との複層的なエンゲージメントを定期的実施し、その概要をホームページに公表しているか。	4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 エンゲージメント実施部署から実務レベルの報告を受けるスチュワードシップ活動報告会と、理事長による主要運用機関トップマネジメントとの面談という重層的な活動が実施された。スチュワードシップ活動報告会では、エンゲージメントの内容や議決権行使における考え方等について説明を受け、意見交換が行われた。理事長による主要運用機関トップマネジメントとの面談では、運用受託機関と親会社とのファイヤーウォールに反しないよう配慮しつつ、資産運用のグローバル化が進む中での本邦運用機関の経営及び人材育成戦略のほか、アセットオーナーとしてのE S G課題への取組について意見交換が行われたところである。 また、スチュワードシップ活動状況の概要を、資産運用委員会にて報告後、ホームページで公表した(令和5年5月8日)。	・資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。 具体的なエンゲージメントは、公的機関のアセットオーナーとして、実務レベルのスチュワードシップ活動報告会と運用受託機関親会社トップマネジメントとの面談の形で実施している。令和4年度は、運用機関11社から活動報告を受け、13社とトップ面談を実施した。その中で、中小企業の福利厚生向上と振興を目指す

	(平成30) 年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。	め、可能な場合は実施する。	G 投資や責任投資原則（P R I）、S D G s 等を巡る内外の動向に関する情報を収集しつつ、検討を継続する。			機構として、社会（S）要素の関係では、大企業だけでなく中小企業や非正規労働者も含めた労働環境の改善や多様性への取組が重要との意見を表明した。また、環境（E）要素についても、林退共の運営主体として、炭素ガスの排出量削減だけでなく吸収を図ることが必要であり、その方策として日本の国土の 3 分の 2 を占める森林を、日本固有の里山文化も活かして活用することの意義について発信した。加えて、カーボンニュートラルに向けた施策、ルール、政策の決定において、本邦固有事情を勘案することの重要性について問題意識を広く共有した。これら活動は 5 年目を迎えて定着、エンゲージメントの内容も年々、深化している。トップ面談先からも貴重な情報・認識共有の機会として歓迎され、資産運用委員会からも高く評価された。	
--	-------------------------------------	---------------	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－1	第5 予算、収支計画及び資金計画		
	第6 短期借入金の限度額		
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	第8 剰余金の使途		
	第9 職員の人事に関する計画		
	第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
		達成目標	(参考)	3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括別紙－1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括別紙－1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第5 予算、収支計画及び資金計画 省略	<評定と根拠> 評定：B 短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 職員の人事については、機構が求める人材の確保を図るべく、WEBによる筆記試験、グループディスカッション及び最終個別面接を実施し、9名を採用した。さらに、機構資産の運用業務において、特にPRI署名等ESGに係る課題について、海外機関との交渉も含め、関連作業を主導する職員を募集し、令和5年7月採用予定者1名を内定した。また、多様なポストを経験	評定	

	－ 7 のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙－ 8 のと おり ② 中退共事業 等勘定 別紙 － 9 のとおり ③ 建退共事業 等勘定 別紙 － 10 のとおり ④ 清退共事業 等勘定 別紙 － 11 のとおり ⑤ 林退共事業 等勘定 別紙 － 12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－ 13 のと おり ⑦ 雇用促進融 資勘定 別紙 － 14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－ 15 のと おり ② 中退共事業 等勘定 別紙 － 16 のとおり ③ 建退共事業 等勘定 別紙 － 17 のとおり ④ 清退共事業 等勘定 別紙 － 18 のとおり ⑤ 林退共事業 等勘定 別紙 － 19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－ 20 のと おり ⑦ 雇用促進融 資勘定 別紙 － 21 のとおり 第 6 短期借入 金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業	のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙－ 8 のと おり ② 中退共事業等 勘定 別紙－ 9 のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙－ 10 のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙－ 11 のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙－ 12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－ 13 のと おり ⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙－ 14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－ 15 のと おり ② 中退共事業等 勘定 別紙－ 16 のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙－ 17 のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙－ 18 のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙－ 19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－ 20 のと おり ⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙－ 21 のとおり 第 6 短期借入金 の限度額 1 限度額 ① 中退共事業に	<評価の視点> ・中期計画の予 算の範囲内で適 正に予算を執行 しているか。 ・短期借入金の 限度額を超えな かったか。ま た、借入を行う 理由は適切であ	第 6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業、② 建退共事業、③ 清退共事業、④ 林退共事業における借入実	させるべく、令和 4 年度 中に機構職員のうち 15.0%の人事異動を決 定した。 前期中期目標期間繰 越積立金は、建退共事業 等勘定特別業務経理の 業務に充てた。 これらを踏まえ、B 評 価とする。 <評価の視点に対する 措置> ・年度計画の予算の範囲 内で適正に予算を執行 した。 ・短期借入金につい ては、財形融資事業にお ける資金繰り上発生した 資金不足に対するつな ぎ資金として、借入限度	
--	---	--	--	---	---	--

	においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 391 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする	においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 391 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、	ったか。	績はなかった。 ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。 73 億円（令和4年6月22日～6月30日） 30 億円（令和4年9月22日～9月29日） 148 億円（令和5年3月24日～3月29日） ⑥ 雇用促進融資事業における借入実績はなかった。 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	額の範囲内で、借入を行った。	
--	---	---	-------------	---	-----------------------	--

		ときは、その計画 なし	その計画 なし				
		第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。	第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。	・財形勘定における決算において剰余金が発生した際には、適切に執行しているか。	第8 剰余金の使途 実績なし。	・実績なし。	
	第6 その他業務運営に関する重要事項 5 人事に関する事項 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上の観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定すること。	第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。	第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、平成31（令和元）年度に策定した「独立行政法人勤労者退職金共済機構人材確保・育成の方針」に基づき、引き続き、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。	・人材の確保・育成に係る方針を策定し、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。 ＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、「人材の確保・育成に係る方針」を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努めた。	・各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、「人材の確保・育成に係る方針」を策定し、その上で以下の取組を行った。 新規職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、WEBによる筆記試験、グループディスカッション、最終個別面接を実施し、9名を採用した。また、機構資産の運用業務において、特にPRI署名等ESGに係る課題について、海外機関との交渉も含め、関連作業を主導する職員を募集し、令和5年7月採用予定者1名を内定した。 研修については、令和4年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施	
		1 方針 ① 職員の採用に当たって	① 職員の採用に当たっては、意		1 方針 ① 令和5年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載の他、「キャリアタスUC（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」		

	は、意欲や能力の高い人材をより広く求める。 ② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に附帯する業務 ③財産形成促進	欲や能力の高い人材をより広く求める。 ② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に附帯する業務 ③財産形成促進事業 ④雇用促進融資事業	<評価の視点> ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。	を利用した各大学等への求人情報の提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った結果、123名の応募者があった。 選考にあたっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、WEBによる筆記試験、グループディスカッションを行った結果、最終個別面接を実施し、計9名を採用した。 また、機構資産の運用業務において、特にPR I 署名等ESGに係る課題について、海外機関との交渉も含め、関連作業を主導する職員（サステナビリティ統括役）を募集し、令和5年7月採用予定者を1名内定した。 令和5年4月1日採用 9名 令和5年7月採用内定 1名 ② 令和4年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 実施回数：68回 参加人数：1,505人 基本研修 17回 636人 実務研修 51回 869人 ③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、令和4年度中に機構職員のうち15.0%の人事異動を行った（令和4年10月1日、令和5年4月1日）。 第10 積立金の処分に関する事項 主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおりの業務に充てた。 ① 建退共事業等勘定 給付経理 2,956,682,912円 ② 建退共事業等勘定 特別給付経理 317,710,436円 ② 建退共事業等勘定 特別業務経理 10,487,416円 ① 清退共事業等勘定 給付経理 67,320,979円	した（実施回数68回、参加人数1,505人）。 人事異動については、多様なポストを経験させ職員の働く意欲と職場の活力を高めるべく、令和4年度においては、機構職員のうち15.0%の人事異動を行った（令和4年10月1日、令和5年4月1日）。 <評価の視点に対する措置> ・前期中期目標期間繰越積立金について、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、各勘定における業務に充てた。	
--	---	--	--	---	--	--

		事業 ④雇用促進融資 事業					
--	--	---------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	430,034	374,201	374,201	374,201	374,201
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	157,512	153,811
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

清酒製造業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	2,655	2,655	2,655	2,655	2,588
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	185	90	96	39
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

財形勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	12,255	12,255	12,255	12,255	12,255
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	705	1,277	1,629	1,816
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

建設業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	98,634	76,397	76,393	76,362	73,077
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	10	395	20,215	11,078
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—		—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

林業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—		—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

雇用促進融資勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	980	980	980	980	980
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	49	141	206
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	0	0	0	0	0
当期の運営費交付金交付額（a）	31	31	30	30	29
うち年度末残高（b）	0	0	0	0	0
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.00％	0.00％	0.00％	0.00％	0.00％

予算（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	508,156	508,171	16	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,966	6,894	△ 72	
業務収入	498,755	497,758	△ 997	
掛金等収入	479,378	478,718	△ 660	
運用収入等	19,378	19,040	△ 338	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	27	113	86	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	575	570	△ 5	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,629	2,738	1,109	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 3	
林業退職金共済事業等勘定より受入	200	98	△ 102	
支 出	474,043	456,780	△ 17,262	
退職給付金等	457,707	443,252	△ 14,455	
業務経費	2,761	2,935	173	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	2,761	2,935	173	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	11,167	7,187	△ 3,980	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,824	2,817	993	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	570	577	7	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	12	12	△ 1	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	594	556	△ 38	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	593	556	△ 38	
掛金等収入	561	519	△ 41	
運用収入等	33	36	3	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	1	1	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,743	1,407	△ 336	
退職給付金等	1,438	1,133	△ 305	
業務経費	51	75	24	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	51	75	24	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	254	200	△ 54	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	154,579	107,048	△ 47,531	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	154,577	107,046	△ 47,531	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	154,577	107,046	△ 47,531	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	2	2	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	154,433	107,097	△ 47,336	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	154,034	106,803	△ 47,230	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	154,034	106,803	△ 47,230	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	166	82	△ 83	
人件費	233	211	△ 22	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	163	199	36	
運営費交付金収入	29	29	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	57	57	—	
業務収入	77	113	36	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	77	113	36	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	86	74	△ 11	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	57	48	△ 8	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	57	48	△ 8	
一般管理費	12	10	△ 2	
人件費	17	16	△ 1	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	11,939	7,902	△ 4,036	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	11,421	7,387	△ 4,035	
国庫補助金収入	517	516	△ 2	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	—	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	11,939	7,986	△ 3,953	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	9,446	5,362	△ 4,084	
退職金共済事業関係経費	9,446	5,362	△ 4,084	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	83	253	170	
人件費	2,410	2,371	△ 39	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 11,421	△ 7,387	4,035	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	△ 11,421	△ 7,387	4,035	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 11,421	△ 7,387	4,035	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 11,421	△ 7,387	4,035	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	664,009	616,490	△ 47,519	
運営費交付金収入	29	29	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,541	7,466	△ 74	
業務収入	654,003	605,473	△ 48,530	
掛金等収入	479,938	479,237	△ 701	
運用収入等	19,411	19,076	△ 334	
勤労者財産形成促進業務収入	154,577	107,046	△ 47,531	
雇用促進融資業務収入	77	113	36	
業務外収入	30	116	86	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	575	570	△ 5	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,629	2,738	1,109	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 3	
林業退職金共済事業等勘定より受入	200	98	△ 102	
支 出	630,822	565,958	△ 64,864	
退職給付金等	459,145	444,385	△ 14,760	
業務経費	166,349	115,223	△ 51,126	
退職金共済事業関係経費	9,446	5,362	△ 4,084	
運用費用等	2,813	3,010	197	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	154,034	106,803	△ 47,230	
雇用促進融資業務経費	57	48	△ 8	
一般管理費	261	346	85	
人件費	2,660	2,598	△ 62	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,824	2,817	993	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	570	577	7	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	12	12	△ 1	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和 4 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	442,257	444,698	2,441	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	5,873	5,806	△ 67	
業務収入	434,560	436,048	1,488	
掛金等収入	418,293	420,220	1,927	
運用収入等	16,267	15,828	△ 438	
業務外収入	—	27	27	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,625	2,731	1,106	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	196	85	△ 111	
支 出	406,178	390,656	△ 15,523	
退職給付金等	395,459	383,537	△ 11,922	
業務経費	2,453	2,442	△ 11	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	2,453	2,442	△ 11	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	7,692	4,107	△ 3,585	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	566	564	△ 2	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	8	5	△ 3	

予算（令和 4 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	8,039	4,454	△ 3,585	
給付経理から受入	7,692	4,107	△ 3,585	
国庫補助金収入	347	347	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	8,039	4,379	△ 3,660	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	6,272	2,664	△ 3,609	
退職金共済事業関係経費	6,272	2,664	△ 3,609	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	55	158	103	
人件費	1,712	1,558	△ 154	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和4年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	△ 7,692	△ 4,107	3,585	
給付経理から受入	△ 7,692	△ 4,107	3,585	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 7,692	△ 4,107	3,585	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 7,692	△ 4,107	3,585	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	442,604	445,045	2,441	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,220	6,153	△ 67	
業務収入	434,560	436,048	1,488	
掛金等収入	418,293	420,220	1,927	
運用収入等	16,267	15,828	△ 438	
業務外収入	—	27	27	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,625	2,731	1,106	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	196	85	△ 111	
支 出	406,525	390,928	△ 15,598	
退職給付金等	395,459	383,537	△ 11,922	
業務経費	8,726	5,106	△ 3,620	
退職金共済事業関係経費	6,272	2,664	△ 3,609	
運用費用等	2,453	2,442	△ 11	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	55	158	103	
人件費	1,712	1,558	△ 154	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	566	564	△ 2	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	8	5	△ 3	

予算（令和 4 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	64,163	61,911	△ 2,252	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,052	1,052	△ 0	
業務収入	62,514	60,195	△ 2,319	
掛金等収入	59,451	57,031	△ 2,421	
運用収入等	3,063	3,165	102	
業務外収入	27	87	60	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	566	564	△ 2	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	4	13	9	
支 出	65,791	64,488	△ 1,303	
退職給付金等	60,544	58,314	△ 2,230	
業務経費	302	490	188	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	302	490	188	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3,317	2,946	△ 370	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,625	2,731	1,106	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	7	3	

予算（令和 4 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	593	555	△ 38	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	592	555	△ 38	
掛金等収入	560	518	△ 41	
運用収入等	33	36	3	
業務外収入	1	1	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,729	1,403	△ 326	
退職給付金等	1,427	1,129	△ 298	
業務経費	51	75	24	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	51	75	24	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	251	199	△ 52	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	3,688	3,266	△ 423	
給付経理から受入	3,568	3,145	△ 423	
国庫補助金収入	120	120	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	3,688	3,405	△ 284	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	3,069	2,614	△ 454	
退職金共済事業関係経費	3,069	2,614	△ 454	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	26	92	67	
人件費	594	698	104	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	△ 3,568	△ 3,145	423	
給付経理から受入	△ 3,568	△ 3,145	423	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 3,568	△ 3,145	423	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 3,568	△ 3,145	423	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	64,876	62,586	△ 2,290	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,172	1,172	△ 0	
業務収入	63,106	60,750	△ 2,357	
掛金等収入	60,011	57,549	△ 2,462	
運用収入等	3,096	3,201	105	
業務外収入	28	87	60	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	566	564	△ 2	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	4	13	9	
支 出	67,641	66,151	△ 1,490	
退職給付金等	61,971	59,443	△ 2,528	
業務経費	3,422	3,179	△ 243	
退職金共済事業関係経費	3,069	2,614	△ 454	
運用費用等	353	565	212	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	26	92	67	
人件費	594	698	104	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,625	2,731	1,106	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	7	3	

予算（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	53	53	△ 1	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	2	1	△ 1	
業務収入	51	52	1	
掛金等収入	38	39	1	
運用収入等	13	13	0	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
支 出	311	162	△ 149	
退職給付金等	219	97	△ 122	
業務経費	0	—	△ 0	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	89	65	△ 24	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	1	△ 2	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	

予算（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	1	1	△ 0	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	1	1	△ 0	
掛金等収入	1	1	△ 0	
運用収入等	0	—	△ 0	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	14	4	△ 10	
退職給付金等	11	4	△ 8	
業務経費	0	—	△ 0	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3	1	△ 2	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	108	81	△ 28	
給付経理から受入	92	66	△ 26	
国庫補助金収入	17	15	△ 2	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	108	91	△ 18	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	47	28	△ 19	
退職金共済事業関係経費	47	28	△ 19	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	2	2	△ 0	
人件費	59	61	2	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	△ 92	△ 66	26	
給付経理から受入	△ 92	△ 66	26	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 92	△ 66	26	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 92	△ 66	26	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	71	69	△ 2	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	19	16	△ 3	
業務収入	52	53	1	
掛金等収入	39	40	1	
運用収入等	13	13	0	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
支 出	342	191	△ 150	
退職給付金等	230	100	△ 130	
業務経費	47	28	△ 19	
退職金共済事業関係経費	47	28	△ 19	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	2	2	△ 0	
人件費	59	61	2	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	1	△ 2	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	

予算（令和 4 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	1,682	1,510	△ 172	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	39	36	△ 4	
業務収入	1,630	1,462	△ 168	
掛金等収入	1,595	1,428	△ 167	
運用収入等	35	34	△ 1	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	8	5	△ 3	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	4	7	3	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,762	1,474	△ 287	
退職給付金等	1,485	1,305	△ 181	
業務経費	6	3	△ 3	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	6	3	△ 3	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	70	69	△ 1	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	196	85	△ 111	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	13	9	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	104	103	△ 1	
給付経理から受入	70	69	△ 1	
国庫補助金収入	34	34	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	104	112	9	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	58	56	△ 2	
退職金共済事業関係経費	58	56	△ 2	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	1	2	1	
人件費	45	55	10	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和4年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	△ 70	△ 69	1	
給付経理から受入	△ 70	△ 69	1	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 70	△ 69	1	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 70	△ 69	1	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和4年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	1,716	1,544	△ 172	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	73	69	△ 4	
業務収入	1,630	1,462	△ 168	
掛金等収入	1,595	1,428	△ 167	
運用収入等	35	34	△ 1	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	8	5	△ 3	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	4	7	3	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,795	1,518	△ 278	
退職給付金等	1,485	1,305	△ 181	
業務経費	64	58	△ 5	
退職金共済事業関係経費	58	56	△ 2	
運用費用等	6	3	△ 3	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	1	2	1	
人件費	45	55	10	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	196	85	△ 111	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	13	9	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	154,579	107,048	△ 47,531	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	154,577	107,046	△ 47,531	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	154,577	107,046	△ 47,531	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	2	2	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	154,433	107,097	△ 47,336	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	154,034	106,803	△ 47,230	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	154,034	106,803	△ 47,230	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	166	82	△ 83	
人件費	233	211	△ 22	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 4 年度）

雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	163	199	36	
運営費交付金収入	29	29	—	
国庫補助金収入	57	57	—	
業務収入	77	113	36	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	77	113	36	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	86	74	△ 11	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	57	48	△ 8	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	57	48	△ 8	
一般管理費	12	10	△ 2	
人件費	17	16	△ 1	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

収支計画（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	6,307,650	595,744	△ 5,711,906	
事業費用	463,273	503,336	40,063	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	11,167	7,187	△ 3,980	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	106,576	7,604	△ 98,973	
責任準備金繰入	5,726,618	77,618	△ 5,649,000	
事業外費用	16	—	△ 16	
財務費用	—	—	—	
経常収益	6,321,716	503,229	△ 5,818,487	
事業収益	548,729	496,283	△ 52,446	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	6,966	6,894	△ 72	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	103,924	5	△ 103,919	
責任準備金戻入	5,662,097	48	△ 5,662,050	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	14,066	△ 92,515	△ 106,581	
目的積立金取崩額	—	3,024	3,024	
総利益（△総損失）	14,066	△ 89,491	△ 103,557	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	18,022	1,610	△ 16,412	
事業費用	1,492	1,410	△ 82	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	254	200	△ 54	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	66	—	△ 66	
責任準備金繰入	16,210	—	△ 16,210	
事業外費用	0	—	△ 0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	17,976	943	△ 17,033	
事業収益	805	567	△ 237	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	53	3	△ 50	
責任準備金戻入	17,119	373	△ 16,746	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 46	△ 667	△ 621	
目的積立金取崩額	—	318	318	
総利益（△総損失）	△ 46	△ 350	△ 303	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	1,995	1,602	△ 393	
事業費用	715	446	△ 269	
一般管理費	399	320	△ 79	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	7	7	
財務費用	881	830	△ 51	
経常収益	2,081	1,776	△ 305	
事業収益	2,073	1,773	△ 300	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	1	0	
貸倒引当金戻入	8	3	△ 5	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	87	175	88	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	87	175	88	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	88	75	△ 13	
事業費用	57	48	△ 8	
一般管理費	31	27	△ 4	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	0	0	
経常収益	118	147	30	
事業収益	14	21	8	
運営費交付金	29	27	△ 2	
国庫補助金収入	57	48	△ 8	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	1	1	
貸倒引当金戻入	16	48	31	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	0	
退職給付引当金見返に係る収益	1	2	1	
純利益（△純損失）	30	72	43	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	30	72	43	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	11,950	7,855	△ 4,095	
事業費用	—	6,702	6,702	
一般管理費	11,950	1,148	△ 10,802	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	6	6	
財務費用	—	—	—	
経常収益	11,939	7,932	△ 4,006	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	517	516	△ 2	
給付経理より受入	11,421	7,387	△ 4,035	
資産見返補助金等戻入	—	30	30	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 11	77	88	
目的積立金取崩額	—	10	10	
総利益（△総損失）	△ 11	88	99	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和4年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	△ 11,421	△ 11,221	201	
事業費用	—	△ 3,406	△ 3,406	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 11,421	△ 7,387	4,035	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	△ 7	△ 7	
責任準備金繰入	—	△ 420	△ 420	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 11,421	△ 11,221	201	
事業収益	—	△ 3,406	△ 3,406	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 11,421	△ 7,387	4,035	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	△ 7	△ 7	
責任準備金戻入	—	△ 420	△ 420	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 4 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	6,328,284	595,666	△ 5,732,618	
事業費用	465,537	508,535	42,999	
一般管理費	12,380	1,494	△ 10,886	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	106,642	7,597	△ 99,046	
責任準備金繰入	5,742,828	77,197	△ 5,665,630	
事業外費用	16	13	△ 3	
財務費用	881	830	△ 51	
経常収益	6,342,408	502,808	△ 5,839,601	
事業収益	551,619	495,238	△ 56,381	
運営費交付金	29	27	△ 2	
国庫補助金収入	7,541	7,458	△ 82	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	31	31	
貸倒引当金戻入	24	51	27	
支払備金戻入	103,976	—	△ 103,976	
責任準備金戻入	5,679,216	—	△ 5,679,216	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	0	
退職給付引当金見返に係る収益	1	2	1	
純利益（△純損失）	14,125	△ 92,858	△ 106,983	
目的積立金取崩額	—	3,352	3,352	
総利益（△総損失）	14,125	△ 89,506	△ 103,631	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 4 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	5,263,443	519,434	△ 4,744,009	
事業費用	398,841	433,392	34,552	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	7,692	4,107	△ 3,585	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	102,548	7,232	△ 95,316	
責任準備金繰入	4,754,349	74,703	△ 4,679,646	
事業外費用	15	—	△ 15	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,270,344	439,720	△ 4,830,625	
事業収益	477,078	433,914	△ 43,164	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	5,873	5,806	△ 67	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	100,123	—	△ 100,123	
責任準備金戻入	4,687,271	—	△ 4,687,271	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	6,901	△ 79,714	△ 86,615	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	6,901	△ 79,714	△ 86,615	

収支計画（令和 4 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	8,047	4,201	△ 3,847	
事業費用	—	3,660	3,660	
一般管理費	8,047	537	△ 7,510	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	4	4	
財務費用	—	—	—	
経常収益	8,039	4,466	△ 3,573	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	347	347	—	
給付経理より受入	7,692	4,107	△ 3,585	
資産見返補助金等戻入	—	12	12	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	△ 9	265	274	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 9	265	274	

収支計画（令和 4 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	△ 7,692	△ 4,107	3,585	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 7,692	△ 4,107	3,585	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 7,692	△ 4,107	3,585	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 7,692	△ 4,107	3,585	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和 4 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	5,263,799	519,528	△ 4,744,271	
事業費用	398,841	437,052	38,211	
一般管理費	8,047	537	△ 7,510	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	102,548	7,232	△ 95,316	
責任準備金繰入	4,754,349	74,703	△ 4,679,646	
事業外費用	15	4	△ 11	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,270,691	440,079	△ 4,830,612	
事業収益	477,078	433,914	△ 43,164	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,220	6,153	△ 67	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	12	12	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	100,123	—	△ 100,123	
責任準備金戻入	4,687,271	—	△ 4,687,271	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	6,892	△ 79,449	△ 86,341	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	6,892	△ 79,449	△ 86,341	

収支計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	1,025,080	74,449	△ 950,631	
事業費用	62,512	68,297	5,785	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3,317	2,946	△ 370	
支払備金繰入	3,940	372	△ 3,569	
責任準備金繰入	955,310	2,834	△ 952,475	
事業外費用	1	—	△ 1	
経常収益	1,032,201	61,913	△ 970,287	
事業収益	69,829	60,862	△ 8,967	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,052	1,052	△ 0	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	3,723	—	△ 3,723	
責任準備金戻入	957,597	—	△ 957,597	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	7,121	△ 12,536	△ 19,657	
目的積立金取崩額	—	2,957	2,957	
総利益（△総損失）	7,121	△ 9,579	△ 16,700	

収支計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	17,966	1,606	△ 16,360	
事業費用	1,481	1,407	△ 75	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	251	199	△ 52	
支払備金繰入	66	—	△ 66	
責任準備金繰入	16,167	—	△ 16,167	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	17,917	940	△ 16,977	
事業収益	804	566	△ 237	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	53	3	△ 50	
責任準備金戻入	17,061	371	△ 16,690	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 48	△ 666	△ 617	
目的積立金取崩額	—	318	318	
総利益（△総損失）	△ 48	△ 348	△ 300	

収支計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	3,690	3,458	△ 232	
事業費用	—	2,866	2,866	
一般管理費	3,690	590	△ 3,101	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	2	2	
経常収益	3,688	3,272	△ 416	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	120	120	—	
給付経理より受入	3,568	3,145	△ 423	
資産見返補助金等戻入	—	7	7	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	△ 2	△ 185	△ 183	
目的積立金取崩額	—	10	10	
総利益（△総損失）	△ 2	△ 175	△ 173	

収支計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	△ 3,568	△ 3,519	49	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 3,568	△ 3,145	423	
支払備金繰入	—	△ 3	△ 3	
責任準備金繰入	—	△ 371	△ 371	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 3,568	△ 3,519	49	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 3,568	△ 3,145	423	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	△ 3	△ 3	
責任準備金戻入	—	△ 371	△ 371	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	1,043,168	75,994	△ 967,174	
事業費用	63,993	72,570	8,576	
一般管理費	3,690	590	△ 3,101	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	4,006	369	△ 3,637	
責任準備金繰入	971,477	2,463	△ 969,014	
事業外費用	1	2	1	
経常収益	1,050,238	62,607	△ 987,632	
事業収益	70,632	61,428	△ 9,204	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,172	1,172	△ 0	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	7	7	
支払備金戻入	3,775	—	△ 3,775	
責任準備金戻入	974,659	—	△ 974,659	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	7,070	△ 13,387	△ 20,457	
目的積立金取崩額	—	3,285	3,285	
総利益（△総損失）	7,070	△ 10,102	△ 17,172	

収支計画（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	1,249	179	△ 1,070	
事業費用	225	114	△ 111	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	89	65	△ 24	
支払備金繰入	6	—	△ 6	
責任準備金繰入	929	—	△ 929	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	1,217	95	△ 1,122	
事業収益	60	44	△ 17	
国庫補助金収入	2	1	△ 1	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	3	3	△ 0	
責任準備金戻入	1,151	48	△ 1,104	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 33	△ 85	△ 52	
目的積立金取崩額	—	67	67	
総利益（△総損失）	△ 33	△ 17	15	

収支計画（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	57	4	△ 52	
事業費用	11	4	△ 8	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3	1	△ 2	
支払備金繰入	0	—	△ 0	
責任準備金繰入	43	—	△ 43	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	58	3	△ 56	
事業収益	1	1	△ 0	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	0	—	△ 0	
責任準備金戻入	57	2	△ 56	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	2	△ 2	△ 3	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	2	△ 2	△ 3	

収支計画（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	108	82	△ 27	
事業費用	—	77	77	
一般管理費	108	5	△ 104	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
経常収益	108	81	△ 28	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	17	15	△ 2	
給付経理より受入	92	66	△ 26	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 0	△ 1	△ 1	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 0	△ 1	△ 1	

収支計画（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	△ 92	△ 66	26	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 92	△ 66	26	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 92	△ 66	26	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 92	△ 66	26	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和 4 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	1,322	200	△ 1,123	
事業費用	236	195	△ 41	
一般管理費	108	5	△ 104	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	6	—	△ 6	
責任準備金繰入	972	—	△ 972	
事業外費用	0	0	△ 0	
経常収益	1,292	113	△ 1,179	
事業収益	62	45	△ 17	
国庫補助金収入	19	16	△ 3	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	3	3	△ 0	
責任準備金戻入	1,209	49	△ 1,159	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 31	△ 87	△ 56	
目的積立金取崩額	—	67	67	
総利益（△総損失）	△ 31	△ 20	11	

収支計画（令和 4 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	17,878	1,681	△ 16,196	
事業費用	1,695	1,532	△ 163	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	70	69	△ 1	
支払備金繰入	82	—	△ 82	
責任準備金繰入	16,030	80	△ 15,950	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	17,954	1,501	△ 16,453	
事業収益	1,762	1,463	△ 298	
国庫補助金収入	39	36	△ 4	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	75	2	△ 73	
責任準備金戻入	16,078	—	△ 16,078	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	77	△ 180	△ 257	
総利益（△総損失）	77	△ 180	△ 257	

収支計画（令和 4 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	104	115	11	
事業費用	—	99	99	
一般管理費	104	16	△ 87	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
経常収益	104	114	10	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	34	34	—	
給付経理より受入	70	69	△ 1	
資産見返補助金等戻入	—	11	11	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 0	△ 2	△ 1	
総利益（△総損失）	△ 0	△ 2	△ 1	

収支計画（令和 4 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	△ 70	△ 69	1	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 70	△ 69	1	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 70	△ 69	1	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 70	△ 69	1	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和 4 年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	17,911	1,728	△ 16,184	
事業費用	1,695	1,631	△ 64	
一般管理費	104	16	△ 87	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	82	—	△ 82	
責任準備金繰入	16,030	80	△ 15,950	
事業外費用	0	0	△ 0	
経常収益	17,988	1,546	△ 16,442	
事業収益	1,762	1,463	△ 298	
国庫補助金収入	73	69	△ 4	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	11	11	
支払備金戻入	75	2	△ 73	
責任準備金戻入	16,078	—	△ 16,078	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	77	△ 182	△ 258	
総利益（△総損失）	77	△ 182	△ 258	

収支計画（令和4年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	1,995	1,602	△ 393	
事業費用	715	446	△ 269	
一般管理費	399	320	△ 79	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	7	7	
財務費用	881	830	△ 51	
経常収益	2,081	1,776	△ 305	
事業収益	2,073	1,773	△ 300	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	1	0	
貸倒引当金戻入	8	3	△ 5	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	87	175	88	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	87	175	88	

収支計画（令和 4 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	88	75	△ 13	
事業費用	57	48	△ 8	
一般管理費	31	27	△ 4	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	0	0	
経常収益	118	147	30	
事業収益	14	21	8	
運営費交付金収入	29	27	△ 2	
国庫補助金収入	57	48	△ 8	
資産見返補助金等戻入	—	1	1	
貸倒引当金戻入	16	48	31	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	0	
退職給付引当金見返に係る収益	1	2	1	
純利益（△純損失）	30	72	43	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	30	72	43	

資金計画（令和4年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	1,245,467	1,239,220	△ 6,247	
業務活動による支出	474,109	461,206	△ 12,904	
業務支出	474,109	461,206	△ 12,904	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	341,489	386,918	45,428	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	429,868	391,096	△ 38,772	
資金収入	1,245,467	1,239,220	△ 6,247	
業務活動による収入	508,290	510,105	1,815	
業務収入	501,324	503,139	1,815	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	6,966	6,966	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	353,501	328,642	△ 24,859	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	383,675	400,472	16,797	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和4年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	3,627	9,679	6,053	
業務活動による支出	1,731	1,493	△ 238	
業務支出	1,731	1,493	△ 238	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	1,600	2,535	935	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	295	5,650	5,355	
資金収入	3,627	9,679	6,053	
業務活動による収入	594	641	47	
業務収入	594	641	47	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	2,468	7,811	5,343	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	565	1,227	662	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和4年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	158,536	110,909	△ 47,627	
業務活動による支出	55,871	8,889	△ 46,981	
業務支出	55,472	8,144	△ 47,327	
人件費	233	237	4	
管理諸費	166	508	342	
投資活動による支出	—	107	107	
財務活動による支出	98,556	98,259	△ 297	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	4,110	3,653	△ 457	
資金収入	158,536	110,909	△ 47,627	
業務活動による収入	42,267	34,995	△ 7,271	
業務収入	42,267	34,995	△ 7,271	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	112,312	72,142	△ 40,170	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	3,958	3,772	△ 186	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和4年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,859	2,873	1,014	
業務活動による支出	86	88	2	
業務支出	57	14	△ 43	
人件費	17	20	3	
管理諸費	12	55	43	
投資活動による支出	—	1,701	1,701	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,773	1,084	△ 689	
資金収入	1,859	2,873	1,014	
業務活動による収入	163	199	36	
業務収入	77	113	36	
運営費交付金による収入	29	29	—	
国庫補助金による収入	57	57	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	0	0	
投資活動による収入	—	1,700	1,700	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,696	974	△ 722	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和4年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	16,642	15,575	△ 1,067	
業務活動による支出	11,939	7,607	△ 4,331	
業務支出	—	25	25	
人件費	2,410	2,520	110	
管理諸費	9,529	5,062	△ 4,467	
投資活動による支出	—	1,164	1,164	
財務活動による支出	—	112	112	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	4,703	6,692	1,988	
資金収入	16,642	15,575	△ 1,067	
業務活動による収入	11,939	11,116	△ 823	
業務収入	11,421	10,599	△ 823	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	517	517	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	4,703	4,459	△ 244	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和4年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	△ 11,421	△ 14,453	△ 3,031	
業務活動による支出	△ 11,421	△ 14,453	△ 3,031	
業務支出	△ 11,421	△ 14,453	△ 3,031	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 11,421	△ 14,453	△ 3,031	
業務活動による収入	△ 11,421	△ 14,453	△ 3,031	
業務収入	△ 11,421	△ 14,453	△ 3,031	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和4年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,414,709	1,363,803	△ 50,906	
業務活動による支出	532,314	464,831	△ 67,483	
業務支出	519,948	456,429	△ 63,518	
人件費	2,660	2,777	117	
管理諸費	9,707	5,625	△ 4,082	
投資活動による支出	343,089	392,426	49,336	
財務活動による支出	98,556	98,371	△ 185	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	440,749	408,175	△ 32,574	
資金収入	1,414,709	1,363,803	△ 50,906	
業務活動による収入	551,831	542,604	△ 9,228	
業務収入	544,262	535,034	△ 9,228	
運営費交付金による収入	29	29	—	
国庫補助金による収入	7,541	7,541	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	355,969	338,153	△ 17,816	
財務活動による収入	112,312	72,142	△ 40,170	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	394,597	410,904	16,307	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和4年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,053,375	1,055,335	1,960	
業務活動による支出	406,365	393,570	△ 12,795	
業務支出	406,365	393,570	△ 12,795	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	290,089	340,651	50,562	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	356,920	321,114	△ 35,806	
資金収入	1,053,375	1,055,335	1,960	
業務活動による収入	442,392	445,711	3,320	
業務収入	436,519	439,838	3,320	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	5,873	5,873	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	244,713	244,251	△ 462	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	366,270	365,372	△ 897	

資金計画（令和4年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	10,347	10,178	△ 169	
業務活動による支出	8,039	3,948	△ 4,091	
業務支出	—	4	4	
人件費	1,712	1,676	△ 36	
管理諸費	6,327	2,268	△ 4,059	
投資活動による支出	—	1,014	1,014	
財務活動による支出	—	84	84	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	2,308	5,132	2,824	
資金収入	10,347	10,178	△ 169	
業務活動による収入	8,039	7,666	△ 373	
業務収入	7,692	7,319	△ 373	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	347	347	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	2,308	2,512	204	

資金計画（令和4年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	△ 7,692	△ 7,319	373	
業務活動による支出	△ 7,692	△ 7,319	373	
業務支出	△ 7,692	△ 7,319	373	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 7,692	△ 7,319	373	
業務活動による収入	△ 7,692	△ 7,319	373	
業務収入	△ 7,692	△ 7,319	373	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和4年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,056,030	1,058,194	2,164	
業務活動による支出	406,712	390,199	△ 16,513	
業務支出	398,674	386,255	△ 12,419	
人件費	1,712	1,676	△ 36	
管理諸費	6,327	2,268	△ 4,059	
投資活動による支出	290,089	341,665	51,576	
財務活動による支出	—	84	84	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	359,229	326,246	△ 32,983	
資金収入	1,056,030	1,058,194	2,164	
業務活動による収入	442,739	446,058	3,320	
業務収入	436,519	439,838	3,320	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	6,220	6,220	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	244,713	244,251	△ 462	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	368,578	367,884	△ 694	

資金計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	187,826	179,808	△ 8,018	
業務活動による支出	65,671	65,938	266	
業務支出	65,671	65,938	266	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	51,100	46,067	△ 5,033	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	71,054	67,803	△ 3,251	
資金収入	187,826	179,808	△ 8,018	
業務活動による収入	64,163	62,787	△ 1,376	
業務収入	63,111	61,735	△ 1,376	
国庫補助金による収入	1,052	1,052	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	107,787	83,391	△ 24,397	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	15,875	33,630	17,754	

資金計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	3,353	9,405	6,052	
業務活動による支出	1,717	1,489	△ 228	
業務支出	1,717	1,489	△ 228	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	1,500	2,535	1,035	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	135	5,380	5,245	
資金収入	3,353	9,405	6,052	
業務活動による収入	593	640	47	
業務収入	593	640	47	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	2,468	7,811	5,343	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	292	954	662	

資金計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	5,919	5,013	△ 906	
業務活動による支出	3,688	3,425	△ 263	
業務支出	—	1	1	
人件費	594	729	135	
管理諸費	3,094	2,695	△ 399	
投資活動による支出	—	150	150	
財務活動による支出	—	28	28	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	2,231	1,411	△ 820	
資金収入	5,919	5,013	△ 906	
業務活動による収入	3,688	3,266	△ 423	
業務収入	3,568	3,145	△ 423	
国庫補助金による収入	120	120	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	2,231	1,747	△ 483	

資金計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	△ 3,568	△ 3,568	—	
業務活動による支出	△ 3,568	△ 3,568	—	
業務支出	△ 3,568	△ 3,568	—	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 3,568	△ 3,568	—	
業務活動による収入	△ 3,568	△ 3,568	—	
業務収入	△ 3,568	△ 3,568	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和4年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	193,529	190,657	△ 2,872	
業務活動による支出	67,509	67,284	△ 225	
業務支出	63,821	63,860	40	
人件費	594	729	135	
管理諸費	3,094	2,695	△ 399	
投資活動による支出	52,600	48,752	△ 3,848	
財務活動による支出	—	28	28	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	73,420	74,594	1,173	
資金収入	193,529	190,657	△ 2,872	
業務活動による収入	64,876	63,125	△ 1,751	
業務収入	63,704	61,953	△ 1,751	
国庫補助金による収入	1,172	1,172	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	110,255	91,202	△ 19,054	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	18,398	36,331	17,933	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	808	838	30	
業務活動による支出	311	190	△ 121	
業務支出	311	190	△ 121	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	100	100	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	397	548	151	
資金収入	808	838	30	
業務活動による収入	53	82	29	
業務収入	51	80	29	
国庫補助金による収入	2	2	—	
投資活動による収入	200	200	△ 0	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	555	557	1	

資金計画（令和4年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	274	274	1	
業務活動による支出	14	4	△ 10	
業務支出	14	4	△ 10	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	100	—	△ 100	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	160	270	110	
資金収入	274	274	1	
業務活動による収入	1	1	0	
業務収入	1	1	0	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	273	273	1	

資金計画（令和4年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	198	192	△ 6	
業務活動による支出	108	98	△ 10	
業務支出	—	5	5	
人件費	59	61	2	
管理諸費	49	33	△ 16	
投資活動による支出	—	0	0	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	90	94	4	
資金収入	198	192	△ 6	
業務活動による収入	108	82	△ 26	
業務収入	92	66	△ 26	
国庫補助金による収入	17	17	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	90	110	20	

資金計画（令和４年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	△ 92	△ 90	2	
業務活動による支出	△ 92	△ 90	2	
業務支出	△ 92	△ 90	2	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 92	△ 90	2	
業務活動による収入	△ 92	△ 90	2	
業務収入	△ 92	△ 90	2	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和4年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,189	1,215	27	
業務活動による支出	342	203	△ 139	
業務支出	233	110	△ 124	
人件費	59	61	2	
管理諸費	49	33	△ 16	
投資活動による支出	200	100	△ 100	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	647	912	265	
資金収入	1,189	1,215	27	
業務活動による収入	70	75	5	
業務収入	52	56	5	
国庫補助金による収入	19	19	—	
投資活動による収入	200	200	△ 0	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	918	940	22	

資金計画（令和4年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	3,457	3,238	△ 219	
業務活動による支出	1,762	1,508	△ 254	
業務支出	1,762	1,508	△ 254	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	200	100	△ 100	
財務活動による支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,496	1,631	135	
資金収入	3,457	3,238	△ 219	
業務活動による収入	1,683	1,525	△ 158	
業務収入	1,643	1,486	△ 158	
国庫補助金による収入	39	39	—	
投資活動による収入	800	800	0	
前年度よりの繰越金	975	913	△ 61	

資金計画（令和４年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	178	192	14	
業務活動による支出	104	136	33	
業務支出	—	15	15	
人件費	45	55	9	
管理諸費	59	67	8	
投資活動による支出	—	0	0	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	75	56	△ 19	
資金収入	178	192	14	
業務活動による収入	104	103	△ 1	
業務収入	70	69	△ 1	
国庫補助金による収入	34	34	—	
投資活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	75	90	15	

資金計画（令和4年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	△ 70	△ 70	—	
業務活動による支出	△ 70	△ 70	—	
業務支出	△ 70	△ 70	—	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 70	△ 70	—	
業務活動による収入	△ 70	△ 70	—	
業務収入	△ 70	△ 70	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和4年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	3,566	3,361	△ 205	
業務活動による支出	1,795	1,574	△ 221	
業務支出	1,692	1,453	△ 239	
人件費	45	55	9	
管理諸費	59	67	8	
投資活動による支出	200	100	△ 100	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	1,571	1,686	116	
資金収入	3,566	3,361	△ 205	
業務活動による収入	1,716	1,558	△ 159	
業務収入	1,643	1,485	△ 159	
国庫補助金による収入	73	73	—	
投資活動による収入	800	800	0	
前年度よりの繰越金	1,050	1,003	△ 46	

資金計画（令和4年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	158,536	110,909	△ 47,627	
業務活動による支出	55,871	8,889	△ 46,981	
業務支出	55,472	8,144	△ 47,327	
人件費	233	237	4	
管理諸費	166	508	342	
投資活動による支出	—	107	107	
財務活動による支出	98,556	98,259	△ 297	
次年度への繰越金	4,110	3,653	△ 457	
資金収入	158,536	110,909	△ 47,627	
業務活動による収入	42,267	34,995	△ 7,271	
業務収入	42,267	34,995	△ 7,271	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	112,312	72,142	△ 40,170	
前年度よりの繰越金	3,958	3,772	△ 186	

資金計画（令和 4 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,859	2,873	1,014	
業務活動による支出	86	88	2	
業務支出	57	14	△ 43	
人件費	17	20	3	
管理諸費	12	55	43	
投資活動による支出	—	1,701	1,701	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	1,773	1,084	△ 689	
資金収入	1,859	2,873	1,014	
業務活動による収入	163	199	36	
業務収入	77	113	36	
運営費交付金による収入	29	29	—	
国庫補助金による収入	57	57	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	0	0	
投資活動による収入	—	1,700	1,700	
財務活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,696	974	△ 722	

令和 4 事業年度業務実績等報告書添付資料

添付資料① 令和 4 年度資産運用に関する評価報告書

添付資料② 調達等合理化計画

令和4年度
資産運用に関する評価報告書

令和5年6月29日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資 産 運 用 委 員 会

目次

はじめに	3
略語、用語の説明	4
1. 概論	6
2. 運用実績	
(1) 中退共（給付経理）	11
(2) 建退共（給付経理）	15
(3) 建退共（特別給付経理）	18
(4) 清退共（給付経理）	20
(5) 清退共（特別給付経理）	23
(6) 林退共（給付経理）	25
3. 機構資産の運用の基本的な方針	
(1) 基本的な考え方	27
(2) 資産運用の目標	27
4. 機構資産の運用に関し遵守すべき事項	
(1) 受託者責任の徹底	29
(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮	29
5. 機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	
(1) 基本ポートフォリオ	30
(2) 運用手法等について	31
(3) 運用受託機関の選定、評価及び管理等について	33
(4) 機構資産の運用におけるリスク管理	35
6. ガバナンス体制	
(1) ガバナンス体制の確立及び業務運営の透明性の確保	37
(2) スチュワードシップ責任に係る取組	38
7. その他機構資産の適切な運用に関し必要な事項	

(1) 透明性の向上 -----	40
(2) 運用管理体制 -----	41
8. 基本方針の変更 -----	43
資産運用委員会 委員名簿 -----	44
令和4年度資産運用委員会 開催実績 -----	45

別紙 令和4年4月から令和5年3月の資産運用実績報告

別添 資産運用におけるプロセス評価のイメージ

はじめに

資産運用委員会（以下「当委員会」という）は、中小企業退職金共済法第六十九条の二～第六十九条の四に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が行う退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るために設置された（委員名簿は P44 参照）。

この目的を果たすため、当委員会は、「資産運用の基本方針」の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要事項に関する理事長への助言・提言等を行うこととされている。

令和 4 年度においても、5 回開催された当委員会の場で、機構の資産運用業務について様々な側面・観点から審議し、意見を述べてきたところである（開催実績は P45 参照）。

本報告書は、厚生労働大臣の評価に資するために、令和 4 年度中の当委員会の活動を総括しつつ、令和 4 年度の資産運用実績も踏まえて、機構による資産運用業務に対する当委員会の見解を取りまとめたものである。

なお、評価の基準となる「資産運用の基本方針」については、令和 4 年 7 月に新たに制定されたものを使用している。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

略語、用語の説明

- ・ 中退共

一般の中小企業退職金共済制度を指す。

- ・ 建退共

建設業退職金共済制度を指す。

- ・ 清退共

清酒製造業退職金共済制度を指す。

- ・ 林退共

林業退職金共済制度を指す。

- ・ 労政審

厚生労働省労働政策審議会中小企業退職金共済部会を指す。

- ・ 付加退職金

中退共において、基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額。具体的には、掛金納付月数の43月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額。現在、各年度の利益見込み額の2分の1を付加退職金に充てるが、利益見込み額が単年度累積剰余金積立目標額の2倍を下回る場合は、当該目標額を優先的に剰余金の積立てに充てることとされている。また令和4年度決定分からは、付加退職金に充てる額に上限（注）が、設定されている。

(注) 前年度の決算における累積剰余金の額×0.01 (0.01は予定運用利回り)。

- ・ 中期目標

中期目標管理型の独立行政法人に対し、主務大臣が指示する、業務運営に関する目標を指す。機構の中期目標期間は5年間。

- ・ 中期計画

独立行政法人が、主務大臣に指示された中期目標を達成するために定める計画であり、主務大臣による認可を受けて策定される。

1. 概論

〔運用実績〕

- ・ 清退共（特別給付経理）を除く 5 経理は委託運用部分を合同運用しているが、当該 5 経理の収益率実績は、基本ポートフォリオ設定時の期待収益率（注）を下回った。

（注）基本ポートフォリオ設定時の期待収益率は、1 年毎に推計され、5 年間通算の利回りが必要な利回りに見合う水準になるように設定されている。

- ・ 収益率実績は、自家運用部分と委託運用部分の双方で期待収益率を下回ったが、特に委託運用部分の寄与が大きい。委託運用部分のマイナス寄与に関する要因を分解すると、超過収益要因（運用受託機関のパフォーマンス）がプラス寄与したが、市場収益要因（委託運用のベンチマーク収益率）のマイナス寄与が大きくなっている。超過収益のプラス寄与の殆どは、個別資産効果に因るものである。
- ・ 機構では、市場収益要因の動きの背景にある内外金融市場動向を注意深く観察し、基本ポートフォリオ見直しのタイミングについていち早く検討を始め、当委員会でも審議を重ねている。また、運用受託機関のパフォーマンスについて、運用実績の事後チェックに止まらず、重要イベント発生時等に情報収集・分析力を比較・確認するなどモニタリングに努めており、受託者責任を果たすため、必要な対応を採っているものと評価する。
- ・ 上記の運用実績を受けた、各経理の令和 4 年度末の利益剰余金をみると、まず中退共（給付経理）では、4,475 億円と前年度末対比 797 億円減少した。しかしながら、令和 2 年度及び 3 年度末には、向こう 5 年間に想定し得る最悪のケースにおける損失額（以下、想定損失額と略）に見合う水準をほぼ達成、4 年度末でも同損失額の 8 割を超える水

準を確保しており、財務基盤に特段の不安はない。

- ・ 建退共（給付経理）においても、600億円と前年度末対比で125億円減少した。しかしながら、令和4年4月に合同運用に参加し、基本ポートフォリオのリスク値を引き下げた結果、令和4年度末の利益剰余金水準は、中退共同様、想定損失額の8割を超える水準を確保しており、財務基盤に特段の不安はない。
- ・ 清退共（給付経理）では、24億円と前年度末比微減となったものの、責任準備金の2倍という極めて高い水準が維持されており、財務基盤に不安はない。ただし、余りに手厚い剰余金の水準については、掛金と給付等のバランスの再検討が必要と思料される。
- ・ 林退共（給付経理）では△486百万円と、累積欠損金が180百万円拡大した。本累積欠損金は、令和2年度に作成した累損解消計画の範囲内にはあるが、同計画は、加入者数の維持・増加等を前提条件とし、本来取るべきではない水準のリスクを取っているだけに、前提条件の状況を注視し、必要に応じた見直しが求められる。

〔基本的な方針〕

- ・ 資産運用の目的との関係では、分散投資と長期的投資の観点からの運用受託機関管理や、基本ポートフォリオの有効性、変更の必要性に関する検証への先を見越したいち早い取り組み、さらにサステナビリティに係る活動や体制整備など、適切な運用が行われている。
- ・ 資産運用の目標との関連では、自家運用においてはコロナ禍の動向等環境変化を踏まえて流動性の確保が図られたほか、委託運用では効率的な運用が行われるよう運用受託機関を管理、さらに目標を達成するためのプロセスを「資産運用の基本方針」等に明文化するなど、目標達成の確度

を上げるための取組みが重層的に行われている。

〔遵守すべき事項〕

- ・ 受託者責任の考え方は、的確に理解されて「資産運用の基本方針」等に反映され、役職員への浸透も着実に進んでいるものと評価される。

〔長期的な観点からの資産の構成〕

- ・ 基本ポートフォリオについては、資産運用を巡る環境が大きく変わりつつある状況を眺め、例年の定例検証に先立って、見直しに関する審議が開始された。積極的な情報収集と環境変化への機動的で的確な対応は評価される。
- ・ 運用手法については、委託運用における清退共（特別給付経理）を除く全経理が合同運用となったことを踏まえ、機構横断的な運用体制が構築され、運用の効率化、ノウハウの共有化と均質化が進められたことは評価できる。
- ・ 運用受託機関の選定・評価については、定期的な書面報告と面談、更に随時の情報提供依頼などを通じて適切に実施されている。
- ・ リスク管理については、フォワードルッキングな手法による全体としてのリスク量（想定損失額）の定期的把握に加え、リバランスの実施による資産構成比率の適切な管理、個々のファンドのリスクテイク状況のトラッキングエラー（TE）（注）等によるモニタリングなど、必要な措置が適切に行われている。

（注）ポートフォリオとベンチマークの収益率の乖離度合いを表す数値。

〔ガバナンス体制〕

- ・ 厚生労働省に対し、労政審の中退共財政検証等において、適切な情報提供を行い、付加退職金制度の見直しや中期計画における運用の質的向上に資することに重点を置き

た資産運用業務の評価方法見直しの実現に繋がったことは特に高く評価される。

- ・ スチュワードシップ活動については、平成 30 年度に活動を活発化させてから 5 年目に入り、理事長と主要金融機関トップマネジメントとの面談（以下、トップ面談）、実務レベルでのエンゲージメント実施部署との意見交換という複層的な活動が定着、内容も年々益々充実してきている。

また、国連の責任投資原則（以下、PRI）署名等、今後のサステナビリティ関連活動の拡充を展望し、要員を確保すると共に、組織見直しの準備を行ったことも、今後に向けての更なる運用の質の充実を目指している姿勢として大いに評価されよう。

〔基本方針の変更〕

- ・ 令和 4 年 7 月には、これまで経理別に設定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理一本化した新しい「資産運用の基本方針」を制定した。この「資産運用の基本方針」は、平成 27 年度以降実施してきた一連の改革の成果を集大成したものであり、高く評価できる。

〔総括〕

- ・ 上述の通り、機構における令和 4 年度中の資産運用は、環境変化に的確に対応しつつ、運用の目的に則し、運用の目標を踏まえて適切に実施されているものと評価できる。
- ・ また、そうした中で、資産運用の基本方針の一本化を図り全経理に適用される新たな「資産運用の基本方針」を制定したこと、今後のサステナビリティ関連活動の拡充を見据えた要員確保を含む体制整備など多くの重要な成果を上げたこと、また、適切な情報提供を通じて、付加退職金制度見直し、資産運用の評価方式見直しという機構の資産運用業務のさらなる向上へ向けても重要となる画期的な見直

しの実現に繋がったことは、高く評価される。

- ・ 以下に項目ごとに具体的に記す。

2. 運用実績

(1) 中退共（給付経理）

① 運用実績

【中退共（給付経理）運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位：%）

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
必要な利回り(年率) ※1	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
期待収益率 (A) ※2、3	0.83	1.00	1.00	1.68	1.17	1.14
うち自家運用 ※4	0.74	0.66	0.57	0.50	0.44	0.58
うち委託運用	0.95	1.51	1.64	3.23	2.13	1.89
収益率実績 (B)	0.74	△ 0.32	5.25	0.78	△ 0.68	1.13
うち自家運用 ※4	0.57	0.53	0.50	0.44	0.35	0.48
うち委託運用	0.98	△ 1.51	12.17	1.25	△ 2.04	2.05
実績－期待 (B-A)	△ 0.09	△ 1.32	4.25	△ 0.90	△ 1.85	△ 0.00
うち自家運用 ※4	△ 0.17	△ 0.13	△ 0.07	△ 0.06	△ 0.09	△ 0.10
うち委託運用	0.02	△ 3.02	10.54	△ 1.98	△ 4.17	0.16
市場収益要因	0.62	△ 2.28	8.52	△ 1.25	△ 4.20	0.20
超過収益要因	△ 0.50	△ 0.63	2.14	△ 0.62	0.12	0.06
資産配分効果	△ 0.40	△ 0.50	0.93	△ 0.48	0.03	△ 0.11
個別資産効果	△ 0.08	△ 0.16	1.17	△ 0.35	0.13	0.14
複合効果	△ 0.02	0.03	0.04	0.20	△ 0.04	0.04
手数料要因	△ 0.09	△ 0.11	△ 0.12	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.11

※1 必要な利回りは、予定運用利回りと業務経費率の和である。

※2 期待収益率（A）は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成30年度～令和2年度については平成28年度改定の、令和3年度～4年度については令和3年度改定の基本ポートフォリオ（5年間平均期待収益率は1.1%）に基づく。

※3 令和3年度は基本ポートフォリオ見直しを行い、10月に新基本ポートフォリオに移行した。向こう5年間の平均期待収益率は、資産運用の基本方針に定められた運用の目標を踏まえ、引き続き、予定運用利回り年+1.0%と業務経費率+0.1%を加えた必要な利回りの水準（年1.1%）に設定された。

※4 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

【中退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:億円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	359	△ 158	2,588	410	△ 360	2,840
うち自家運用 ※	162	153	146	132	105	697
うち委託運用	197	△ 310	2,442	279	△ 465	2,143

※ 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- ・ 資産全体の収益率実績は△0.68%となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回った(△1.85%)。内訳をみると、自家運用、委託運用とも、収益率実績が期待収益率を下回っているが、大宗は委託運用の収益率実績が△2.04%と、同期待収益率+2.13%を大きく下回ったことによる(△4.17%)。資産全体の運用損益額は△360億円、内訳は、自家運用が+105億円、委託運用が△465億円となった。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回った要因をみると、市場収益要因(委託運用のベンチマーク収益率と期待収益率の差異、以下同じ)が△4.20%となったためであり、超過収益要因(運用受託機関のパフォーマンス)はプラスに寄与している(+0.12%)
- ・ 機構は、市場収益要因の大幅なマイナス寄与を眺め、基本ポートフォリオ策定時の重要な前提条件に変化が生じている可能性があるとの問題意識から、例年の基本ポートフォリオ定例検証よりも早い時期から見直しの可否に係る情報収集と分析に着手、当委員会での審議を開始した。結論として、内外の金融政策や地政学リスク、市場等の動向を注視し、定常状態の見極めがつけば機動的に対応することとした。(後述5.(1)参照)。市場収益要因に係る機動的な対応と判断は、専門家としての注意義務を果たした適切なものと思料する。

- ・ 超過収益要因の寄与の内訳をみると、資産配分効果が+0.03%、個別資産効果が+0.13%とほぼ個別資産効果が占めている。期間中、令和4年11月に外国債券の資産構成比を引き上げるとともに外国株式の資産構成比を引き下げるリバランスを実施しているが、資産配分効果の大きさを見る限り、リバランスルールに大きな問題はない、との判断は肯定し得る。

個別資産効果は、手数料率を勘案しても小幅ながらプラスとなっており、全体として機能しているとの評価が可能である。引き続き適切な運用受託機関管理を行うことが望まれる。

②利益剰余金

【中退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※1	4,268	4,675	5,150	5,025	5,290	5,218
利益剰余金 (B)	4,335	4,300	3,742	5,317	5,272	4,475
利益剰余金不足額(B-A)	-	△375	△1,408	-	△18	△743
付加退職金 ※2	174	-	-	599	-	-

※1 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和4年度末の利益剰余金は4,475億円となり、令和3年度末の水準5,272億円から797億円減少した。
- ・ ウクライナ問題等の地政学リスクを背景に物価上昇率が高まる中、景気減速懸念により株価が下落する状況下で海外金融政策当局による金利引き上げが続き、それが米国における銀行破綻にも繋がるという難しい投資環境を踏まえ

れば、運用損失の計上は止むを得ない面がある。

- ・ 機構では、こうした予測し難い様々な事象に対し、右往左往することなく、迅速に情報の収集と分析を行いながら、当委員会の判断も求めつつ、長期投資家として適切な行動を採ったものと評価する。
- ・ なお、利益剰余金の水準については、令和２年度末、３年度末に想定損失額に見合う水準を達成している。想定損失額は、向こう５年間に想定し得る最悪の状況で発生し得る額であり、令和４年度末の水準もその８割強の水準にあることを勘案すれば、令和４年度単年度の運用損失は、財務基盤に特段不安を抱かせるようなものではないと思料する。

(2) 建退共 (給付経理)

① 運用実績

【建退共(給付経理) 運用状況】(収益率実績は委託手数料控除後) (単位: %)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率) ※1	3.00	3.00	3.00	1.30	1.30	2.32
必要な利回り(年率) ※2	1.83	1.88	2.12	1.88	0.95	1.73
期待収益率 (A) ※3	1.35	1.52	1.78	1.27	1.03	1.39
うち自家運用 ※4	1.28	1.31	1.34	0.60	0.53	1.01
うち委託運用	1.49	1.95	2.68	2.62	2.13	2.17
収益率実績 (B)	0.86	△ 0.32	3.99	1.03	△ 0.35	1.03
うち自家運用 ※4	0.82	0.70	0.60	0.52	0.44	0.62
うち委託運用	0.97	△ 2.40	11.24	2.18	△ 2.04	1.87
実績－期待 (B-A)	△ 0.49	△ 1.84	2.21	△ 0.24	△ 1.38	△ 0.36
うち自家運用 ※4	△ 0.46	△ 0.61	△ 0.74	△ 0.08	△ 0.09	△ 0.40
うち委託運用	△ 0.52	△ 4.35	8.56	△ 0.44	△ 4.17	△ 0.30
市場収益要因	0.21	△ 4.05	7.69	△ 1.24	△ 4.20	△ 0.42
超過収益要因	△ 0.50	△ 0.06	1.12	1.03	0.12	0.33
資産配分効果	△ 0.25	△ 0.23	0.52	0.07	0.03	0.03
個別資産効果	△ 0.23	0.17	0.57	0.60	0.13	0.25
複合効果	△ 0.01	0.00	0.03	0.35	△ 0.04	0.05
手数料要因 ※5	△ 0.24	△ 0.24	△ 0.25	△ 0.23	△ 0.10	△ 0.21

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

※2 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。

※3 期待収益率(A)は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成30年度～令和3年度については平成27年度改定の、令和4年度については令和4年度改定の基本ポートフォリオ(5年間平均期待収益率は0.95%)に基づく。

※4 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

※5 令和3年度は、既存包括信託契約解約の令和4年3月2日までの手数料である。

【建退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:億円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	85	△ 31	396	107	△ 36	520
うち自家運用 ※	54	47	40	35	31	207
うち委託運用	31	△ 78	356	72	△ 67	313

※ 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- ・ 資産全体の収益率実績は△0.35%となり、基本ポートフォリオの期待収益率+1.03%を下回った(△1.38%)。内訳をみると、自家運用、委託運用とも、収益率実績が期待収益率を下回っているが、大宗は委託運用の収益率実績が△2.04%と、同期期待収益率+2.13%を大きく下回ったことによる(△4.17%)。
- ・ 委託運用に係る評価は、中退共と同様である(注)。
(注) 令和4年度から中退共と合同運用を行っているため。
- ・ 手数料要因は△0.10%となり、令和3年度(△0.23%)から大きく縮小した。合同運用参加による経費節減効果が顕著に表れている。
- ・ 資産全体の運用損益額は△36億円、内訳は自家運用+31億円、委託運用が△67億円となった。

②利益剰余金

【建退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	1,191	1,236	1,311	1,345	829	738
利益剰余金 (B)	937	844	630	811	725	600
利益剰余金不足額(B-A)	△254	△392	△681	△534	△104	△138

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位 1 パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和 4 年度末の利益剰余金は 600 億円となり、令和 3 年度末の水準 725 億円から 125 億円減少した。
- ・ 建退共では、令和 3 年 10 月の予定運用利回り引き下げと、令和 4 年 4 月の委託運用部分の合同運用参加に伴う基本ポートフォリオ改定により、想定損失額的水準が大幅に低下した。このため、令和 4 年度末の利益剰余金的水準は、中退共同様、想定損失額の 8 割強の水準を確保しており、財務基盤に特段の不安ないものと考え得る。この点を考慮しても、予定運用利回り引き下げと基本ポートフォリオ改定は適切な判断であったと言える。

(3) 建退共（特別給付経理）

① 運用実績

【建退共（特別給付経理）運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位：％）

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率) ※1	3.00	3.00	3.00	1.30	1.30	2.32
必要な利回り(年率) ※2	1.93	2.08	1.76	2.10	1.21	1.82
期待収益率 (A) ※3	1.11	1.35	1.78	1.28	0.90	1.28
うち自家運用 ※4	0.96	0.98	1.17	0.44	0.33	0.78
うち委託運用	1.30	1.82	2.55	2.33	2.13	2.03
収益率実績 (B)	0.55	△ 0.63	4.50	0.94	△ 0.51	0.95
うち自家運用 ※4	0.56	0.54	0.48	0.35	0.21	0.43
うち委託運用	0.58	△ 1.99	9.14	1.68	△ 2.04	1.39
実績－期待 (B-A)	△ 0.56	△ 1.98	2.72	△ 0.34	△ 1.41	△ 0.33
うち自家運用 ※4	△ 0.40	△ 0.44	△ 0.69	△ 0.09	△ 0.12	△ 0.35
うち委託運用	△ 0.72	△ 3.81	6.59	△ 0.65	△ 4.17	△ 0.63
市場収益要因	0.49	△ 3.54	5.63	△ 1.50	△ 4.20	△ 0.69
超過収益要因	△ 0.97	△ 0.02	1.21	1.08	0.12	0.27
資産配分効果	△ 0.09	0.09	△ 0.02	0.41	0.03	0.08
個別資産効果	△ 0.88	△ 0.11	1.23	0.32	0.13	0.14
複合効果	0.01	0.01	0.00	0.34	△ 0.04	0.05
手数料要因 ※5	△ 0.24	△ 0.25	△ 0.25	△ 0.23	△ 0.10	△ 0.21

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

※2 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。

※3 期待収益率（A）は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成30年度～令和3年度については平成27年度改定の、令和4年度については令和4年度改定の基本ポートフォリオ（5年間平均期待収益率は0.84％）に基づく。

※4 自家運用には生命保険資産を含む。

※5 令和3年度は、既存包括信託契約解約の令和4年3月2日までの手数料である。

【建退共(特別給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	177	△ 201	1,381	293	△ 155	1,495
うち自家運用 ※	95	92	78	55	44	364
うち委託運用	82	△ 293	1,303	239	△ 199	1,131

※ 自家運用には生命保険資産を含む。

- ・ 資産全体の収益率実績は△0.51%となり、基本ポートフォリオの期待収益率+0.90%を下回った(△1.41%)。内訳をみると、自家運用、委託運用とも、収益率実績が期待収益率を下回っているが、大宗は委託運用の収益率実績が△2.04%と、同期待収益率+2.13%を下回ったことによる(△4.17%)。
- ・ 委託運用に係る評価は、中退共と同様である(注)。
(注) 令和4年度から中退共と合同運用を行っているため。
- ・ 手数料要因は△0.10%となり、令和3年度(△0.23%)から大きく縮小した。合同運用参加による経費節減効果が顕著に表れている。
- ・ 資産全体の運用損益額は△155百万円、内訳は自家運用+44百万円、委託運用が△199百万円となった。

②利益剰余金

【建退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	48	46	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	146	141	133	141	136	130
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した

額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和4年度末の利益剰余金は130億円となった。令和3年度末の水準136億円から6億円減少した。
- ・ 利益剰余金の水準は、責任準備金（169億円）の7割強に達しており、財務基盤に特段不安のない水準を確保している。

（４） 清退共（給付経理）

① 運用実績

【清退共（給付経理） 運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位：％）

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率)	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
必要な利回り(年率) ※1	△ 3.67	1.84	2.28	1.99	1.94	0.85
期待収益率 (A) ※2	0.63	0.62	0.51	0.87	0.61	0.65
うち自家運用	0.34	0.30	0.23	0.20	0.18	0.25
うち委託運用	2.22	2.36	1.64	3.23	2.13	2.31
収益率実績 (B)	△ 0.60	△ 0.53	2.59	0.44	△ 0.34	0.30
うち自家運用	0.24	0.23	0.22	0.21	0.19	0.22
うち委託運用	△ 3.44	△ 3.08	12.17	1.25	△ 2.04	0.93
実績－期待 (B-A)	△ 1.23	△ 1.15	2.08	△ 0.43	△ 0.95	△ 0.34
うち自家運用	△ 0.10	△ 0.07	△ 0.01	0.01	0.01	△ 0.03
うち委託運用	△ 5.66	△ 5.44	10.54	△ 1.98	△ 4.17	△ 1.56
市場収益要因	△ 2.78	△ 5.99	8.52	△ 1.25	△ 4.20	△ 1.25
超過収益要因	△ 2.60	0.82	2.14	△ 0.62	0.12	△ 0.14
資産配分効果	△ 0.27	0.06	0.93	△ 0.48	0.03	0.05
個別資産効果	△ 2.36	0.76	1.17	△ 0.35	0.13	△ 0.14
複合効果	0.03	0.01	0.04	0.20	△ 0.04	△ 0.05
手数料要因 ※3	△ 0.28	△ 0.28	△ 0.12	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.18

※1 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回

りとしている。

平成 30 年度は推定脱退者（加入後 10 年経過かつ掛金納付実績 24 月未満）を除外したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。

※2 期待収益率（A）は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成 30 年度～令和元年度については平成 25 年度改定の、令和 2 年度については令和 2 年度改定の、令和 3 年度～4 年度については令和 3 年度改定の基本ポートフォリオ（5 年間平均期待収益率は 0.57%）に基づく。

※3 令和元年度までは単独運用での手数料である。

【清退共(給付経理) 運用損益】（委託手数料控除後）

（単位:百万円）

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	△ 24	△ 21	99	16	△ 12	58
うち自家運用	8	7	7	6	5	33
うち委託運用	△ 32	△ 28	92	10	△ 17	25

- ・ 資産全体の収益率実績は△0.34%となり、基本ポートフォリオの期待収益率+0.61%を下回った（△0.95%）。内訳をみると、自家運用、委託運用とも、収益率実績が期待収益率を下回っているが、大宗は委託運用の収益率実績が△2.04%と、同期期待収益率+2.13%を大きく下回ったことによる（△4.17%）。
- ・ 委託運用に係る評価は、中退共と同様である（注）。
（注）令和 2 年度から中退共と合同運用を行っているため。
- ・ 資産全体の運用損益額は△12 百万円、内訳は自家運用+5 百万円、委託運用が△17 百万円となった。

② 利益剰余金

【清退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	-	490	415	419	439	-
利益剰余金 (B)	2,478	2,640	2,547	2,552	2,495	2,411
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和4年度末の利益剰余金は2,411百万円となり、令和3年度末の水準2,495百万円から84百万円減少した。
- ・ 利益剰余金は、責任準備金(1,157百万円)の2倍以上に達しており、財務基盤に不安のない水準を確保している。
- ・ もっとも、責任準備金と比べて不釣り合いとも見える利益剰余金の水準は、掛金と給付、運用経費率のバランスを見直す必要性を示唆している。厚生労働省が、第5期中期目標期間において、そうした観点からも制度のあり方の検討を予定されていることは、適切な対応と思料する。

(5) 清退共 (特別給付経理)

① 運用実績

【清退共(特別給付経理) 運用状況】 (収益率実績は委託手数料控除後) (単位: %)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率)	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
必要な利回り(年率) ※1	△ 8.00	0.58	0.42	0.55	0.52	△ 1.25
期待収益率 (A) ※2	0.21	0.10	0.04	0.00	0.00	0.07
うち自家運用	0.21	0.10	0.04	0.00	0.00	0.07
うち委託運用	-	-	-	-	-	-
収益率実績 (B)	0.08	0.06	0.03	0.00	0.00	0.03
うち自家運用	0.08	0.06	0.03	0.00	0.00	0.03
うち委託運用	-	-	-	-	-	-
実績一期待 (B-A)	△ 0.13	△ 0.04	△ 0.01	0.00	0.00	△ 0.04
うち自家運用	△ 0.13	△ 0.04	△ 0.01	0.00	0.00	△ 0.04
うち委託運用	-	-	-	-	-	-
市場収益要因	-	-	-	-	-	-
超過収益要因	-	-	-	-	-	-
資産配分効果	-	-	-	-	-	-
個別資産効果	-	-	-	-	-	-
複合効果	-	-	-	-	-	-
手数料要因	-	-	-	-	-	-

※1 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。

平成30年度は推定脱退者(加入後10年経過かつ掛金納付実績24月未満)を除外したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。

※2 期待収益率(A)は、各年度の基本ポートフォリオ検証時の期待収益率である。

【清退共(特別給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.5
うち自家運用	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.5
うち委託運用	-	-	-	-	-	-

- ・ 清退共（特別給付経理）については、自家運用の預金の
みでの運用であり、収益率実績としては+0.00％であった。
- ・ 資産全体の運用損益額は+0.0 百万円となった。

② 利益剰余金

【清退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A)	-	-	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	177	212	210	209	208	206
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

- ・ 前述の運用実績の結果、令和4年度末の利益剰余金は206
百万円となり、令和3年度末の水準208百万円から2百万
円減少した。
- ・ 利益剰余金は、責任準備金（64百万円）の3倍以上に達
しており、財務基盤に不安のない水準を確保している。
- ・ もっとも、責任準備金と比べて不釣り合いとも見える利
益剰余金の水準は、掛金と給付、運用経費率のバランスを
見直す必要性を示唆している。厚生労働省が、第5期中期
目標期間において、そうした観点からも制度のあり方の検
討を予定されていることは、適切な対応と思料する。

(6) 林退共 (給付経理)

① 運用実績

【林退共(給付経理) 運用状況】(収益率実績は委託手数料控除後) (単位: %)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率) ※1	0.50	0.50	0.50	0.10	0.10	0.34
必要な利回り(年率) ※2	0.98	0.36	1.19	1.42	0.64	0.92
期待収益率 (A) ※3	0.65	0.81	0.84	1.46	0.99	0.95
うち自家運用	0.49	0.44	0.37	0.32	0.25	0.37
うち委託運用	0.95	1.51	1.64	3.23	2.13	1.89
収益率実績 (B)	0.71	△ 0.25	4.70	0.67	△ 0.66	1.02
うち自家運用	0.56	0.48	0.37	0.30	0.24	0.39
うち委託運用	0.98	△ 1.51	12.17	1.25	△ 2.04	2.05
実績－期待 (B-A)	0.06	△ 1.06	3.86	△ 0.79	△ 1.65	0.07
うち自家運用	0.07	0.04	0.00	△ 0.02	△ 0.01	0.02
うち委託運用	0.02	△ 3.02	10.54	△ 1.98	△ 4.17	0.16
市場収益要因	0.62	△ 2.28	8.52	△ 1.25	△ 4.20	0.20
超過収益要因	△ 0.50	△ 0.63	2.14	△ 0.62	0.12	0.06
資産配分効果	△ 0.40	△ 0.50	0.93	△ 0.48	0.03	△ 0.11
個別資産効果	△ 0.08	△ 0.16	1.17	△ 0.35	0.13	0.14
複合効果	△ 0.02	0.03	0.04	0.20	△ 0.04	0.04
手数料要因	△ 0.09	△ 0.11	△ 0.12	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.11

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである

※2 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算し、かつ累積欠損金解消充当分の利回りを上乗せして、必要な利回りとしている。

※3 期待収益率(A)は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成30年度～令和元年度については平成28年度改定の、令和2年度については令和2年度改定の、令和3年度～4年度については令和3年度改定の基本ポートフォリオ(5年間平均期待収益率は0.93%)に基づく。

【林退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	106	△ 37	703	105	△ 104	773
うち自家運用	53	46	35	29	23	186
うち委託運用	53	△ 83	668	76	△ 127	587

- ・ 資産全体の収益率実績は△0.66%となり、基本ポートフォリオの期待収益率+0.99%を下回った(△1.65%)。内訳をみると、自家運用、委託運用とも、収益率実績が期待収益率を下回っているが、大宗は委託運用の収益率実績が△2.04%と、同期期待収益率+2.13%を下回ったことによる(△4.17%)。
- ・ 委託運用に係る評価は、中退共と同様である(注)。
(注) 平成28年度から中退共と合同運用を行っているため。
- ・ 資産全体の運用損益額は△104百万円、内訳は自家運用+23百万円、委託運用が△127百万円となった。

②利益剰余金

【林退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	-	1,353	1,378	1,234	1,240	1,066
利益剰余金 (B)	△572	△613	△704	△187	△306	△486
利益剰余金不足額(B-A)	-	△1,966	△2,082	△1,421	△1,546	△1,552

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和4年度の累積欠損金は△486百万円となった。令和3年度末の水準△306百万円から、累積欠損金が180百万円拡大した。

- ・ 林退共では、令和 3 年 10 月の予定運用利回りの引き下げにより、想定損失額の水準が低下した。また、令和 4 年度末の累積欠損金の水準は、なお、令和 2 年度に策定した累積損解消計画において想定された水準（△723 百万円）の範囲内である。但し同計画は、加入者数の維持・増加、経費節減等を前提条件とし、本来取るべきではない水準のリスクを取っているだけに、前提条件の実現可能性等を注視し、必要に応じた見直しが求められる。

3. 機構資産の運用の基本的な方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 令和 4 年度は引き続き分散投資と長期的投資の観点から運用受託機関のパフォーマンス管理に継続的に取り組んだほか、金融経済環境の大きな変化に直面したことによる、基本ポートフォリオの有効性、変更の必要性の検証にいち早く取り組んだ。

また、サステナビリティを重視した運用の観点からは、スチュワードシップ活動における ESG 要素への言及に加え、PRI 署名の検討等サステナビリティに係る活動や体制整備にも取り組んだ。

これらの活動は、令和 4 年 7 月制定の資産運用の基本方針に規定された、「専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保」するという目的に適う運用が行われたものと評価できる。

(2) 資産運用の目標

- ・ 令和 4 年度は、コロナ禍に加え、ウクライナ問題等地政

学リスクの顕在化、世界的な金利と物価の上昇などを背景に先行き不透明感が高まった。こうした中、退職金共済制度への新規加入者数が減少、退職者数は増加するなど、掛金収入や退職金支払の動向について不透明感が払拭されなかったことから、引き続き潤沢な手元流動性を確保した。

また、委託運用において、資産ごとにリターン・リスク等の特性の異なるファンドを採用していることによる分散投資が機能していることを継続的にモニタリングするなど、運用受託機関の管理も適切に行われている。

これらの対応は、資産運用の基本方針に定める目標「退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済制度の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること」に沿うものであったと評価する。

- ・ また、令和4年7月に「資産運用の基本方針」とともに新たに制定された「資産運用の業務方針」においては、資産運用の目標を達成するために踏むことが必要と考えられるプロセスが「運用の目標達成に向けた取り組み」として具体化されている。
- ・ このように目標達成のためのプロセスを明確化することは、目標達成の可能性を高める方策として評価する。

また運用機関のパフォーマンス評価方法としてグローバルスタンダードとなっているプロセス評価に耐える体制を整備するものとしても、評価できる。

- ・ なお、令和5年4月から始まる第5期中期目標において、機構の資産運用業務の評価方法が、従来の資産毎の超過収益率を単年度ごとに評価する、定量的に単年度の結果責任を問う形から、定性的にプロセス責任を問う形に見直しが行われた（別添）。

機構は永続的な退職金制度の将来を見据えた長期的な投

資家であるが、それに短期の収益率目標に偏った評価方法が適用されるとショートターミズム的なインセンティブとなって長期投資家としての行動を歪める可能性があるため、当委員会としてはかねてより懸念を抱いていたが、この度の厚生労働省の的確な判断はその懸念を払拭したものとする。

- ・ こうした運用の質的向上に資することに重点を置いた資産運用業務の評価方法見直しという画期的な判断は、厚生労働省と機構の円滑な意思疎通、情報共有と、その結果としての信頼関係の賜物であり、当委員会として高く評価している。

4. 機構資産の運用に関し遵守すべき事項

(1) 受託者責任の徹底

- ・ 受託者責任については、令和3年7月にガバナンスに係る議論を集約する形で制定された「資産運用業務に携わる役職員の行動規範」の中に明記され、職員への意識の浸透が図られている。
- ・ また、受託者責任のあり方に関する理解と検討結果は、厚生労働省とも共有され、第5期中期計画において採用された資産運用業務の評価方法変更に結び付いていることは、機構の理解の深さと取組姿勢の真剣さを示すものとして高く評価される。

(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

- ・ 資産規模の大きい公的アセットオーナーとしては、その資産運用が市場に過大な影響を与えないよう、十分な留意が必要である。

令和4年度には、11月に外国株式から外国債券へ一部資

産移管する、資産間リバランスを行った。その際、機構内部は勿論、資産運用受託機関、資産管理受託機関まで含めて、情報管理を徹底した。また、売買に際しては、十分な期間を取って取引を行い、市場への影響を抑制した。

以上はひとつの代表例であるが、機構の資産運用においては常日頃より市場への影響を最小限に抑えるよう適切な措置が採られているものと評価される。

5. 機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

(1) 基本ポートフォリオ

- ・ 機構では資産運用の基本方針に基づいて毎年度、基本ポートフォリオの定例検証を実施している。
- ・ 令和4年度については、海外主要国における金融政策の転換と金利の急速な上昇傾向等を眺め、基本ポートフォリオ変更の要件である「重要な前提条件の変化」(注)が生じている可能性がある、との問題意識の下、従来よりも早い段階から基本ポートフォリオ変更に関する審議が当委員会を含めて行われた。

(注) 平成30年度第8回の当委員会において、定例検証は「中長期的に維持されるべき基本ポートフォリオについて、再構築が必要となるような前提条件の変化が発生しているか否か、を検証するもの」と位置付けられた。

- ・ 結論としては、本邦の金融政策やウクライナ問題等不確実な要素が多い中で、定常状態の見極めがつくまでは状況を注視しつつ、環境が整えば迅速に基本ポートフォリオ変更に取り組むべく準備を行うということであったが、その機構の方針は、適切なものと評価する。
- ・ なお、財務状況(剰余金と想定損失額のバランス)から

みた基本ポートフォリオ変更の可否については、中退共、建退共では現状の財務基盤および将来シミュレーション結果からして変更が必要な状況にはないものと思料する（前述 2（1）②、同（2）②参照）。

清退共についても、極めて安定した財務基盤からして基本ポートフォリオ見直しが必要な状況にはない。しかし、責任準備金の 2 倍以上という大きな剰余金の水準に鑑みると、掛金と給付と運用のバランスをいま一度検証する必要があるものと思料する。

一方、林退共については、合同運用を含む 4 つの施策（注）のパッケージによって累損解消を目指しているが、重要な施策である「加入促進」の実現が厳しい状況にあるのであれば、それを踏まえた計画の見直しが求められる。

（注） 合同運用、予定運用利回り引下げ、経費節減、加入促進

（2） 運用手法等について

イ．自家運用の運用手法

- ・ 自家運用については、退職金等支払のための流動性を確保する役割を割り当てている。このため、資金フローを安定化させる趣旨から、簿価評価が認められる満期保有を前提とし、債券投資の期間構造についてはラダー型戦略

（注）を採用している。投資期間については、各制度における掛金納付期間に応じて設定されている。中退共は 20 年、建退共は 15 年、清退共、林退共は 10 年のラダー型運用を目指している。

（注） 債券のポートフォリオ運用形式の一つ。償還期限の異なる債券を、各期間にほぼ同額ずつ組み込む方式であり、期間毎の償還金額の水準が同一であるため、

幅が変わらないという意味で、「はしご（ラダー）型」と呼ばれている。機構では、毎年度の元利金受取額を平準化させ、退職金支払額の変動による収支差の変動が、元利金受取額の変動によって増幅されることを回避する目的で採用している。

- ・ 入金と出金のタイミングのずれ等に備えるための銀行預金等流動性資産については、基本的に出来るだけ金額を抑え、また CD 等による短期運用も行って運用の効率性の向上に努めている。ただし、令和 2 年度以降は、コロナ禍等による資金フローの急激な変化に備え、債券投資額を一部抑制し、各経理とも退職金支払い額の 10 か月相当を超える豊富な流動性を確保している。こうした環境変化を見据えた柔軟な対応は、制度の安定性を維持する上で必要なものであり、極めて適切なものとして評価できる。

ロ．委託運用の運用手法

- ・ 委託運用については、令和 4 年 4 月から清退共（特別給付経理）を除く全経理で、包括信託に関する合同運用が行われており、その内訳としては国内外の債券・株式の資産ごとに特化型アクティブ運用とパッシブ運用が併用されている。
- ・ アクティブ運用については、採用時に期待された要件が満たされているか否かを定性的及び定量的に評価するほか、個別ファンドのパフォーマンスだけでなく、全体としてのスタイル分散の有効性についてもモニタリングし、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否を継続的に確認している。

評価の手法については、当委員会への評価結果報告等における委員の指摘も踏まえて継続的に改善に努めており、

適切な管理が行われているものと評価できる。

ハ．委託運用の合同運用

- ・ 委託運用部分については、平成 28 年度より、最も規模が大きくて既に資産ごとに特化した委託形態を採用していた中退共の運用に林退共が乗る形で合同運用が開始されたが、そこに清退共が令和 2 年度から、建退共が令和 4 年度から参加している。
- ・ 委託運用を行っている全ての経理が合同運用に参加したことを受け、運用受託機関のモニタリングやスチュワードシップ活動が、中退共と特退共を分けず、機構横断的に実施されることとなった。

このことは、ノウハウの共有や事務効率性改善等を通じて資産運用体制の強化に繋がるものとして評価できる。

(3) 運用受託機関の選定、評価及び管理等について

- ・ 令和 3 年度の基本ポートフォリオ変更によって外国株式の構成比が増加、令和 4 年度初には建退共資産が合同運用に参加したことにより、外国株式パッシブ運用の資産額がマネジャー・ストラクチャー見直し実施前の約 5 倍に増加した。

これを受けて、リザーブファンドとして指定していた 1 社が正式採用された。パッシブファンドにおいても、運用受託機関間の競争的環境を作ることはパフォーマンスの維持・改善に有効な手段であり、手数料等が割高にならない範囲で運用受託機関数を増やすことは適切な対応であると評価できる。

また、正式採用に際しては、リザーブファンドに内定した時点から継続的に提出を受けていたファンドのパフォー

マンスに関するデータの分析に加え、運用体制等定性的な要素が当初の期待に沿っていることを確認した上で判断している。リザーブファンドの使い方として適切なものと評価する。

- ・ なお、既存ファンドにおける委託金額の変更は行われなかったが、各ファンドのパフォーマンス管理については、毎月の報告書と、半期に一度の報告会に加え、事務ミス発生時や体制変更時の報告書、さらに令和5年3月の米国における銀行の連続破綻等、運用結果に大きな影響を及ぼし得るイベント発生時の情報提供力の比較等、適切に実施されているものと評価する。

【令和4年度資産運用・管理委託状況（包括信託）】

		合同運用資産 *	清退共 (特別給付経理)
運用を委託している機関数**		19(0)	—
うち	運用機関	19	—
	管理機関	1	—
運用形式		特化型	—
ファンド数***		31	—
うち	国内債券A	6	—
	国内債券P	2	—
	国内株式A	6	—
	国内株式P	2	—
	外国債券A	5	—
	外国債券P	2	—
	外国株式A	6	—
	外国株式P	2	—
運用シェア変更ファンド数		12	—
うち	減額	7	—
	解約	0	—
	増額	5	—
管理シェア変更機関数		0	—
うち	減額	0	—
	解約	0	—
	増額	0	—
法令違反・運用ガイドライン 抵触事案（件）		0	—

委託機関・ファンド数は令和4年度末の状況。

()内は期中増減数。

* 合同運用しているのは、中退共（給付経理）、建退共（給付経理）、建退共（特別給付経理）、清退共（給付経理）、林退共（給付

- 経理) の、計 5 経理。
- ＊ ＊ 運用機関と管理機関で重複があるため、機関数の合計は内訳と必ずしも一致しない。
 - ＊ ＊ ＊ A はアクティブ運用、P はパッシブ運用。

(4) 機構資産の運用におけるリスク管理

イ. 資産全体

- ・ 資産全体のリスクについては、基本ポートフォリオの定例検証時に、フォワードルッキングなリスク分析（モンテカルロシミュレーション）による想定損失額の推計を実施し、剰余金水準との比較においてリスクテイク水準の妥当性が検証されている。

ロ. 自家運用

- ・ 令和 4 年度における自家運用の投資対象金融資産は、全て円建てであり、満期前に売却された資産はなく、基本方針に沿った運用が行われている。
- ・ 将来の償還金額を安定させるラダー型ポートフォリオを構築するため、7 年～20 年の残存期間の債券を購入した。
- ・ 各経理において毎年の退職金等支払に必要な流動性を確保する水準でのラダー型運用に向けた債券取得が行われており、残存期間の適切な分散化が図られている。発行体別の構成比は、規定の範囲内に収まっており、発行体の分散化も適切に実施されている。
- ・ ただし、10 年のラダー型運用を目指している清退共（特別給付経理）については、残存年数の短い債券がマイナス利回りとなったため、必要な残存年数の債券購入が進んでいない。今後、コロナ禍対応のために高水準を維持している預金残高を低減させていく方向にあることも勘案すると、運用の効率性の観点からは、対策の検討が望まれる。

【令和4年度末における運用の内訳】

構成比%	中退共 (給付経理)	建退共 (給付経理)	建退共 (特別 給付経理)	清退共 (給付経理)	清退共 (特別 給付経理)	林退共 (給付経理)
委託運用	45.28	33.73	36.77	23.62	—	38.81
自家運用	54.72	66.27	63.23	76.38	100	61.19
国債	18.97	16.27	1.00	21.52	—	8.11
地方債	5.56	10.48	12.04	—	—	—
政保債	17.38	24.16	29.94	39.52	—	43.21
財投機関債	0.04	3.66	—	—	—	—
金融債	6.74	5.43	2.34	—	—	—
円貨建外国債	—	—	—	—	—	—
預金	6.04	6.28	17.92	15.33	100	9.88

※端数処理の関係で、構成比の合計が100%にならないことがある。

【自家運用債券の償還年限別構成比】

(構成比: %)

	中退共 (給付経理)	建退共 (給付経理)	建退共 (特別給付 経理)	清退共 (給付経理)	清退共 (特別給付 経理)	林退共 (給付経理)
令和5年度	9.2	7.6	7.4	9.5	—	7.5
6年度	9.2	9.6	11.9	9.5	—	10.0
7年度	9.3	9.6	11.1	9.5	—	16.3
8年度	9.2	7.5	11.1	9.5	—	11.3
9年度	6.1	8.2	11.9	9.5	—	12.5
10年度	6.1	11.5	11.1	9.5	—	5.0
11年度	6.1	8.5	9.6	14.3	—	20.0
12年度	6.1	6.5	7.4	9.5	—	7.5
13年度	6.1	6.4	7.4	9.5	—	8.8
14年度	6.1	6.5	11.1	9.5	—	1.3
15年度	5.2	1.3	—	—	—	—
16年度	3.5	1.4	—	—	—	—
17年度	3.3	1.3	—	—	—	—
18年度	3.3	5.6	—	—	—	—
19年度	3.1	3.1	—	—	—	—
20年度	2.6	1.2	—	—	—	—
21年度	2.4	4.2	—	—	—	—
22年度	1.5	—	—	—	—	—
23年度	1.1	—	—	—	—	—
24年度	0.6	—	—	—	—	—

※端数処理の関係で、各経理の合計が100%にならないことがある。

ハ．委託運用

- ・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、委託運用資産の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況は毎月把握し、必要な場合はリバランスルールに則って調整を行っている。
- ・ 令和４年度は、10月末時点で外国債券の資産構成比が乖離許容幅を超えて低下したことを受け、リバランスルールに則り、11月に外国株式から外国債券への一部資産移管が実施された。
- ・ また、運用受託機関から徴求している毎月の報告書を基に、トラッキングエラー（TE）の動向をモニタリングし、運用受託機関が過剰ないし過少なリスクテイクを行っていないかを検証するなど、ファンド毎にも適切なリスク管理が行われているものと評価する。

6. ガバナンス体制

（１）ガバナンス体制の確立及び業務運営の透明性の確保

- ・ 機構の資産運用業務の推進に当たっては、厚生労働省をはじめ関係機関との連携によって、退職金制度の運営・運用に関わる諸課題を解決しながら進めていくことが肝要である。
- ・ 令和４年度は中退共の財政検証が行われたが、機構は労政審に対し、想定損失額推計に関するデータや、付加退職金の計算に必要なデータ、さらに付加退職金制度見直しに係る情報を適時適切に提供した。
- ・ 従来の付加退職金制度については、当委員会でも、発足当初から、実績利回りが予定運用利回りを上回ると利回りを上乗せする一方、下回った場合は予定運用利回りを保証するという上下非対称性に因る中長期的な財務基盤への悪影響や、中小企業のための退職金共済制度への適合性への疑問、という問題を指摘してきたところである。

- ・ 今般の財政検証における検討の結果、こうした問題を解決する新しい付加退職金支給ルール（注）が、労政審における労働者代表、使用者代表、公益代表全ての賛同を得て承認されたことは、極めて大きな成果である。中退共の、積立型の財務構造と市場変動リスクのただ中で行われるという運用の基本的な枠組みを前提に、退職金支給の長期的な安定性や公平性に向けた深い議論が厚生労働省及び労政審で積み重ねられたことの成果と言える。
- ・ この過程において、機構は指摘責任を十全に果たしたと評価できる。

（注）単年度の付加退職金の支給額に、前年度の決算における累積剰余金額の1％という上限を設定し、実績利回りの変動が財務基盤脆弱化に繋がらないようにしたもの。

（２） スチュワードシップ責任に係る取組

- ・ 機構のスチュワードシップ活動は、運用受託機関とその先の投資先企業を意識した建設的な対話を行うことによって、制度の受益者の利益を高めていくことを目指すものであるが、機構自身もアセットオーナーとして充実していくことが求められており、ガバナンス上も重要な事項として認識される。
- ・ 機構は、平成29年11月の日本版スチュワードシップ・コード改訂版の受入れを踏まえ、公的機関のアセットオーナーとして、平成30年度よりスチュワードシップ活動への取り組みを一段と活発化させたが、そのような取り組みを続けてきて令和4年度は5年目となる。
- ・ 令和4年度も、エンゲージメント実施部署から実務レベルの報告を受けるスチュワードシップ活動報告会と、理事長

による主要運用機関トップマネジメントとのトップ面談という複層的な活動が実施された。

スチュワードシップ活動報告会では、エンゲージメントの内容や議決権行使における考え方等について説明を受け、意見交換が行われている。

トップ面談では、運用受託機関と親会社とのファイヤーウォールに反しないよう配慮しつつ、グループにおける資産運用分野を巡る長期的戦略や同分野への資源投入等について、意見交換が行われている。

運用分野における長期的経営戦略や資源投入は経営トップや親会社の意向も欠かせないため、このような取り組みは運用の質的な維持・向上にとっても意義深いものとする。加えて、「資産運用の高度化」はわが国の喫緊の課題ともなっており、大きな資金を運用する公的機関のアセットオーナーの行動としても極めて適切なものであると評価できる。

令和4年度は、理事長も参加したスチュワードシップ活動報告会において、例年通りエンゲージメントの内容や議決権行使における考え方の説明を受ける一方で、公的機関のアセットオーナーの立場から、特に留意しているESG課題として、以下の二点を挙げた。

一点は厚生労働省が所管する中小企業における従業員の福利厚生拡充を目指す独立行政法人として、社会（S）要素において、大企業だけでなく中小企業や非正規労働者も含めた労働環境の改善や多様性への取り組みが重要であるとの問題意識を提起した。

もう一点は、林退共を運営する機関として、環境（E）要素について、2050年カーボンニュートラルを実現するには、炭素ガスの排出量削減だけでなく吸収を図ることが必要であり、その方策として日本の国土の3分の2を占める森林を、

日本固有の里山文化も活かして活用することが、林業の振興にも繋がり望ましいと考えられる、との意見を述べている。

上記の ESG 課題については、トップ面談においても意見交換を行ったところ、多くのトップマネジメントと問題意識を共有できたとのことである。

6 兆円という資産規模を有する公的機関のアセットオーナーとして、受益者の利益に反しない形で ESG 課題に係る発信力を高めていることは評価できる。

- ・ なお、機構のスチュワードシップ活動については、「スチュワードシップ活動状況の概要」（令和 5 年 5 月）として公表された。
- ・ さらに機構は公的機関のアセットオーナーとして、スチュワードシップ活動を含むサステナビリティ関連の活動の拡充を志向しており、PRI への署名の可否についても、コンサルタントも活用して、検討を進めている。
- ・ PRI 署名は、毎年の英文レポートの提出など負担も伴うものであるが、機構では、スチュワードシップ活動の一層の充実や将来の気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、TCFD）等サステナビリティ関連の活動拡大を見据え、高度な専門知識を有する要員の確保も実現している。
- ・ こうした取組みは、受益者に対して長期安定的な利益をもたらすという機構の投資の目的に反しないものであり、最近の ESG 課題の重要性に対する認識が世界的に高まる中、6 兆円という資産規模を有する公的機関のアセットオーナーとしての責任を果たすものとして評価できる。

7. その他機構資産の適切な運用に関し必要な事項

（１）透明性の向上

- ・ 対外公表については、財務諸表等は官報に公告している

(令和4年7月)。また、当委員会の議事要旨をはじめ、年度及び四半期毎の運用実績と資産構成のほか、令和3年度運用結果報告(令和4年7月)、スチュワードシップ活動状況の概要(令和5年5月)等について、ホームページ上で公表された。

- ・ 議事要旨については、概ね委員会後2か月以内に公表されている。
- ・ 当委員会の議事録については、各委員会の開催日から7年経過したものから半年分ずつ順次公表するものとしている。令和5年1月には、予定通り、平成27年度第1回及び第2回の委員会議事録がホームページに掲載された。
- ・ 上記の通り、各種資料の公開については、適切に実施されていると評価する。

(2) 運用管理体制

- ・ 運用業務を行う資産運用部には、業務を的確に遂行できる専門的知識及び経験を有する担当者として、運用調査役と運用リスク管理役を配置している。
- ・ 専門的知識を持った人材の養成については、令和4年度も、5回に亘る当委員会での審議を受ける過程で、資産運用関係役職員の資産運用に係るリテラシーは一層向上したものと評価する。
- ・ 機構は、機構資産の運用に関する基本方針の案、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用企画会議を設置している。

令和4年度は、中退共部会を12回、建退共部会を5回、清退共部会を5回、林退共部会を5回、中建清林合同部会を9回開催している。

全経理の合同運用参加や「資産運用の基本方針」一本化に

より共有される課題が増える中、令和５年度以降、資産運用企画会議も一本化することが決定されたことから、円滑な情報共有やサービス水準の格差低減等に寄与するものと思われる。

- ・ 建退共の委託運用資産における合同運用とスチュワードシップ活動への参画や、経理毎に分かれていた資産運用の基本方針一本化などは、機構における資産運用に係るサービス水準の平準化やノウハウの均霑にも繋がる体制整備として評価する。
- ・ さらに令和４年度は、組織体制面でも大きな見直しが行われた。具体的には以下の通りであり、令和５年度から実施される。何れも運用リスクの適切な管理及び運用管理の効率性の向上・コスト削減に繋がる施策として評価できる。

①資産運用部の組織再編

従来の中退共資産を担当する「資産運用第一課」と、特退共を担当する「資産運用第二課」の経理別二課体制から、主に委託運用関連業務を担当する「運用企画課」と、主に自家運用関連業務を担当する「自家運用課」の業務別二課体制に再編。

- ー 業務の効率性向上、資産運用部内でのノウハウ均霑、情報共有、コミュニケーションの一層の円滑化等を企図。

②運用リスク管理役の位置付け変更

リスク管理役を、資産運用部長の下から資産運用担当理事直轄に変更。

- ー 業務執行部門から分離したリスク管理の実施。

③サステナビリティ統括役の新設

PRI 署名やスチュワードシップ活動などサステナビリティに係る業務を総括する役職を新設、要員を調達した。

- ー PRI への年次報告に加え、海外運用受託機関とのエン

ゲージメント、TCFD 対応など、今後、サステナビリティ関連業務が増加することを見越し、国際的な業務に堪える見識と能力を有する人材を確保し、体制を整備。

8. 基本方針の変更

- ・ 機構は、令和 4 年 7 月に新しい「資産運用の基本方針」を制定した。
- ・ これまでの経理毎に設定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、平成 27 年以降実施して来た一連の改革を踏まえた抜本的な見直しであり、これまで 6 つある経理毎に制定されていた基本方針を一本化したものである。
- ・ 廃止前の経理毎の基本方針に含まれていた技術的・実務的な内容を整理し、同時に制定した「資産運用の業務方針」としてまとめる一方、ガバナンスやスチュワードシップ活動など、近年、急速に重要性を増している項目を新設するなど、先駆的取り組みもなされている。
- ・ 平成 27 年の独立行政法人通則法の改正の趣旨を踏まえた一連の改革の集大成として、高く評価できる。

以 上

資産運用委員会 委員名簿

第4期（令和3年10月～令和5年9月）

○	おお の さ なえ 大 野 早 苗	武蔵大学副学長
	たま き のぶ すけ 玉 木 伸 介	大妻女子大学短期大学部教授
	なか しま ひで き 中 島 英 喜	名古屋大学経済学研究科准教授
	ま にわ あき ひろ 馬 庭 昭 弘	全労済グループ企業年金基金 常務理事
◎	むら かみ まさ と 村 上 正 人	公益財団法人年金シニアプラン 総合研究機構 特任研究員

◎ 委員長

○ 委員長代理

（五十音順、敬称略）

【令和４年度資産運用委員会 開催実績（全５回）】

第１回（令和４年４月２５日）

- ・＜審議事項＞ 「資産運用の基本方針」の制定について
- ・＜報告事項＞ 「資産運用の業務方針」の制定について
- ・＜審議事項＞ 令和３年度資産運用に関する評価報告書（案）について
- ・＜報告事項＞ 令和３年スチュワードシップ活動状況の概要について
- ・＜報告事項＞ ウクライナ情勢を受けた対応について
- ・＜報告事項＞ 建退共資産の合同運用資産への移管完了報告

第２回（令和４年６月６日）

- ・＜審議事項＞ 令和３年度資産運用に関する評価報告書（案）について
- ・＜報告事項＞ 令和３年４月から令和４年３月の運用実績報告（６経理）
- ・＜報告事項＞ 令和３年度スチュワードシップ活動状況の概要について
- ・＜報告事項＞ 資産運用委員会議事録の確認

第３回（令和４年９月２６日）

- ・＜審議事項＞ 基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応について

第４回（令和４年１２月２１日）

- ・＜審議事項＞ 基本ポートフォリオの定例検証について

第５回（令和５年３月２８日）

- ・＜報告事項＞ 令和４年度スチュワードシップ活動状況の概要（案）について
- ・＜報告事項＞ PRI 署名に向けた検討状況について
- ・＜報告事項＞ 組織改正について
- ・＜報告事項＞ 為替取引における CLS 決済導入について

令和4年4月から令和5年3月の資産運用実績報告

1.運用概要

	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	
運用利回り(手数料控除後)	△ 0.68	△ 0.35	△ 0.51	△ 0.34	0.00	△ 0.66
(%)						
自家運用利回り	0.29	0.42	0.27	0.19	0.00	0.24
委託運用利回り	△ 1.80	△ 1.83	△ 1.69	△ 2.04	-	△ 2.04
運用損益	△ 359.74	△ 35.87	△ 1.55	△ 0.12	0.00	△ 1.04
(億円)						
自家運用	83.34	28.90	0.34	0.05	0.00	0.23
委託運用	△ 443.08	△ 64.77	△ 1.89	△ 0.17	-	△ 1.27
運用資産総額 (億円)	53,125	10,281	299	35	3	157

※1.上段の表においては、自家運用は、国内債券(簿価)のほか、預金を含む。委託運用は、包括信託のほか、生命保険(一般勘定)及び有価証券信託を含む。

(単位:%)

予定運用利回り			1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1
必要な利回り(推計値)※3			1.10	0.95	1.21	1.94	0.52	0.64
基本 ポート フォリオ (乖 離 許 容 幅)	自 家 運 用		56.9	68.5	68.5	77.8	100.0	60.8
	委 託 運 用	国 内 債 券	21.8	16.0	16.0	11.2	—	19.9
		国 内 株 式	3.9	2.8	2.8	2.0	—	3.5
		外 国 債 券 ※4	9.5	6.9	6.9	4.9	—	8.6
		外 国 株 式	7.9	5.8	5.8	4.1	—	7.2
		委 託 運 用 小 計	43.1	31.5	31.5	22.2	—	39.2
	う ち 委 託 運 用 部 分 の み	国 内 債 券	50.7 (±5.3)				/	50.7 (±5.3)
		国 内 株 式	9.0 (±2.4)					9.0 (±2.4)
		外 国 債 券 ※4	22.0 (±2.4)					22.0 (±2.4)
		外 国 株 式	18.3 (±5.3)					18.3 (±5.3)
リターン予想値 ※5			1.22	0.99	0.89	0.62	0.00	1.01
リスク値(標準偏差) ※5			1.92	1.39	1.39	0.99	0.00	1.73

累積剰余(欠損)金 (A) (億円)	令和3年度末	5,272.20	725.46	136.38	24.95	2.08	△ 3.06
	令和4年度末	4,475.05	600.10	129.72	24.11	2.06	△ 4.86
責任準備金 (B) (億円)	令和3年度末	46,781.13	9,640.24	172.47	12.05	0.66	161.34
	令和4年度末	47,528.17	9,668.59	168.75	11.57	0.64	162.14
リスク・バッファ 比率 (A)÷(B)	令和3年度末	11.27	7.53	79.07	207.05	315.15	△ 1.90
	令和4年度末	9.42	6.21	76.87	208.38	321.88	△ 3.00
想定損失額 ※6(億円)		△ 5,218	△ 738	-	-	-	△ 10.66

※2.中段の表においては、自家運用は、国内債券(簿価)のほか、生命保険(一般勘定)、預金を含む。委託運用は、包括信託のみである。

※3.中退共給付経理は、予定運用利回り+業務経費相当分。その他の経理は、責任準備金必要利回り(資産運用ベース)+業務経費相当分の推計値。なお、林退共給付経理については、累積欠損金解消計画(令和2年)における累積欠損金解消目安額も加算した推計値。

※4.外国債券については、為替ヘッジを行う。

※5.令和4年度基本ポートフォリオ検証時の数値(データは令和4年7月時点)。

※6.モンテカルロシミュレーション1%ile。令和4年度基本ポートフォリオ検証時の数値(データは令和4年7月時点)。うち中退共給付経理は、付加退職金について、上限を設定する新ルールに準拠したケースの数値とした。

2.運用実績

(単位:%)

	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	
予定運用利回り	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1
必要な利回り(推計値)※2	1.10	0.95	1.21	1.94	0.52	0.64
期待収益率 (A)	1.17	1.03	0.90	0.61	0.00	0.99
うち自家運用	0.44	0.53	0.33	0.18	0.00	0.25
うち委託運用	2.13	2.13	2.13	2.13	-	2.13
収益率実績 (B)	△ 0.68	△ 0.35	△ 0.51	△ 0.34	0.00	△ 0.66
うち自家運用	0.35	0.44	0.21	0.19	0.00	0.24
うち委託運用	△ 2.04	△ 2.04	△ 2.04	△ 2.04	-	△ 2.04
実績 — 期待 (B-A)	△ 1.85	△ 1.38	△ 1.41	△ 0.95	0.00	△ 1.65
うち自家運用	△ 0.09	△ 0.09	△ 0.12	0.01	0.00	△ 0.01
うち委託運用	△ 4.17	△ 4.17	△ 4.17	△ 4.17	-	△ 4.17
市場収益要因	△ 4.20	△ 4.20	△ 4.20	△ 4.20	0.00	△ 4.20
超過収益要因	0.12	0.12	0.12	0.12	-	0.12
資産配分効果	0.03	0.03	0.03	0.03	0.00	0.03
個別資産効果	0.13	0.13	0.13	0.13	-	0.13
複合効果	△ 0.04	△ 0.04	△ 0.04	△ 0.04	0.00	△ 0.04
手数料要因	△ 0.10	△ 0.10	△ 0.10	△ 0.10	-	△ 0.10

※1.本表においては、自家運用は、国内債券(簿価)のほか、生命保険(一般勘定)、有価証券信託、及び預金を含む。委託運用は、包括信託のみである。

※2.中退共給付経理は、予定運用利回り+業務経費相当分。その他の経理は、責任準備金必要利回り(資産運用ベース)+業務経費相当分の推計値。なお、林退共給付経理については、累積欠損金解消計画(令和2年)における累積欠損金解消目安額も加算した推計値。

3.包括信託の内訳

(単位:%)

	合同運用資産					
	構成比	ベンチマーク 収益率 (a)	時間加重収益率 (手数料控除前) (b)	超過収益率 (b-a)	手数料率 (c)	手数料控除後収益率 (b-c)
国内債券	50.71	△ 1.65	△ 1.67	△ 0.02	0.05	△ 1.71
国内株式	9.60	5.81	6.15	0.34	0.19	5.96
外国債券	20.84	△ 10.48	△ 9.60	0.88	0.11	△ 9.72
外国株式	18.84	2.36	1.93	△ 0.43	0.17	1.75
合 計	100.00	△ 2.07	△ 1.94	0.12	0.10	△ 2.04

* 合同運用資産は、中退共給付経理、建退共給付経理、建退共特別給付経理、清退共給付経理及び林退共給付経理の、包括信託による委託運用部分を、合同して運用しているものである。

* 単位未満は四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがある。

* 委託運用(包括信託)の資産クラス毎のベンチマークは、資産運用の基本方針に定める以下の指標による。

- ・ 国 内 債 券 NOMURA-BPI総合
- ・ 国 内 株 式 TOPIX(配当込み)
- ・ 外 国 債 券 FTSE世界国債インデックス(除く日本、除く中国、円ヘッジ・円ベース)
- ・ 外 国 株 式 MSCI KOKUSAI(円ベース、配当込み、GROSS)

* 外国債券については、為替ヘッジを行っている。

	個別資産効果	資産配分効果	複合効果
	0.13	0.03	△0.04
国内債券	△ 0.01	△ 0.06	△0.03
国内株式	0.03	0.04	0.00
外国債券	0.21	0.10	△0.01
外国株式	△ 0.09	△ 0.05	0.00

4.資産状況

(1)経理別資産状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
		資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り
自家運用	有価証券	25,861	48.68	0.33	6,168	59.99	0.47	135	45.31	0.27
	預金	3,208	6.04	0.00	645	6.28	0.00	54	17.92	-
委託運用	包括信託	22,330	42.03	※△ 2.04	3,230	31.42	※△ 2.04	96	32.07	※△ 2.04
	生命保険資産	1,725	3.25	1.07	238	2.32	0.80	14	4.70	0.70
	有価証券信託	(9,121)	(35.27)	0.02	(1,662)	(26.95)	0.03	-	-	-
合 計		53,125	100.00	△ 0.68	10,281	100.00	△ 0.35	299	100.00	△ 0.51

運用の方法等		清退共事業(給付経理)			清退共事業(特別給付経理)			林退共事業(給付経理)		
		資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り
自家運用	有価証券	22	61.04	0.23	-	-	-	81	51.31	0.28
	預金	5	15.33	-	3	100.00	-	16	9.88	-
委託運用	包括信託	8	23.62	※△ 2.04	-	-	-	61	38.81	※△ 2.04
	生命保険資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		35	100.00	△ 0.34	3	100.00	0.00	157	100.00	△ 0.66

(注1) 包括信託は時価総額、その他の資産は帳簿価額である。

(注2) 利回りは決算利回りであり、計算式は「収益額/平均残高」である。(費用控除後)

(注3) 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券に対する構成比である。

(注4) 包括信託について、会計文書の勘定科目名は「金銭信託」を使用している。

(注5) 単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

※「包括信託」の利回りと前ページ「3.包括信託の内訳」に掲載の「手数料控除後収益率」は同じものであるが、算出方法が異なるため、必ずしも一致しない。

(2)経理別 資産構成割合

(単位:%)

	中退共事業 給付経理		建退共事業				清退共事業				林退共事業 給付経理	
			給付経理		特別給付経理		給付経理		特別給付経理			
	構成比	基本 ポート フォリオ	構成比	基本 ポート フォリオ	構成比	基本 ポート フォリオ	構成比	基本 ポート フォリオ	構成比	基本 ポート フォリオ	構成比	基本 ポート フォリオ
自家運用	58.0	56.9	68.6	68.5	67.9	68.5	76.4	77.8	100.0	100.0	61.2	60.8
委託運用	42.0	43.1	31.4	31.5	32.1	31.5	23.6	22.2	-	-	38.8	39.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

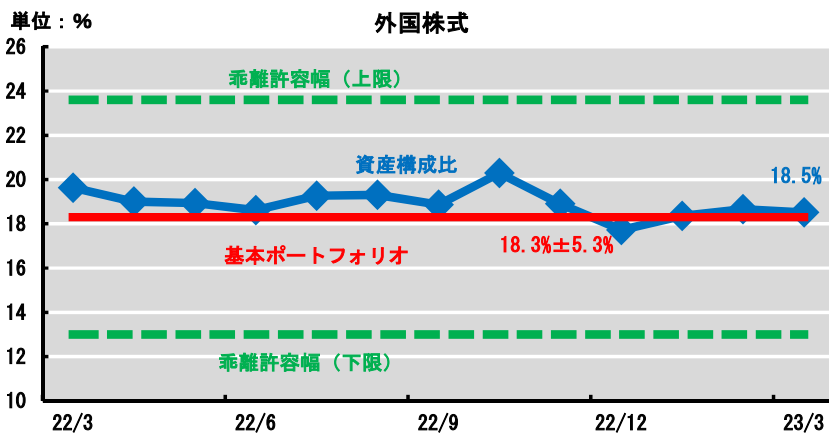
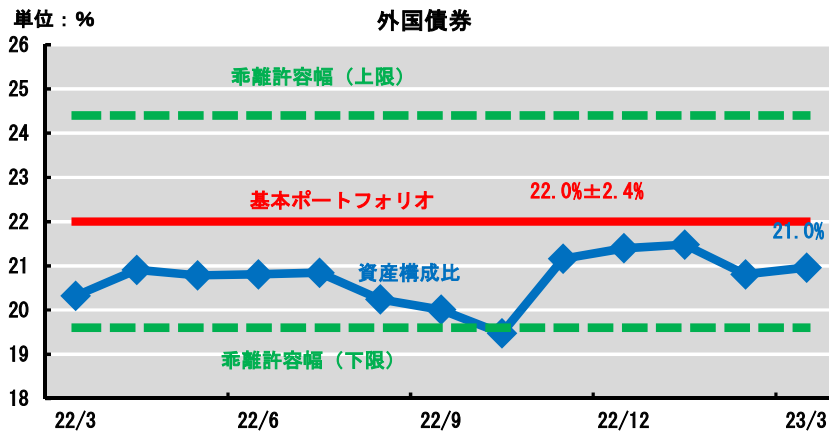
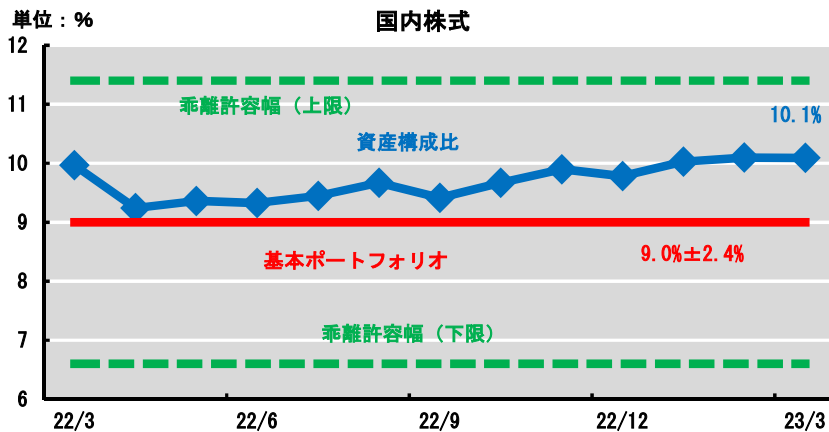
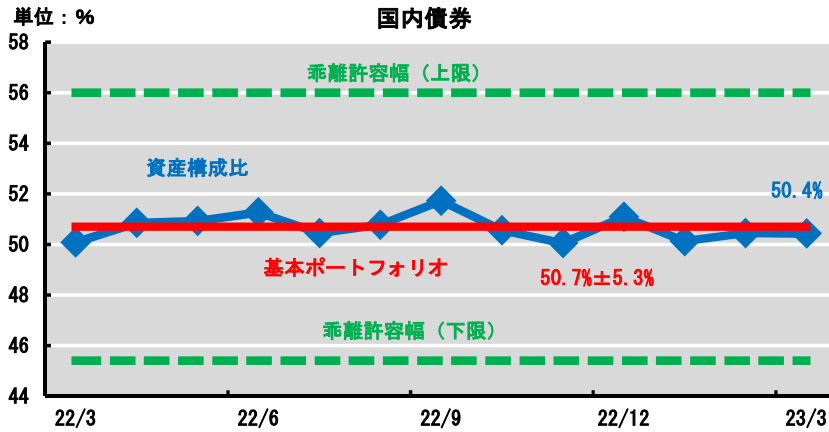
(注) 本表では、自家運用は、国内債券(簿価)のほか、生命保険(一般勘定)、預金を含む。委託運用は、包括信託のみである。

(単位:億円、%)

	合同運用資産		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	12,973	50.4	50.7±5.3
国内株式	2,596	10.1	9.0±2.4
外国債券	5,393	21.0	22.0±2.4
外国株式	4,764	18.5	18.3±5.3
合計	25,725	100.0	-

(注) 外国債券については、為替ヘッジを行っている。

(3) 合同運用資産 資産構成割合の推移



(注) 令和4年10月時点で、外国債券の資産構成比が乖離許容幅の下限を超過した。
このため11月に、外国株式から外国債券へ一部資産移管する、資産間リバランスを実施した。

勤退機構の資産運用業務の評価における留意事項

— 各種利回りの読み方について —

○ 勤退機構における資産運用実績や基本ポートフォリオを評価するに際しては、各経理（共済制度）の制度上の特徴点と、財務状況を勘案する必要がある点に留意が必要である。

1. 必要な利回り

必要な利回りとは、「資産運用の基本方針」において「資産運用の目標」として掲げられているものであり、「中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り」と定義されている。「資産運用の目標」では、この「必要な利回り」を「最低限のリスクで確保すること」、が求められている。

必要な利回りの内訳は、基本的には「予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額」と「業務経費」の合計の資産に対する割合、で定義される。ただし、累積欠損金を抱える林退共については、「累積欠損金の計画的な解消を図るための費用」が加えられている。

中退共の場合は、加入期間と就労期間が基本的に等しいため、予定運用利回りに業務経費率を加えたものが必要な利回りになる。

一方、特退共については、予定運用利回りと必要な利回りの関係は、次の2. で記すとおり、制度や経済情勢等様々な影響を受けて変動する。

2. 予定運用利回りと必要な利回り

中退共については、毎月積み立てられる掛金に対して制度全体として付与されるのが予定運用利回り（1.0%）であり、それに業務経費率（0.1%）を加えたのが必要な利回りであって、分かり易い構造であるが、特退共（建退共、林退共、清退共）における予定運用利回りと必要な利回りの関係は中退共とは異なるため、留意が必要。

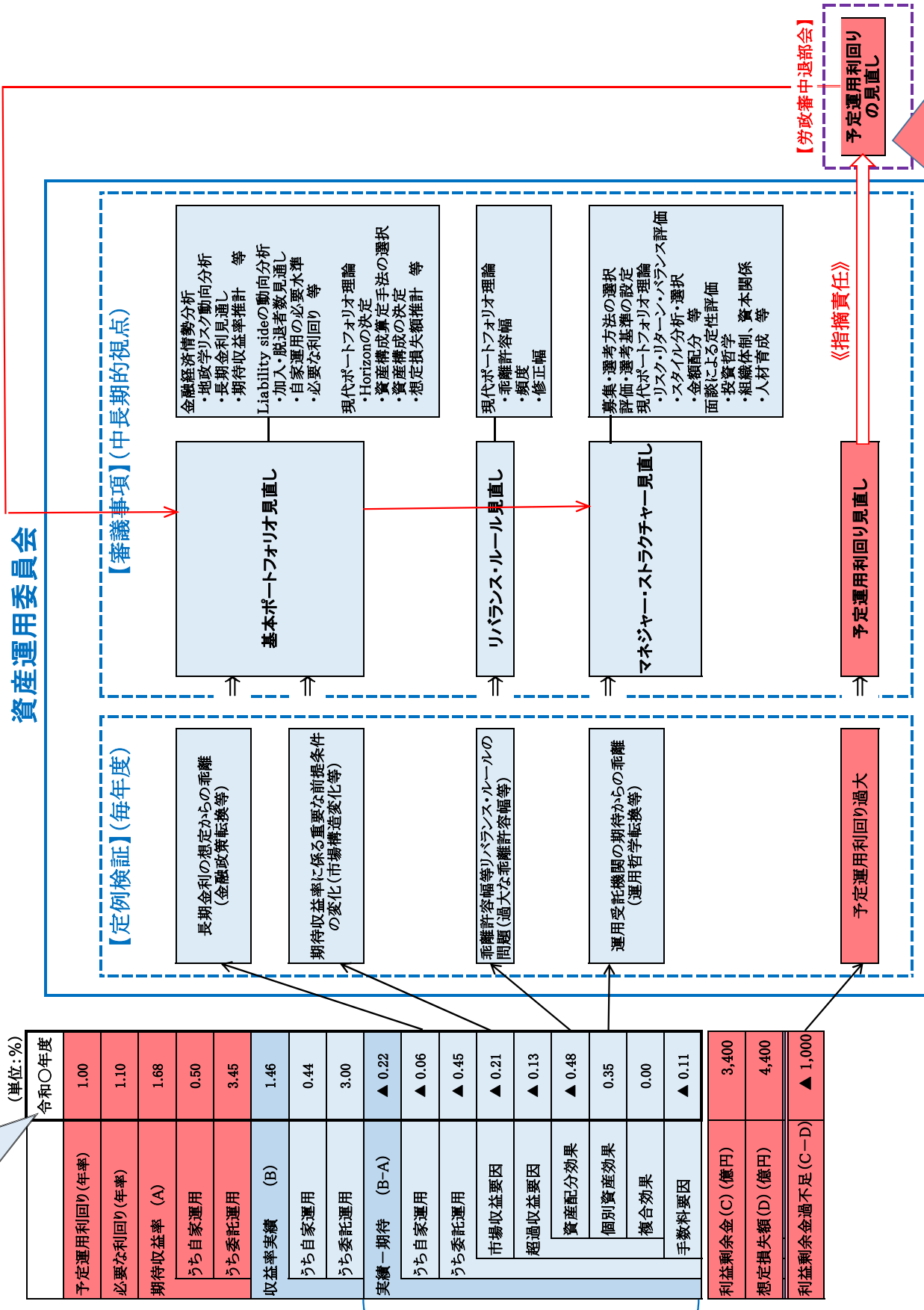
特退共（建退共、林退共、清退共）では、非正規雇用者を対象としているため、就業形態の特殊性（非連続的就労、職場の異動）から1日分の就労に対して証紙1枚を手帳に貼付する仕組みで運営されている。証紙貼付日数（掛金納付日数）を業種ごとに定められた1月分の日数（建退共：21日、清退共：15日、林退共：17日）で割って掛金納付月数を求め、その月数に応じて退職金額が算定されるが、その際の算定の基礎として平均的な年利として設定されるのが予定運用利回りである。ただし、1年（12カ月）分（＝手帳1冊分）の証紙が貼られるのに要する平均的な期間は1年を上回っていることから、必要な利回りが予定運用利回りよりも低くなり得る。

累積欠損金を抱えている林退共については、責任準備金を下回る運用資産額で予定運用利回りを達成する必要があるほか、運用資産額が中退共、建退共に比べて小さく、業務経費率の割合が高くなっているため、必要な利回りが予定運用利回りを上回っている。

以 上

資産運用におけるプロセス評価のイメージ (長期投資家としての視点での評価)

資産運用委員会



*「予定運用利回り」の決定は、「想定損失額」(制度全体に於ける下回ることの出来ない下限のリスク値)の決定になる。それは、運用において取るべき(許容する)リスク水準を概ね決定する。

要因分解・分析

令和4年度

資産運用に関する評価報告書 別冊

—第4期中期目標期間評価に係る評価報告書—

令和5年6月29日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資 産 運 用 委 員 会

目次

はじめに	3
略語、用語の説明	5
1. 概論	7
(1) 中退共	7
(2) 建退共	11
(3) 清退共	12
(4) 林退共	12
2. 運用実績	
(1) 中退共（給付経理）	14
(2) 建退共（給付経理）	18
(3) 建退共（特別給付経理）	23
(4) 清退共（給付経理）	26
(5) 清退共（特別給付経理）	30
(6) 林退共（給付経理）	33
3. 機構資産の運用の基本的な方針	
(1) 基本的な考え方	37
(2) 資産運用の目標	38
4. 機構資産の運用に関し遵守すべき事項	
(1) 受託者責任の徹底	39
(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮	40
5. 機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	
(1) 基本ポートフォリオ	41
(2) 運用手法等について	44
(3) 運用受託機関の選定、評価及び管理等について	46
(4) 機構資産の運用におけるリスク管理	48

6. ガバナンス体制	
(1) ガバナンス体制の確立及び業務運営の透明性の確保	----- 49
(2) スチュワードシップ責任に係る取組	----- 51
7. その他機構資産の適切な運用に関し必要な事項	
(1) 透明性の向上	----- 53
(2) 運用管理体制	----- 54
8. 基本方針の変更	----- 55
【総合評価】	----- 57
＜参考＞ 歴代資産運用委員名簿	----- 59
別添 1	内部統制 新規施策
別添 2	資産運用業務における取組み
別添 3	資産運用に係る制度全体のガバナンス体制
別添 4	経理別 利回りと利益剰余金の推移
別添 5	中退共 運用利回りの長期推移

はじめに

資産運用委員会（以下「当委員会」という）は、平成 27 年度の独立行政法人通則法改正により求められた“実効性のあるリスク管理体制の整備”のため、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）の改正により（注 1）、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が行う退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るために設置された（委員会設置以降の歴代の委員名簿は P59 参照）。

この目的を果たすため、当委員会は、「資産運用の基本方針」の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要事項に関する理事長への助言・提言等を行うこととされている。

当委員会は、平成 27 年 10 月の創設以降、7 年半に渡り、機構の資産運用業務について様々な側面・観点から審議し、意見を述べている（注 2）。

資産運用に関する評価報告書は、主務大臣である厚生労働大臣が機構の評価を行う際の参考資料として、同大臣の任命を受けた当委員会が、同大臣に提出するものである。

令和 5 年度は、通常 of 年度評価に加え、中期目標期間に関する評価も実施されることから、第 4 期中期目標期間に係る本評価報告書も作成した。

第 4 期中期目標期間は平成 30 年度から令和 4 年度までの期間であるが、機構における資産運用業務については、平成 27 年度 10 月 1 日の当委員会設置以降に改革が進められているため、第 4 期中期計画以前の期間の施策等についても言及している。

(注1) 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第17号）により、中退法第六章第四節第六十九条の二～第六十九条の四が追加された（平成27年10月1日施行）。

(注2) 当委員会は平成27年度から令和4年度までの期間で58回開催された。うち、平成30年度から令和4年度までの5年間では38回である。

【本報告書 別冊 の記載対象期間について】

「2. 運用実績」を除き、平成28年度～令和4年度の7年間の記載対象とした。第4期中期計画の資産運用に係る骨子は平成28年度のローリングプランで固められ、基本ポートフォリオ改定やマネジャー・ストラクチャー見直し、日本版スチュワードシップ・コード改訂の受入表明等、ゼロベースからの改革を行ってきた。改革の総仕上げが全経理の資産運用の基本方針の策定であり、第4期中期目標期間の最終年度の令和4年度に完了した。この間の活動を記載対象としたものである。

「2. 運用実績」については、各経理とも第4期中期目標期間である平成30年度～令和4年度の5年間の記載対象とした。但し中退共については、後述の資産運用業務に関する一連の改革を平成28年度より開始しているため、平成28年度からの変化についても言及した。また林退共についても、平成28年度の中退共との合同運用開始という大きな変革があるので、平成28年度からの変化についても触れた。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

略語、用語の説明

- ・ 中退共

一般の中小企業退職金共済制度を指す。

- ・ 建退共

建設業退職金共済制度を指す。

- ・ 清退共

清酒製造業退職金共済制度を指す。

- ・ 林退共

林業退職金共済制度を指す。

- ・ 労政審

厚生労働省労働政策審議会中小企業退職金共済部会を指す。

- ・ 付加退職金

中退共において、基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額。具体的には、掛金納付月数の43月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額。現在、各年度の利益見込み額の2分の1を付加退職金に充てるが、利益見込み額が単年度累積剰余金積立目標額の2倍を下回る場合は、当該目標額を優先的に剰余金の積立てに充てることとされている。また令和4年度決定分からは、付加退職金に充てる額に上限（注）が設定されている。

(注) 前年度の決算における累積剰余金の額×0.01 (0.01は予定運用利回り)。

- ・ 中期目標

中期目標管理型の独立行政法人に対し、主務大臣が指示する、業務運営に関する目標を指す。機構の中期目標期間は5年間。

- ・ 中期計画

独立行政法人が、主務大臣に指示された中期目標を達成するために定める計画であり、主務大臣による認可を受けて策定される。

1. 概論

- ・ 機構は、平成 25 年 12 月 24 日閣議決定により金融業務を行う法人とされた。平成 27 年度の独立行政法人通則法（以下「独法通則法」という）改正では、中期目標管理型の法人に分類されると共に、実効性のあるリスク管理体制とガバナンス体制の構築が課せられた。それに伴う関係法令整備の一環として中退法が改正され平成 27 年 10 月に当委員会が設置された。
- ・ こうした資産運用業務を巡る環境変化を踏まえ、平成 28 年度に第 3 期中期計画のローリングプランを策定（別添 1）、必要な対応を整理し、その実施のための体制を整備した。具体的な一連の施策は以下の通りである（別添 2）。

（１）中退共

- ・ まず平成 28 年度には、かつて 3 千億円を超える累積欠損金を抱えていた中退共が、過大なリスクを取っている状況を可及的速やかに解消すべきとの問題意識に立ち、翌年度の財政検証に先駆け、基本ポートフォリオ見直しを実施した。その際、新設された当委員会においてゼロベースから審議を行った。審議の過程で長期金利見通しについては、上昇を見込む内閣府の金利見通しに依らず、ゼロ金利横這いの独自見通しを採用したことは、フィデューシャリー・デューティーを踏まえた対応として評価できる。
- ・ リスクとリターンの関係も整理し、リスクテイクは利益剰余金の範囲内という基本的なあるべき姿を確認すると共に、平成 30 年度には、機構、機構に設置された当委員会と運営委員会、厚生労働省勤労者生活課、厚生労働省に設置された労政審等の関係機関の役割分担と協力関係、即ち制度全体のガバナンスを整理した（別添 3）。

- ・ 基本ポートフォリオ見直し終了後、平成 29 年度より、速やかにマネジャー・ストラクチャー見直しに着手し、募集方法、選定手順、評価項目・基準に至るまで、ゼロベースからの審議を行いながら実施した。
- ・ さらに、スチュワードシップ活動について、2 度にわたる日本版スチュワードシップ・コード改訂の受入表明に際しても、当委員会において、受益者に関する中退法の解釈等根本から議論を行った。
- ・ 特に令和 2 年の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に際しては、同コードがソフト・ローとは言えローであることを踏まえ、“Comply or Explain” に則り、「最終受益者の視点を意識した活動」の文言について、自らの解釈を明確化した上で受入れを表明したことは、遵法精神の観点から適切な対応と評価できる。
- ・ アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の必要性が明記された、平成 29 年度の 1 度目の改訂の受入時には、形式的な受入れに留まらず、スチュワードシップ活動を本格化した。この際、上記マネジャー・ストラクチャー見直しにおける面談の経験を踏まえ、理事長が、運用受託機関の親会社のトップマネジメントとの面談の必要性を痛感し、トップ面談を開始した。即ち、本邦資産運用機関によるスチュワードシップ活動の実効性を海外並みに引き上げていくためには、資産運用分野における長期的戦略と資源投入に関する権限と最終責任を有している親会社のトップマネジメントとの建設的な対話が不可欠であるとの判断によるものである。こうした取組は、機構独自のものであり、大変意欲的な試みであるが、5 年目を迎えて面談先との間でも定着、本来の趣旨に適う実績も上げつつあることは特筆出来る。

さらに、令和4年度には、責任投資原則（以下、PRI）署名等、今後のサステナビリティ関連活動の拡充を見据え、要員の確保を含む体制を整備したことも高く評価される。

- ・ 上記の一連の改革は、積立型等の制度上の特性を勘案した上で、「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議報告書（平成25年）」（注）で挙げられた提言を参考にして実施されたものであり、実現し得る課題はほぼ達成されている。

（注）当有識者会議は「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、公的・準公的資金について、各資金の規模や性格を踏まえつつ、運用（分散投資の促進等）、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターン向上のための方策等に係る横断的な課題について提言を得るために、経済再生担当大臣の下に設置された。

- ・ 改革の結果を運用実績からみると（別添4及び別添5）、平成28年度の基本ポートフォリオ見直しによるリスク削減及びその後のマネジャー・ストラクチャー見直しによるリスク分散体制の導入の結果、明らかに運用利回りの変動は抑制されている。積立型退職金という原資の性格を踏まえ、より厳格な債券格付基準の設定による信用リスクの抑制や、アセットマネジャーのスタイル分散によるボラティリティ抑制等を行った。これらの施策はベンチマーク対比超過収益率の観点からはマイナスに作用することもあり得るが、リスクを抑制するために欠かせないものとの認識である。
- ・ このように、リスクを抑制する一方で、リスクの推計方法の見直しを提案、労政審の理解を得られた。中退共には付加退職金制度があるが、付加退職金支給の目途となる必

要な利益剰余金水準の引上げにつながった。

- ・ この期間中は、世界的な金融緩和が続き、リスクを取らない運用を基本とする自家運用利回りが低下傾向を余儀なくされ、必要な利回りを達成するためのリスク値（想定損失額）は増加傾向を辿っている（後述 2（1）②参照）ほか、コロナ禍による世界的な株式市況急落、世界的な物価と金利の上昇による債券価格と株式市況の同時下落等が発生したが、上記の施策の結果、特段不安のない利益剰余金水準を実現させている。
- ・ このように取らざるを得ないリスクの水準が上昇する運用環境において、制度の特性を踏まえてリスクを極力抑制しつつ、リスク推計方法の見直しにより必要な利益剰余金水準を引き上げることで、利益剰余金の一段の積み増しを実現し、財務の安定性を格段に向上させたことは、高く評価することが出来る。
- ・ 一連の改革は、機構の中で最大の資産規模を有し、かつて巨額の累損を抱えていた中退共から着手され、基本ポートフォリオ及びマネジャー・ストラクチャーの見直し、並びに機構独自のスチュワードシップ活動が実現されたが、当委員会では、その結果として生じた経理間でのサービス水準の格差について問題を提起した。この点、対外公表情報の内容や形式の統一を順次進めると共に、平成 28 年度の林退共、令和 2 年度の清退共に続き、令和 4 年度には建退共が委託運用部分について中退共資産との合同運用に踏み切り、スチュワードシップ活動を含め、資産運用の受託者としてのサービス水準の平準化が実現された。
- ・ 加えて、これまで経理毎に設定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、内容も一連の改革に沿う形でゼロベースから検討し、抜本的に見直した「資産運用の基本方

針」を制定したことは、一連の改革及び経理間のサービス水準平準化の集大成となった。

- ・ 中退共から始めて各経理に拡大、中期的に運用目標を達成するための体制づくりと、このような弛まぬ改革を続けて形あるものとし、資産運用の質的な向上またそれを維持していくための基盤を築いてきたことは、「将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付する」という資産運用の目的を、より確実・安定的に実現するものとして極めて高く評価できる。

(2) 建退共

- ・ 建退共の基本ポートフォリオについては、令和2年度の当委員会において、令和3年10月1日から予定運用利回りの引下げが行われても、なお逆ザヤが残ることを勘案すれば、基本ポートフォリオの見直しが必要であることを指摘した。さらに、マネジャー・ストラクチャーについては、現在の金融経済情勢を勘案すれば、リスク分散等の観点から一刻も早く見直すべきであることを指摘した。加えて、経理間で、スチュワードシップ活動等資産運用に関するサービスの水準に差異が生じている問題にも言及した。しかし、建退共部門単独ではこれら見直しを実施することが体制上の制約から難しい中、予定運用利回りが3.0%から1.3%と中退共に近い水準まで引下げになったこともあり、建退共からは、委託運用部分の中退共等との合同運用が提案され、当委員会として合同運用移行方針を了承した。
- ・ ただし、今後、単独運用の方が受益者の利益に適う状況になった場合に備え、単独で中退共と同レベルのサービスを提供できる体制に向けた強化に着手すべきである旨、付

言した。

(3) 清退共

- ・ 令和2年度より委託経費節減、投資対象の拡大によるリスク分散効果の向上等のメリットが期待できる中退共、林退共との合同運用を開始し、それに伴って基本ポートフォリオを改定した。令和4年度末の利益剰余金は責任準備金の2倍以上の水準となり、財務の健全性の観点からは問題はないものと考えられる。
- ・ ただし、妥当な剰余金水準からみた掛金と給付、運用のバランスについては、今後検討していくことが必要と思料する。

(4) 林退共

- ・ 平成27年度の財政検証を受けて策定された、累積欠損金解消に向けた4施策（注）の一環として、平成28年度より委託運用部分に関する中退共との合同運用を開始した（基本ポートフォリオも改定）。さらに、令和2年度には、同年の財政検証結果を踏まえ、新累積欠損金解消計画を策定及び基本ポートフォリオを改定した。その後、好調な株式市況もあって、累積欠損金解消のペースは早まり、令和2年度末には累積欠損金が187百万円まで減少したが、その後の物価、金利の上昇等環境変化の下で、令和4年度末には486百万円まで増加した。なおも前述した累損解消計画は上回る水準ではあるものの、財務状態に照らして過大なリスクを取っている事実を踏まえれば、楽観できる状況にはない。この点、退職金制度の安定性を実現するには、加入者数の維持・増加が不可欠であり、資産運用がその点を代替することは現実的ではないし、実施すべきでもない。積極

的な加入促進や業務経費削減等の施策に引き続き取り組み、資産運用額の増加を図ることが必要であることを当委員会として確認、強調しておきたい。

（注）① 予定運用利回り引下げ、② 経費削減、③ 積極的な加入促進活動、④ 合同運用の 4 施策。

- ・ 以下は、まず平成 30 年度から令和 4 年度にかけての 5 年間の運用実績について記載する。その後、7 年間の活動実績を項目ごとに具体的に記す。

2. 運用実績

(1) 中退共（給付経理）

① 運用実績

- 平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間については、平成 28 年度改定の基本ポートフォリオを元に、令和 3 年度から 4 年度までの 2 年間については、令和 3 年度改定の基本ポートフォリオを元に、運用を行った。平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の運用実績を以下に総括する。

【中退共(給付経理) 運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位: %）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
必要な利回り(年率) ※1	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
期待収益率 (A) ※2、3	1.64	1.04	0.83	1.00	1.00	1.68	1.17	1.14
うち自家運用 ※4	0.92	0.82	0.74	0.66	0.57	0.50	0.44	0.58
うち委託運用	2.70	1.36	0.95	1.51	1.64	3.23	2.13	1.89
収益率実績 (B)	2.30	2.29	0.74	△ 0.32	5.25	0.78	△ 0.68	1.13
うち自家運用 ※4	0.72	0.62	0.57	0.53	0.50	0.44	0.35	0.48
うち委託運用	4.66	4.69	0.98	△ 1.51	12.17	1.25	△ 2.04	2.05
実績－期待 (B-A)	0.66	1.25	△ 0.09	△ 1.32	4.25	△ 0.90	△ 1.85	△ 0.00
うち自家運用 ※4	△ 0.20	△ 0.20	△ 0.17	△ 0.13	△ 0.07	△ 0.06	△ 0.09	△ 0.10
うち委託運用	1.96	3.33	0.02	△ 3.02	10.54	△ 1.98	△ 4.17	0.16
市場収益要因	1.46	2.78	0.62	△ 2.28	8.52	△ 1.25	△ 4.20	0.20
超過収益要因	0.61	0.65	△ 0.50	△ 0.63	2.14	△ 0.62	0.12	0.06
資産配分効果	0.23	0.38	△ 0.40	△ 0.50	0.93	△ 0.48	0.03	△ 0.11
個別資産効果	0.62	0.39	△ 0.08	△ 0.16	1.17	△ 0.35	0.13	0.14
複合効果	△ 0.23	△ 0.12	△ 0.02	0.03	0.04	0.20	△ 0.04	0.04
手数料要因	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.09	△ 0.11	△ 0.12	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.11

※1 必要な利回りは、予定運用利回りと業務経費率の和である。

※2 期待収益率（A）は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成 28 年度～令和 2 年度については平成 28 年度改定の、令和 3 年度～4 年度については令和 3 年度改定の基本ポートフォリオ（5 年間平均期待収益率は 1.1%）に基づく。

※3 令和 3 年度は基本ポートフォリオ見直しを行い、10 月に新基本ポートフォリオに移行した。向こう 5 年間の平均期待収益率は、資産運用の基本方針に定められた運用の目標を踏まえ、引き続き、予定運用利回り年+1.0%と業務経費率+0.1%を加えた必要な利回りの水準（年 1.1%）に設定された。

※4 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

【中退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:億円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	1,052	1,076	359	△ 158	2,588	410	△ 360	2,840
うち自家運用 ※	195	172	162	153	146	132	105	697
うち委託運用	857	904	197	△ 310	2,442	279	△ 465	2,143

※ 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- 平成 28 年度の基本ポートフォリオ改定時は、予定運用利回りは年 1.0% であり、業務経費率も加味した必要な利回りは年 1.1% となった。このため、基本ポートフォリオの期待収益率は、必要な利回りを確保するため、年 1.1% で設計されている。なお、予定運用利回り及び必要な利回りは、5 年間通して不変であった。
- 5 年間の中退共資産の収益率実績は年率+1.13% となり、基本ポートフォリオの期待収益率 (+1.14%) (注) をほぼ達成した (△ 0.00%)。

(注) 令和 3 年 10 月に基本ポートフォリオを改定したことにより、最終年度は新基本ポートフォリオの初年度で高めの期待収益率となったため、5 年間平均の期待収益率が必要な利回りを上回っている。

- 内訳をみると、自家運用の収益率実績が+0.48% と同期待収益率+0.58% を下回る (△ 0.10%) 一方、委託運用の収益率実績が+2.05% と同期待収益率+1.89% を上回った (+0.16%) ことから、全体では期待収益率にほぼ等しい水準となっている。
- なお、自家運用における収益率下振れについては、令和 2 年度以降、コロナ禍等による不測の事態に備え手元流動性を通常よりも厚くしていることも影響しているものと思われる。

- ・ 5年間の運用損益額は+2,840億円であり、内訳は、自家運用が+697億円、委託運用が+2,143億円である。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を上回った（+0.16%）が、内訳は、市場収益要因（委託運用のベンチマーク収益率と期待収益率の差異）が+0.20%、超過収益要因（運用受託機関のパフォーマンス）が+0.06%である。
- ・ 市場収益要因については年度により振れが大きいですが、うちマイナス寄与については、令和元年度のコロナ禍による株価下落と、令和3～4年度の世界的な金利上昇下での債券価格及び株価下落の影響が大きい。機構では、毎年、基本ポートフォリオの重要な前提条件に変化がないか、検証を行っている。そうした中、令和4年度については、主要国における物価上昇率の高まりと海外における金融政策の変更及びそれに伴う金利上昇などを受け、重要な前提条件が変化した可能性が高いと判断し、例年より早めに基本ポートフォリオ見直しに係る審議を開始した。
- ・ 市場動向等を適時に把握しつつ、運用結果も踏まえて機動的に対応したことは、プルーデント・エキスパート・ルールに適うものと評価する。
- ・ 超過収益要因+0.06%の内訳は、資産配分効果が△0.11%、個別資産効果が+0.14%となっている。資産配分効果が個別資産効果を相殺した形であるが、令和3年10月の基本ポートフォリオ改定以前においては、簿価評価の自家運用部分も含めて乖離許容幅を設定するリバランスルールを採用していたため、資産配分効果の数値が自家運用部分の資産配分効果の影響を受け、資産配分効果の分析・解釈が困難であった。基本ポートフォリオ改定時に委託運用部分のみを対象とするリバランスルールに見直しており、今後は資産配分効果の分析をもとに、リバランスルールの見

直しの要否を検討していくことが期待される。

個別資産効果については、第4期中期目標期間中は、コロナ禍による相場急落時の国内株式市場での中央銀行による株式購入や、令和3年度以降の海外における急激な金利上昇など、長期的投資家にとって逆風となる環境が続いたが、厳しい環境下でも成果を達成しており、平成30年度から2年間かけて実施したマネジャー・ストラクチャー見直しは、所期の目的を達したとの評価が可能である。特に、全体としてのパフォーマンスを安定させるために実施した運用スタイル分散や、中長期的な観点からの定性評価を取り入れて全面的に見直された評価基準には、今後、資産運用の目的を安定的に達成するための基盤として機能することが期待される。

② 利益剰余金

【中退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※1	4,353	4,436	4,268	4,675	5,150	5,025	5,290	5,218
利益剰余金 (B)	3,151	3,813	4,335	4,300	3,742	5,317	5,272	4,475
利益剰余金不足額(B-A)	△1,202	△623	-	△375	△1,408	-	△18	△743
付加退職金 ※2	-	-	174	-	-	599	-	-

※1 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和4年度末の利益剰余金は4,475億円となった。前中期計画期間末である平成29年度末の水準と比べると、140億円増加した。

なお、中退共は独法通則法改正等を踏まえて平成28年度に中期計画ローリングプランを策定し、資産運用に係る一連の改革を行っているが、この間の成果という観点から利

益剰余金を平成 27 年度末の水準と比較すると、1,324 億円の増加を果たしている。

その水準は、令和 2 年度、同 3 年度には、必要な利益剰余金（想定損失額）の水準に達しており、令和 4 年度には水準を落としたものの、なお想定損失額の 8 割超をカバーする水準にある。堅実な運用方針と相俟って、強固と言える財務基盤を確立したことは、特筆すべき成果である。

（２） 建退共（給付経理）

① 運用実績

- ・ 建退共では、平成 27 年度に基本ポートフォリオ改定を行った。その後、金利想定と実際の金利の乖離が拡大し、当委員会において基本ポートフォリオ改訂の必要性を指摘したところである。しかし、財政検証や業務における重要懸案（掛金等手続きにおける電子申請方式の導入）を控え、また体制上の制約もあって実施が見送られてきた。基本ポートフォリオの改定は、令和 4 年度に、中退共との合同運用開始に伴い実現した。平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を中心に運用実績を以下に総括する。

【建退共(給付経理) 運用状況】(収益率実績は委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率) ※1	3.00	3.00	3.00	1.30	1.30	2.32
必要な利回り(年率) ※2	1.83	1.88	2.12	1.88	0.95	1.73
期待収益率 (A) ※3	1.35	1.52	1.78	1.27	1.03	1.39
うち自家運用 ※4	1.28	1.31	1.34	0.60	0.53	1.01
うち委託運用	1.49	1.95	2.68	2.62	2.13	2.17
収益率実績 (B)	0.86	△ 0.32	3.99	1.03	△ 0.35	1.03
うち自家運用 ※4	0.82	0.70	0.60	0.52	0.44	0.62
うち委託運用	0.97	△ 2.40	11.24	2.18	△ 2.04	1.87
実績－期待 (B-A)	△ 0.49	△ 1.84	2.21	△ 0.24	△ 1.38	△ 0.36
うち自家運用 ※4	△ 0.46	△ 0.61	△ 0.74	△ 0.08	△ 0.09	△ 0.40
うち委託運用	△ 0.52	△ 4.35	8.56	△ 0.44	△ 4.17	△ 0.30
市場収益要因	0.21	△ 4.05	7.69	△ 1.24	△ 4.20	△ 0.42
超過収益要因	△ 0.50	△ 0.06	1.12	1.03	0.12	0.33
資産配分効果	△ 0.25	△ 0.23	0.52	0.07	0.03	0.03
個別資産効果	△ 0.23	0.17	0.57	0.60	0.13	0.25
複合効果	△ 0.01	0.00	0.03	0.35	△ 0.04	0.05
手数料要因 ※5	△ 0.24	△ 0.24	△ 0.25	△ 0.23	△ 0.10	△ 0.21

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

※2 必要な利回りは、手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。

※3 期待収益率(A)は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成30年度～令和3年度については平成27年度改定の、令和4年度については令和4年度改定の基本ポートフォリオ(5年間平均期待収益率は0.95%)に基づく。

※4 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

※5 令和3年度は、既存包括信託契約解約の令和4年3月2日までの手数料である。

【建退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:億円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	85	△ 31	396	107	△ 36	520
うち自家運用 ※	54	47	40	35	31	207
うち委託運用	31	△ 78	356	72	△ 67	313

※ 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- ・ 5年間の建退共資産の収益率実績は年率+1.03%となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回った(△0.36%)。内訳をみると、自家運用の収益率実績が+0.62%と同期待収益率の+1.01%を下回った(△0.40%)ほか、委託運用の収益率実績も+1.87%と同期待収益率+2.17%を下回った(△0.30%)。
- ・ 自家運用の収益率実績の下振れは、長期金利の実績が、平成27年度に基本ポートフォリオを策定した際の見通しを大きく下回っていたことが主因である。
- ・ 長期金利見通しの大幅な下振れは、基本ポートフォリオが「安全かつ効率」的であるための前提条件が崩れたことを示唆するものであった。
- ・ さらに、平成28年度の中退共基本ポートフォリオ見直しを踏まえて導入され、平成29年度の労政審における財政検証でも採用された想定損失額の算定方法を適用すると、利回りが下振れした際の令和元年度末時点の利益剰余金の水準が、必要な水準(想定損失額:1,311億円)を大きく下回っていることが判明した。このため、当委員会では、平成30年度の基本ポートフォリオ定例検証時から、基本ポートフォリオ見直しの必要性を指摘したところである。
- ・ しかしながら、建退共では、令和2年度は財政検証、令和3年度は掛金等の手続における電子申請方式本格導入を

控えていて、労力の多くをそちらに注いでいたため、基本ポートフォリオ見直しを見合わせた。

- ・ 令和２年度には、財政検証結果を踏まえ、労政審において令和３年１０月から予定運用利回りを３.０％から１.３％に引き下げることが決定されたが、その後に行われた令和２年度の基本ポートフォリオ定例検証では、その効果を踏まえても逆ザヤが解消されない見通しが示されたため、当委員会では基本ポートフォリオ見直しを喫緊の課題として指摘した。
- ・ これを受けて、令和３年度に基本ポートフォリオ見直しの検討が始まったが、委託運用部分について、中退共と同水準のサービスの提供（安全かつ効率的な運用を実現するための委託形態採用やマネジャー・ストラクチャー見直しの実施）を単独で早急に実現することが、組織・人材の制約の下では困難であった。このため、令和４年４月から包括信託による委託運用部分について中退共・清退共・林退共との合同運用を行うこととし、必要な利回りを確保する基本ポートフォリオへの見直しが行われた。
- ・ 基本ポートフォリオ見直しの必要性の認識と、見直し実施のタイミングは遅くなったが、委託運用部分の合同運用を決断したことは評価し得る。
- ・ 委託運用の収益率が期待収益率を下回った（△０.３０％）主因は市場収益要因（△０.４２％）であり、超過収益要因は＋０.３３％とプラス寄与であった。
- ・ 市場収益要因のマイナス寄与については、令和元年度のコロナ禍による株価下落と、令和３～４年度の世界的な金利上昇下での債券価格及び株価下落の影響が大きい。ただし、市場収益要因の拡大が重要な前提条件の変化等基本ポートフォリオに起因する場合は、基本ポートフォリオを見

直し、市場環境の変化に合わせることが原則であるが、前述の令和2年度の財政検証、及び令和3年度の電子申請方式本格導入に労力の多くを注いでいたため見直しが遅れた間、基本ポートフォリオの効率性が低下していた可能性も示唆される。

- ・ 超過収益要因のうち、合同運用参加前の令和3年度以前は、個別資産効果を中心にプラスとなったが、運用受託機関のパフォーマンス評価と委託金額の調整について、リスク分散等が十分考慮されずに実施されてきた結果、マネジャー・ストラクチャーに問題があった。このため、収益の良さに関わらず、委員会としてはマネジャー・ストラクチャー見直しの必要性を指摘したところである。体制上の制約から建退共単独での見直し実施が難しい状況にあったが、関係機関との調整を経て、令和4年度に合同運用参加の形で実現したことは現実的かつ妥当な判断と評価できる。
- ・ 令和4年度の手数料要因は△0.10％と、令和3年度（△0.23％）から大きく縮小しており、合同運用参加による経費節減効果が顕著に表れている。
- ・ 5年間の運用損益額は+520億円、内訳は、自家運用が+207億円、委託運用が+313億円である。

② 利益剰余金

【建退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	1,191	1,236	1,311	1,345	829	738
利益剰余金 (B)	937	844	630	811	725	600
利益剰余金不足額(B-A)	△254	△392	△681	△534	△104	△138

※必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、利益剰余金は600億円となった。平成29年度末の水準と比べると、337億円減少している。
- ・ しかし、令和3年10月の予定運用利回りの大幅引き下げと、令和4年4月の合同運用参加による基本ポートフォリオ改定により必要な利益剰余金（想定損失額）の水準の大幅な引き下げを実現していた（令和2年度1,345億円→令和4年度738億円）ため、不足額は2割弱に止まり、財務基盤に特段不安のない水準を確保している。

（3） 建退共（特別給付経理）

① 運用実績

- ・ 平成27年度に基本ポートフォリオ改定を行った後、中退共との合同運用開始に伴い、令和4年にまた基本ポートフォリオを改定した。平成30年度から令和4年度までの5年間の運用実績を中心に以下に総括する。

【建退共(特別給付経理) 運用状況】 (収益率実績は委託手数料控除後) (単位: %)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率) ※1	3.00	3.00	3.00	1.30	1.30	2.32
必要な利回り(年率) ※2	1.93	2.08	1.76	2.10	1.21	1.82
期待収益率 (A) ※3	1.11	1.35	1.78	1.28	0.90	1.28
うち自家運用 ※4	0.96	0.98	1.17	0.44	0.33	0.78
うち委託運用	1.30	1.82	2.55	2.33	2.13	2.03
収益率実績 (B)	0.55	△ 0.63	4.50	0.94	△ 0.51	0.95
うち自家運用 ※4	0.56	0.54	0.48	0.35	0.21	0.43
うち委託運用	0.58	△ 1.99	9.14	1.68	△ 2.04	1.39
実績－期待 (B-A)	△ 0.56	△ 1.98	2.72	△ 0.34	△ 1.41	△ 0.33
うち自家運用 ※4	△ 0.40	△ 0.44	△ 0.69	△ 0.09	△ 0.12	△ 0.35
うち委託運用	△ 0.72	△ 3.81	6.59	△ 0.65	△ 4.17	△ 0.63
市場収益要因	0.49	△ 3.54	5.63	△ 1.50	△ 4.20	△ 0.69
超過収益要因	△ 0.97	△ 0.02	1.21	1.08	0.12	0.27
資産配分効果	△ 0.09	0.09	△ 0.02	0.41	0.03	0.08
個別資産効果	△ 0.88	△ 0.11	1.23	0.32	0.13	0.14
複合効果	0.01	0.01	0.00	0.34	△ 0.04	0.05
手数料要因 ※5	△ 0.24	△ 0.25	△ 0.25	△ 0.23	△ 0.10	△ 0.21

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

※2 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。

※3 期待収益率(A)は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成30年度～令和3年度については平成27年度改定の、令和4年度については令和4年度改定の基本ポートフォリオ(5年間平均期待収益率は0.84%)に基づく。

※4 自家運用には生命保険資産を含む。

※5 令和3年度は、既存包括信託契約解約の令和4年3月2日までの手数料である。

【建退共(特別給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	177	△ 201	1,381	293	△ 155	1,495
うち自家運用 ※	95	92	78	55	44	364
うち委託運用	82	△ 293	1,303	239	△ 199	1,131

※ 自家運用には生命保険資産を含む。

- ・ 5年間の建退共資産の収益率実績は年率+0.95%となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回った(△0.33%)。内訳をみると、自家運用の収益率実績は+0.43%と同期待収益率の+0.78%を下回り(△0.35%)、委託運用の収益率実績も+1.39%と同期待収益率+2.03%を下回っている(△0.63%)。
- ・ 自家運用の収益率実績の下振れは、長期金利の実績が、平成27年度に基本ポートフォリオを策定した際の見通しを大きく下回っていたことが主因である。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回ったのは、市場収益要因(△0.69%)によるものであり、超過収益要因は+0.27%とプラスに寄与している。
- ・ 市場収益要因の動向及びその評価は建退共(給付経理)と概ね同様である。
- ・ 令和4年度の手数料要因は△0.10%と、令和3年度(△0.23%)から大きく縮小しており、合同運用参加による経費節減効果が顕著に表れている。
- ・ 5年間の運用損益額は+1,495百万円、内訳は、自家運用が+364百万円、委託運用が+1,131百万円である。

② 利益剰余金

【建退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	48	46	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	146	141	133	141	136	130
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位 1 パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和 4 年度末の利益剰余金は 130 億円となった。平成 29 年度末の水準と比べると、16 億円減少している。但し利益剰余金の水準は高く、財務基盤に特段不安はない。

(4) 清退共 (給付経理)

① 運用実績

- ・ 平成 30 年度から令和元年度までの 2 年間については、平成 25 年度改定の基本ポートフォリオを元に運用を行った。令和 2 年度については、この年度からの合同運用参加に伴い基本ポートフォリオを改定しており、それを元に運用を行った。令和 3 年度には、中退共の基本ポートフォリオ改定により、合同運用している清退共 (給付経理) の基本ポートフォリオも改定された。令和 3 年度から 4 年度までの 2 年間については、当該基本ポートフォリオをもとに運用が行われた。この間の運用実績を以下に総括する。

【清退共(給付経理) 運用状況】(収益率実績は委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率)	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
必要な利回り(年率) ※1	△ 3.67	1.84	2.28	1.99	1.94	0.85
期待収益率 (A) ※2	0.63	0.62	0.51	0.87	0.61	0.65
うち自家運用	0.34	0.30	0.23	0.20	0.18	0.25
うち委託運用	2.22	2.36	1.64	3.23	2.13	2.31
収益率実績 (B)	△ 0.60	△ 0.53	2.59	0.44	△ 0.34	0.30
うち自家運用	0.24	0.23	0.22	0.21	0.19	0.22
うち委託運用	△ 3.44	△ 3.08	12.17	1.25	△ 2.04	0.93
実績－期待 (B-A)	△ 1.23	△ 1.15	2.08	△ 0.43	△ 0.95	△ 0.34
うち自家運用	△ 0.10	△ 0.07	△ 0.01	0.01	0.01	△ 0.03
うち委託運用	△ 5.66	△ 5.44	10.54	△ 1.98	△ 4.17	△ 1.56
市場収益要因	△ 2.78	△ 5.99	8.52	△ 1.25	△ 4.20	△ 1.25
超過収益要因	△ 2.60	0.82	2.14	△ 0.62	0.12	△ 0.14
資産配分効果	△ 0.27	0.06	0.93	△ 0.48	0.03	0.05
個別資産効果	△ 2.36	0.76	1.17	△ 0.35	0.13	△ 0.14
複合効果	0.03	0.01	0.04	0.20	△ 0.04	△ 0.05
手数料要因 ※3	△ 0.28	△ 0.28	△ 0.12	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.18

※1 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。

平成30年度は推定脱退者(加入後10年経過かつ掛金納付実績24月未満)を除外したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。

※2 期待収益率(A)は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成30年度～令和元年度については平成25年度改定の、令和2年度については令和2年度改定の、令和3年度～令和4年度については令和3年度改定の基本ポートフォリオ(5年間平均期待収益率は0.57%)に基づく。

※3 令和元年度までは単独運用での手数料である。

【清退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	△ 24	△ 21	99	16	△ 12	58
うち自家運用	8	7	7	6	5	33
うち委託運用	△ 32	△ 28	92	10	△ 17	25

- 平成 25 年度の基本ポートフォリオ改定時も、予定運用利回りは 2.3% であり、令和 4 年度まで変更はない。この予定運用利回りにおける必要な利回り（注）は、5 年平均で 0.85% である。

（注）必要な利回りについては、【清退共（給付経理）運用状況】の脚注 1 を参照。

- 平成 30 年度は、推定脱退者（加入後 10 年経過かつ掛金納付実績 24 月未満）を在籍者数より除外する措置を実施したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。
- 一方、制度が成熟し、退職金等支払が恒常的に掛金等収入を上回り、資産運用額が減少傾向を辿る中、運用対象資産を国内資産 2 資産に絞り込まざるを得ない状況は、効率的な資産運用とは言い難いものであった。
- こうした状況を踏まえ、委託運用部分について、委託経費節減、投資対象の拡大によるリスク分散効果の向上等のメリットが期待できる中退共、林退共との合同運用を提案し、運営委員会の合意を得たことは、大きな成果であった。なお令和 2 年度より、委託運用部分については中退共、林退共との合同運用となり、それに伴って基本ポートフォリオを改定した。
- 5 年間の清退共資産の収益率実績は年率+0.30% となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回った（△0.34%）。

うち、自家運用の収益率実績は+0.22%と同期待収益率の+0.25%を下回り（△0.03%）、委託運用の収益率実績も+0.93%と同期待収益率+2.31%を下回った（△1.56%）。

- ・ 自家運用の期待収益率比マイナス幅は、合同運用参加時に金利想定を見直したことで、令和2年度以降は概ね解消されている。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回った主因は市場収益要因が△1.25%とマイナス寄与したことにあるが、超過収益要因も小幅ながらマイナスであった（△0.14%）。
- ・ 市場収益要因については、合同運用参加後の令和2年度以降は中退共と同様であるが、合同運用参加前の平成30年度、令和元年度は、国内債券、国内株式のみで運用し、リスク分散機能が限定される中、損失が拡大したものと考えられる。こうした状況を勘案すると、合同運用参加の決断は適切な判断であったと評価される。
- ・ 手数料要因については、令和元年度（△0.28%）に比較し、令和2年度（△0.12%）以降は大きく水準が縮小している。合同運用参加による経費節減効果が顕著に表れている。
- ・ 5年間の運用損益額は+58百万円、内訳は自家運用が+33百万円、委託運用が+25百万円である。

② 利益剰余金

【清退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	-	490	415	419	439	-
利益剰余金 (B)	2,478	2,640	2,547	2,552	2,495	2,411
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

※必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である（平成30年度より算出）。

- ・ 利益剰余金は、平成20年度～22年度及び30年度に実施した在籍者数見直し調査結果を踏まえた長期未更新者を推定脱退者として在籍者から除く措置（責任準備金削減）が寄与し、責任準備金を大きく上回る高い水準にあり、財務上の健全性に問題はない。
- ・ 前述の運用実績の結果、令和4年度の利益剰余金は2,411百万円となった。平成29年度末の水準と比べると、67百万円減少している。
- ・ 上記の水準は、責任準備金の2倍以上に相当し、財務基盤に不安のない水準を確保しているが、余りに多い剰余金水準は、掛金と給付、運用のバランスが崩れていることを示唆しており、これらの関係の見直しが必要と思料する。厚生労働省が、第5期中期目標期間において、そうした観点からも制度のあり方の検討を予定されていることは、適切な対応と思料する。

（5） 清退共（特別給付経理）

① 運用実績

- ・ 平成30年度から令和4年度までの5年間については、平成15年度策定の基本ポートフォリオを元に運用を行った。この間の運用実績を以下に総括する。

【清退共(特別給付経理) 運用状況】 (収益率実績は委託手数料控除後) (単位: %)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率)	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
必要な利回り(年率) ※1	△ 8.00	0.58	0.42	0.55	0.52	△ 1.25
期待収益率 (A) ※2	0.21	0.10	0.04	0.00	0.00	0.07
うち自家運用	0.21	0.10	0.04	0.00	0.00	0.07
うち委託運用	-	-	-	-	-	-
収益率実績 (B)	0.08	0.06	0.03	0.00	0.00	0.03
うち自家運用	0.08	0.06	0.03	0.00	0.00	0.03
うち委託運用	-	-	-	-	-	-
実績－期待 (B-A)	△ 0.13	△ 0.04	△ 0.01	0.00	0.00	△ 0.04
うち自家運用	△ 0.13	△ 0.04	△ 0.01	0.00	0.00	△ 0.04
うち委託運用	-	-	-	-	-	-
市場収益要因	-	-	-	-	-	-
超過収益要因	-	-	-	-	-	-
資産配分効果	-	-	-	-	-	-
個別資産効果	-	-	-	-	-	-
複合効果	-	-	-	-	-	-
手数料要因	-	-	-	-	-	-

※1 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。

平成30年度は推定脱退者（加入後10年経過かつ掛金納付実績24月未満）を除外したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。

※2 期待収益率（A）は、各年度の基本ポートフォリオ検証時の期待収益率である。

【清退共(特別給付経理) 運用損益】 (委託手数料控除後) (単位: 百万円)

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.5
うち自家運用	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.5
うち委託運用	-	-	-	-	-	-

- ・ 平成 15 年度の基本ポートフォリオ策定時も、予定運用利回りは 2.3% であり、令和 4 年度まで変更はない。この予定運用利回りにおける必要な利回りは、5 年平均で $\Delta 1.25\%$ である。
- ・ 平成 30 年度は、推定脱退者（加入後 10 年経過かつ掛金納付実績 24 月未満）を在籍者数より除外する措置を実施したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。この影響を除けば、必要な利回りの平均は $+0.50\%$ 前後である。
- ・ 清退共（特別給付経理）においては、資産規模の観点から委託運用は行っておらず、自家運用による国内債券、預金のみで運用した。
- ・ 5 年間の清退共資産の収益率実績は年率 $+0.03\%$ となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回った（ $\Delta 0.04\%$ ）。
- ・ 基本ポートフォリオの期待収益率を下回る（ $\Delta 0.04\%$ ）結果となった要因は、基本ポートフォリオ策定期が平成 15 年度であり、長期金利の実績が基本ポートフォリオ策定時の見通しを大きく下回ったことによるものである。
- ・ 5 年間の運用損益額は $+0.5$ 百万円で、全て自家運用によるものである。

② 利益剰余金

【清退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A)	-	-	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	177	212	210	209	208	206
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

- ・ 利益剰余金は、平成 29 年度末の 177 百万円から、令和 4

年度末までの５年間で２９百万円増加し、令和４年度の利益剰余金は２０６百万円となった。

- ・ 増加の主因は、前述の平成３０年度に実施された推定脱退者の在籍者からの除外措置等により約３５百万円増加したことである。
- ・ 令和４年度末の利益剰余金は、責任準備金の３倍という高水準にあり、財務基盤に特段不安のない水準を確保している。
- ・ もっとも、責任準備金と比べて不釣り合いとも見える利益剰余金の水準は、掛金と給付、運用経費率のバランスを見直す必要性を示唆している。厚生労働省が、第５期中期計画期間において、そうした観点からも制度のあり方の検討を予定されていることは、適切な対応と思料する。

（６） 林退共（給付経理）

① 運用実績

- ・ 平成２７年度の財政検証を受けて策定された、累積欠損金解消に向けた４施策（注）の一環として、平成２８年度より委託運用部分に関する中退共との合同運用を開始した。

（注）① 予定運用利回り引下げ、② 経費削減、③ 積極的な加入促進活動、④ 合同運用の４施策。

- ・ 平成２８年度は中退共が基本ポートフォリオを改定したので、合同運用している林退共も改定した。平成２８年度から令和元年度までの４年間については、当該基本ポートフォリオをもとに運用を行った。令和２年度は４月に合同運用部分増額という基本ポートフォリオ改定が実施されており、当該基本ポートフォリオをもとに運用を行った。令和３年度には、中退共の基本ポートフォリオ改定により、合同運用している林退共の基本ポートフォリオも改定され

た。令和 3 年度から 4 年度までの 2 年間については、当該基本ポートフォリオをもとに運用が行われた。この間の運用実績を以下に総括する。

- ・ 累積欠損金を抱える林退共では、平成 17 年度に累積欠損金解消計画を定めて取り組んできたが、その後の国債利回りの低下等により期限までの解消が困難になったと目された。このため、第 4 期中期目標において、「平成 31 年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構は累積欠損金解消計画の見直しを行うこと」とされた。令和 2 年 8 月の財政検証で「予定運用利回りの見直し等（0.5%⇒0.1%への引き下げ）について」がとりまとめられたので、その財政検証を踏まえ、新累積欠損金解消計画が策定された（令和 2 年 11 月）。

（注）予定運用利回りの引下げ（0.5%⇒0.1%）の実施は令和 3 年 10 月 1 日。

【林退共(給付経理) 運用状況】(収益率実績は委託手数料控除後)

(単位: %)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年平均 (H30～ R4)
予定運用利回り(年率) ※1	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.10	0.10	0.34
必要な利回り(年率) ※2	1.08	0.63	0.98	0.36	1.19	1.42	0.64	0.92
期待収益率 (A) ※3	1.37	0.83	0.65	0.81	0.84	1.46	0.99	0.95
うち自家運用	0.65	0.54	0.49	0.44	0.37	0.32	0.25	0.37
うち委託運用	2.70	1.36	0.95	1.51	1.64	3.23	2.13	1.89
収益率実績 (B)	2.10	2.04	0.71	△ 0.25	4.70	0.67	△ 0.66	1.02
うち自家運用	0.69	0.57	0.56	0.48	0.37	0.30	0.24	0.39
うち委託運用	4.66	4.69	0.98	△ 1.51	12.17	1.25	△ 2.04	2.05
実績－期待 (B-A)	0.73	1.21	0.06	△ 1.06	3.86	△ 0.79	△ 1.65	0.07
うち自家運用	0.04	0.03	0.07	0.04	0.00	△ 0.02	△ 0.01	0.02
うち委託運用	1.96	3.33	0.02	△ 3.02	10.54	△ 1.98	△ 4.17	0.16
市場収益要因	1.46	2.78	0.62	△ 2.28	8.52	△ 1.25	△ 4.20	0.20
超過収益要因	0.61	0.65	△ 0.50	△ 0.63	2.14	△ 0.62	0.12	0.06
資産配分効果	0.23	0.38	△ 0.40	△ 0.50	0.93	△ 0.48	0.03	△ 0.11
個別資産効果	0.62	0.39	△ 0.08	△ 0.16	1.17	△ 0.35	0.13	0.14
複合効果	△ 0.23	△ 0.12	△ 0.02	0.03	0.04	0.20	△ 0.04	0.04
手数料要因	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.09	△ 0.11	△ 0.12	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.11

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

※2 必要な利回りは手帳更新期間等に依り変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算し、かつ累積欠損金解消充当分の利回りを上乗せして、必要な利回りとしている。

※3 期待収益率(A)は、当時の基本ポートフォリオ期待収益率の年度別内訳である。平成28年度～令和元年度については、平成28年度改定の、令和2年度については令和2年度改定の、令和3年度～4年度については令和3年度改定の基本ポートフォリオ(5年間平均期待収益率は0.93%)に基づく。

【林退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位: 百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5年累計 (H30～ R4)
運用損益	296	296	106	△ 37	703	105	△ 104	773
うち自家運用	63	53	53	46	35	29	23	186
うち委託運用	233	243	53	△ 83	668	76	△ 127	587

- ・ 5年間の林退共資産の収益率実績は年率+1.02%となり、基本ポートフォリオの期待収益率を上回った(+0.07%)。内訳をみると、自家運用の収益率実績は+0.39%と同期待収

益率の+0.37%を若干上回り（+0.02%）、委託運用の収益率実績も+2.05%と同期待収益率+1.89%を上回った（+0.16%）。

- ・ 自家運用の収益率実績と期待収益率の差異は僅かである。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を上回ったこと（+0.16%）については、市場収益要因（+0.20%）、超過収益要因（+0.06%）ともプラスに寄与している。

（注）平成 28 年度から中退共と合同運用を行っているため、市場収益要因、超過収益要因の評価については中退共と同様。

- ・ 5 年間の運用損益額は+773 百万円、内訳は自家運用が+186 百万円、委託運用が+587 百万円である。

② 利益剰余金

【林退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

（単位:百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	-	-	-	1,353	1,378	1,234	1,240	1,066
利益剰余金 (B)	△911	△776	△572	△613	△704	△187	△306	△486
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	△1,966	△2,082	△1,421	△1,546	△1,552

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける下位 1 パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である（平成 30 年度より算出）。

- ・ 前述の運用実績の結果、累積欠損金は、平成 27 年度末の△911 百万円から、令和 4 年度末には△486 百万円まで 425 百万円減少した。令和 4 年度末の水準は、令和 2 年度に策定した累損解消計画の範囲内に収まっている。また、令和 3 年 10 月の予定運用利回り引き下げにより、想定損失額は減少している。
- ・ 退職金制度の安定性を実現するには、加入者数の維持・増加が不可欠であり、資産運用がその点を代替することは

現実的ではなく、行おうとすれば過剰なリスクを取ることになり不適切である。令和２年度のように偶々株式市況が好調で、計画を大きく上回る成果が出た年度もあるが、こうした状況が続くことを期待するべきではない。積極的な加入促進や業務経費削減等の施策に引き続き取り組み、資産運用額の増加を図ることが必要であるとともに、前提条件の実現可能性等を注視し、必要に応じた見直しが求められることを当委員会として確認、強調しておきたい。

3. 機構資産の運用の基本的な方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 平成 28 年度の基本ポートフォリオ見直しに際し、まずは機構の特性を踏まえた資産運用業務における基本的な方針について、ゼロベースでの審議を行った。
- ・ 特に、従来、類似の組織として同様の対応を期待されることの多かった年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)との関係について、同法人と機構の特性の違いを踏まえ、機構独自の方針の確立を行ったことは、特筆すべき重要な転換であった。具体的には下記の通りである。
- ・ 中退共制度は積立型の退職金共済制度であり、掛金と運用益のみが収入源であって、仮に累積欠損金が発生しても他から補填を受ける仕組みがない。この特性を踏まえて、運用の基本原則として定められている「安全かつ効率」的な運用については、「必要な収益を最低限のリスクで確保する」とことと定義づけた。
- ・ この定義も踏まえ、リスクテイクのあるべき姿、「リスクテイクは利益剰余金の範囲内」を理事長方針として打ち出すと共に、リスクテイクの水準を測る指標としてフォワードルッキングな手法を取り入れ、労政審でも付加退職金の

額を決定する際の指標として採用された。これによって、利益剰余金の水準と想定損失額の関係を基に、リスクテイク水準の適否を測ることが可能となったことは、リスク管理上の大きな進歩である。

- ・ 上記の検討結果は、第4期中期目標に反映され、予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の、資産に対する比率を「必要な利回り」と定義された。

(2) 資産運用の目標

- ・ 前記(1)のとおり、積立型基金であること等の機構の特性を踏まえ、基本原則の「安全かつ効率」の具体的な意味について、「必要な収益を最低限のリスクで確保すること」との解釈が確立された。この解釈は、平成30年度から始まる第4期中期目標に反映され、基本方針における「運用の目標」は「必要な利回りを最低限のリスクで確保すること」とされた。「運用の目標」の具体的な設定基準が基本原則と整合的な形で決定されたことは、安定性、透明性の観点から評価できる。
- ・ こうした設定基準に関する考え方を基に、第4期中期計画における「資産運用の目標」は、「退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保すること」（注）と定められた。

（注）一般の中小企業退職金共済においては、現在は予定運用利回り1%、及び業務経費0.1%の合計の1.1%を必要な利回りとしている。

- ・ しかしながら、資産運用業務の評価においては、上記の

目標の達成状況ではなく、数値指標として設定された「ベンチマーク収益率対比の超過収益率」が重視された。超過収益率は、市場要因による評価の振れを回避するための指標として合理性を有するものの、こうした定量指標を唯一の評価指標とし、かつ単年度の短期的評価にも使用して結果責任を問うことは、本来の「資産運用の目標」との関係が不明確になると共に、長期的投資家としての行動を歪める恐れもある、という意味で問題があり、海外では運用受託機関の評価指標としては使用されなくなって久しいものである。現在のグローバルスタンダードはプロセス責任等を問う定性評価の部分に軸足が置かれている。

- ・ 当委員会のこうした問題意識は、マネジャー・ストラクチャー見直しに際し、評価・選定基準に定性評価を取り入れる形で活かされたが、さらに、令和4年度に制定された「資産運用の業務方針」において、「運用の目標」を達成するためのプロセスが明文化された。このプロセスが、令和4年度に策定された第5期中期計画において、機構の資産運用業務の評価方法に定性評価、プロセス評価を導入という形で結実したことは、「運用の目標」の中長期的な実現可能性を高め得るものとして特筆すべき成果である。

4. 機構資産の運用に関し遵守すべき事項

(1) 受託者責任の徹底

- ・ 機構にとっての受託者責任については、平成29年度に議論を整理した。即ち、共済契約者及び被共済者を受益者とした上で、機構は慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する、というものである。令和2年度の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に際しては、新たに付け加えられた「最終受益者の視点を意識しつつ」という文

言の解釈についてソフト・ローであるスチュワードシップ・コードで採られている手法「コンプライ・オア・エクスプレイン(Comply or Explain)」のエクスプレインを行った上で、受け入れを表明した。また令和3年度には受託者責任に関する議論の集大成として、資産運用業務に携わる役職員の行動規範を制定するなど、受託者責任という基本に真摯に向き合ってきたことは評価できる。

なお、この行動規範では、冒頭で民法第1条第2項の信義誠実の原則を根本理念として謳っているが、機構の、金融を業とする公的機関として「高い職業倫理」を重んじる姿勢を端的に示すものと評価できる。

(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

- ・ 資産の運用に当たって、情報発信を含む機構の行動が市場に過大な影響を与えないよう、十分な留意が必要である。この間に行われた基本ポートフォリオの改定や、マネジャー・ストラクチャーの見直しに当たっては、機構内部や当委員会の委員は勿論、運用コンサルタント、資産運用受託機関、資産管理受託機関まで含めて、情報管理を徹底した。これらの議題を審議した回の当委員会議事要旨についても、市場に影響を及ぼすおそれのある内容については即時の開示を控え、後日の総括公表資料で詳細な情報開示を行うこととした。また、基本ポートフォリオ改定やマネジャー・ストラクチャー見直し、合同運用開始など多額の売買を行う必要がある場合には、市場への影響を考慮し、1日当りの売買金額が価格に大きな影響を与えない水準になるように売買期間が設定されている。以上より、市場への影響に配慮した適切な措置が採られたものと評価できる。

5. 機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

(1) 基本ポートフォリオ

イ. 基本ポートフォリオの基本的考え方

- ・ 機構では資産運用の基本方針に基づいて、各経理別に基本ポートフォリオを策定し、毎年度定例検証を実施している。
- ・ 中退共は積立型の退職金共済制度であり、掛金と運用益のみを原資として退職金給付を賄う必要がある。このことから、資産運用に際しては、信用リスク及びボラティリティの抑制を、対ベンチマーク超過収益の獲得より優先するとした。また、資産運用業界において評価が確立されていない手法を他に先駆けて使用することはしない、との方針も示した。これらは制度の特徴を踏まえた適切な方針であると思料する。

ロ. 基本ポートフォリオの策定

- ・ 平成28年度、令和3年度に行った基本ポートフォリオ策定に当たっては、ゼロベースから当委員会における度重ねての審議を経て、議を尽くした上で決定しており、内外の経済動向を考慮し、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて、長期的な観点から行っているものと評価する。

また、様々な論点における選択に際しては、フィデューシャリー・デューティーにおける忠実義務に則って判断を下している。例えば、公的機関でありながら、期待収益率算出のための金利見通しについて内閣府見通しと異なる数値を選択したり、資産構成の選択に当たり、ホームカンントリーバイアスを排除して国内株式よりも外国株式を多く保有する

決断を下したことが典型例であるが、前例や慣習に捉われず、あるべき姿を追求した姿勢は高く評価出来る。

ハ．資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅

- ・ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、自家運用、委託運用（国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式）としている。各資産において基本とする構成比率からの乖離許容幅を定めて、乖離をその範囲内に収める管理を行っており、妥当な管理がなされているものと思料する。
- ・ 中退共の乖離許容幅とリバランスルールについては、平成 28 年度の基本ポートフォリオ改定に合わせて見直しを行い、かつ平成 29 年度には同ルールの検証を実施した。また、令和 3 年度の基本ポートフォリオ改定に合わせて、改めて委託運用部分のみを対象とするルールに見直しを行った。それぞれ合理的な議論を踏まえてルール作りをしてきたものと評価する。

ニ．基本ポートフォリオの見直し

- ・ 平成 27 年度以降、中退共では、2 回の基本ポートフォリオ見直しを実施している。

平成 28 年度は、累積欠損金解消の達成、国債を中心とする自家運用利回りの低下、資産間の相関の高まりといった環境変化を考慮し、翌年度予定の財政検証に先んじて基本ポートフォリオ見直しを行った。

令和 3 年度は、前回見直しから 5 年が経過し、また自家運用利回りの低下などを主因に令和 2 年度定例検証にて必要性が指摘されたことを踏まえ、基本ポートフォリオ見直しを行った。

この間、平成30年には、見直しを実施する場合の条件についても審議を重ね、基本ポートフォリオ策定の際の重要な前提条件が変化した場合に実施する、という基準を設けたことも、恣意性を排除し、タイムリーな見直しを実現する観点から評価できる。以後の基本ポートフォリオ定例検証では、そうした観点からの検証が実施され、令和4年度には、早期の情報収集及び検討の開始に繋がっている。

- ・ 特退共においては、委託運用部分を中退共との合同運用とする施策を進めた（後述5（2）ハ参照）。結果、清退共（特別給付経理）を除く5経理の委託運用が合同運用になった。

ホ．退職金給付のための流動性の確保

- ・ 各経理ともに、退職金給付等に必要な流動性については、自家運用部分での確保を図っている（後述5（2）イ参照）。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては退職金共済制度の掛金等収入や退職金等支払に与える影響が予測し難いことを踏まえ、令和2年5月に臨時の当委員会を開催し、流動性確保の観点から、自家運用における再投資を原則として見合わせることにした。

その後、コロナ禍に係る各種補助政策終了や、原材料価格上昇、人件費の上昇等中小企業経営にとって厳しい情勢が続き、新規加入者数の大幅減少等が見られる中、高水準の流動性が維持されている。

こうした対応は、未曾有の環境におけるリスクマネジメントとして、妥当な対応であったと評価する。引き続き情報収集と時期と状況を見極めながらの適切な対応に努めることを希望する。

(2) 運用手法等について

イ. 自家運用の運用手法

- ・ 中退共の自家運用については、平成 28 年度に債務の期間構造の分析を行った上で、運用戦略を見直した。具体的には、以下のとおり。
- ・ 機構では、自家運用部分に、退職金等支払のための流動性を確保する役割を割り当てている。このため、資金フローを安定化させる趣旨から、簿価評価が認められる満期保有を前提とし、債券投資の期間構造についてはラダー型戦略（注）を採用している。投資期間については、各制度における掛金納付期間に応じて設定されている。

（注）債券のポートフォリオ運用形式の一つ。償還期限の異なる債券を、各期間にほぼ同額ずつ組み込む方式であり、期間毎の償還金額の水準が同一であるため、幅が変わらないという意味で「はしご（ラダー）型」と呼ばれている。機構では、毎年度の元利金受取額を平準化させ、退職金支払額の変動による収支差の変動が、元利金受取額の変動によって増幅されることを回避する目的で採用している。

- ・ 中退共については、従来、平均掛金納付期間を 10 年と認識し、10 年ラダー型戦略を採用して来た。しかしながら、改めてその妥当性を検証したところ、平均掛金納付期間は 20 年とみることが適切、との結果となった。これを受け、従来の“10 年ラダー型運用”から“20 年ラダー型運用”への切り替えが行われた。
- ・ こうした見直しは、資金の運用効率向上という観点からはもとより、前例踏襲に陥らず最善の運用を模索する姿勢は、フィデューシャリー・デューティーの観点からも評価

される。

- ・ この間、建退共の自家運用についても、長く 10 年ラダー型戦略と認識される中、見直しは行われてこなかったが、令和 2 年度に、コロナ禍対応として流動性の水準について検討する過程で、抜本的な見直しが行われた。見直しに際しては、制度の将来的な加入者数の推移の推計等を踏まえた資金需給見通しの作成から着手し、資金フロー分析を経て、“15 年ラダー型戦略”が適当という結論を得た。
- ・ なお、自家運用における投資戦略の策定は、中長期的な資金フロー（掛金等収入と退職金等支払）の分析が必要なため、事業本部の知見と協力が不可欠であるほか、統計的な分析についてのノウハウが必要となる。建退共資産運用部の限られた人員だけで対応することは困難であったが、理事長以下、機構を挙げて取り組み、見直しの成果を上げたことは、「区分経理の原則」の下で経理毎に運用を行う中でも、勤労者退職金共済機構として合併したことのシナジー効果が発揮されたものとして評価する。

ロ．委託運用の運用手法

- ・ 平成 27 年度以前は、運用規模の大きい中退共では特化型の委託を行い、建退共、清退共、林退共では、それぞれにバランス型の委託を行っていた。平成 28 年度に林退共が中退共のポートフォリオに加わる形で合同運用が開始されたため、合同運用資産については特化型での委託が行われている。その後、令和 2 年度から清退共が、令和 4 年度から建退共が、合同運用に参加したため、令和 4 年度時点では委託は全て特化型で行われている。
- ・ 合同運用資産では、アクティブ運用に加え、リスク分散及びリバランスの効率性の観点から、パッシブ運用を併用

している。

ハ．委託運用の合同運用

- ・ 特退共において、委託運用部分を中退共との合同運用とする施策を進めた。
- ・ 資産規模が相対的に小さく累積欠損金が残る林退共は、平成 28 年 4 月より中退共との合同運用を開始した。同じく資産規模が小さい清退共（給付経理）も、運用効率の向上を求めて、令和 2 年 4 月より合同運用に参加した。
- ・ 建退共については、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーの見直しが喫緊の課題として指摘される一方で、建退共の陣容・体制が十分に整備されていないことを踏まえ、当面の措置として令和 4 年 4 月より合同運用に参加することが了承された。当時の金融情勢の中で、適切なリスク分散が行われていないという差し迫った状況を考えれば、合同運用への移行は現実的な選択肢として評価できると思料する。但し、今後、単独運用の方が受益者の利益に適う状況になった場合に備え、単独で中退共と同水準のサービスを提供し得る運用体制への強化は、引続き建退共の課題と言える。
- ・ 以上で清退共（特別給付経理）を除く 5 経理の委託運用が合同運用になった。5 経理がスチュワードシップ活動を含めた資産運用において同じサービスレベルを享受できるようになったことは、フィデューシャリー・デューティーの観点からも評価できる。

(3) 運用受託機関の選定、評価及び管理等について

イ．運用受託機関の選定、評価及び管理等

- ・ 平成 30 年度より、合同運用資産のアクティブ運用のマネ

ジャー・ストラクチャー見直しを実施した。約2年間かけて、国内債券、外国債券、国内株式、外国株式の順に4資産全てのマネジャーを公募・選考した。当委員会においては、機構の特性を踏まえた最適なマネジャー・ストラクチャーを目指すため、多くの論点について検討を行った。株式のスタイル分散の考え方、またボラティリティ抑制のためのスマートベータ採用などである。

- ・ なお、運用受託機関の選考過程では、延べ50先、100時間に及ぶ全ての面接に理事長が参画した。この際の内外運用受託機関マネジャーとの対話が、本邦運用受託機関における大胆な経営資源投入の必要性等の問題意識をもたらし、スチュワードシップ活動における運用機関親会社のトップマネジメントとの面談に繋がり、機構のスチュワードシップ活動を機構独自のものとしている。こうした活動も、一連の改革の過程で生まれた成果の一つとして評価し得る。
- ・ 令和2年度には、合同運用資産のパッシブ運用のマネジャー・ストラクチャー見直しを実施した。これは資産運用受託機関に加えて資産管理受託機関も対象とし、公募・選考は国内外の株式・債券の4資産を連続して行った。
- ・ マネジャー・ストラクチャー見直しの議論と並行して、運用受託機関の評価基準の全面的な見直しも行った。短期の運用実績（超過収益率）に依拠するのではなく、超過収益の源泉に関する考え方の論理性と、その考え方に基づく運用の一貫性を、定性的に評価する方針で見直した。勿論、キーパーソンの異動といった運用体制の変化等もチェック対象としている。当委員会が指摘したポイントを的確に取り込んだ基準となっており、評価できる。
- ・ また、後述の「7.（1）透明性の向上」とも関連する

が、一連のマネジャー・ストラクチャー見直しの後に、その着眼点や議論の詳細が開示されていることは、運用受託機関や資産運用業界の質的な向上へ資する強いメッセージになるものとなると考える。現に、採用されなかった運用機関からもそのような声が寄せられているようである。この点に関しては高い評価に値する。

ロ．運用状況等に係る運用受託機関の報告

- ・ 機構は各経理とも定期的に運用受託機関による報告会を開催し、かつ、毎月、管理受託機関から信託財産に関する報告書等、資産運用受託機関から運用報告書の提出を受けた。また平成 30 年度からは、運用受託機関によるスチュワードシップ活動年次報告会を開始し、スチュワードシップ活動体制や年度の活動内容の確認を行った。運用受託機関の報告を適切に受け、適時に対話を行い得る体制が取れているものと評価する。

(4) 機構資産の運用におけるリスク管理

- ・ 機構は、その特性を踏まえ、リスク管理について、ボラティリティ（下方リスク）と信用リスクの抑制を重視することを基本的な方針として打ち出し、施策として、ボラティリティ抑制のためにマネジャー・ストラクチャーにおける分散投資（資産、スタイル等）やスマートベータ・ファンドの採用を、信用リスク抑制のために債券投資における厳しめの格付基準採用（注）を、それぞれ行っている。

（注）外国債券については、A 格以上の格付を得ていることを投資条件とし、ベンチマークに含まれていても BBB 格以下は投資を禁じている。

- ・ こうした方針と施策の採用は、時としてベンチマーク対

比でのパフォーマンスに対してマイナスに作用するが、毀損することが許されない資金の性格や、資産運用以外の資金源がない等の制度上の特性を踏まえ、下方リスクを抑制することは合理的な選択と思料される。こうした方針は、労政審委員等ステークホルダーの代表者からも支持されているものと認識している。

- ・ 下方リスクの管理について、想定損失額の推定方法の変更も実施した。従来は、金融市場において、サブプライムローンショック及びリーマンショックが発生した際と同様の値動きが発生した場合の損失額を推定値としていたが、金融機関におけるリスク管理手法に関する検討も踏まえ、モンテカルロシミュレーションにおける下位 1 パーセンタイル水準の損失額を推定値とするフォワードルッキングな手法を導入した。

中退共では、新たな手法による想定損失額は、従来の手法による想定損失額を上回ったことにより、それが付加退職金減少に繋がることから反対意見も聞かれたが、厚生労働省勤労者生活課と協力して丁寧に説明を行い、最終的には労政審で理解を得られ、付加退職金の金額を決定する際の指標として採用されたことは、リスク管理体制強化の観点から大きな成果である。

6. ガバナンス体制

(1) ガバナンス体制の確立及び業務運営の透明性の確保

- ・ 資産運用業務の運営については、厚生労働省、厚生労働省内に設置された労政審、並びに機構に設置された当委員会及び運営委員会といった多くの機関が関係する。この各機関の役割分担の整理を関係者との協議を通じて平成 30 年度に行った。内容は以下の通り。

- ・ 予定運用利回りや付加退職金は、労政審への諮問・答申を経て、予定運用利回りについては政令により、付加退職金については省令及び告示により、それぞれ決定される。機構の役割は、決定された予定運用利回りに業務経費率を加味して必要な利回りを算出し、これを最小限のリスクで達成する運用を行うことである。このために基本ポートフォリオを策定し、それに基づいた運用を行う。当委員会は、基本ポートフォリオ策定に際して判断基準や算定方法等の審議を行うほか、基本ポートフォリオの運営状況について監視と助言を行う。

なお機構は、基本ポートフォリオ策定時及び基本ポートフォリオ定例検証において、5年先を見越した利益剰余金のシミュレーションによって想定損失額、即ち必要な利益剰余金水準を試算して、積立不足額を把握する。この情報を答申の判断材料として、労政審に提供する責任、即ちリスクの指摘責任を持つ。厚生労働省勤労者生活課長は当委員会と労政審の間のブリッジ役を務めており、機構の当該リスク指摘を労政審に伝える役割を果たす。

- ・ 以上の整理によって、資産運用業務に係る制度全体のガバナンス体制が確立されたと思料する。
- ・ 上記の体制の下で、労政審が、モンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセントに相当する想定損失額を踏まえて付加退職金や予定運用利回りを答申するようになったことは、制度全体のリスク管理、ガバナンスの観点から、画期的な成果であった。
- ・ なお、リスクの指摘責任については、特退共では、業界の代表である運営委員会等に対する責任も負っている。清退共、林退共では理事長が、当該指摘責任を担い、林退共の累損解消計画の策定等において責任を果たしている。建

退共では理事長権限を代理する理事長代理が当該責任を担い、合同運用導入時の説明等において責任を果たしている。建退共については、合同運用移行に至るまでの当委員会からの指摘内容を改めて認識し、引き続きその責任を果たすことが望まれる。

- ・ 令和４年度には、厚生労働省に対する適切な情報提供が、付加退職金支給ルールの見直しや中期計画における資産運用業務の評価方法見直しの実現に繋がったことは高く評価される。

（２） スチュワードシップ責任に係る取組

- ・ 機構は平成２６年８月に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しており、その後平成２９年１１月には、同コードの改訂版、令和２年９月には再改訂版の受け入れを表明した。

アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の必要性が明記された平成２９年の改訂版コード受け入れ後、公的機関のアセットオーナーとして、平成３０年からスチュワードシップ活動への一段と強い取り組みを開始した。中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内容の説明を受ける年度報告会に加え、理事長による運用受託機関の親会社トップマネジメントとの面談を実施し、重層的な活動を展開している。

機構は、本邦資産運用機関によるスチュワードシップ活動の実効性を海外並みに引き上げていく必要があるとの問題意識を持っている。そのためには、運用受託機関の資産運用分野における長期的戦略と資源投入に関する権限と最終責任を有している親会社のトップマネジメントとの建設的対話が不可欠であると判断して、理事長によるトップ面

談を実施しているとのことである。

- ・ 本邦資産運用機関の運用能力強化については、令和5年4月の経済財政諮問会議でも取り上げられるなど、本邦経済の持続的成長のために必要な課題として注目を集めつつある。機構におけるトップ面談は、そうした動きを先取りした取組みとしても評価される。
- ・ 本邦金融市場や資産運用業界全体に関する広い見地からの意見交換により、双方に重要な気付きをもたらす貴重な機会になっていることが伺える。
- ・ トップ面談は、開始から5年を経て、面談先からも評価され、確りと定着したようであるが、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の新しいモデルを作ったものとする。令和3年度は、アセットマネジャーのガバナンスに関する知見の不足（株式会社制度における定款の位置付けに関する誤解）について問題を提起、ガバナンスに明るいスチュワードシップ活動用人材の養成・確保の必要性について、親会社のトップマネジメントと問題意識を共有したとのことである。
- ・ また、運用受託機関のスチュワードシップ活動報告会等を通じたスチュワードシップ活動担当者とのエンゲージメントにおいては、一部の運用受託機関における議決権行使基準の見直しにも繋がったようである。運用受託機関による適切なスチュワードシップ活動を促すという観点から、機構のスチュワードシップ活動が発展・深化していることを示すものであり、スチュワードシップ・コードでアセットオーナーに期待される役割に応えるものとして評価する。
- ・ 令和2年の日本版スチュワードシップ・コード再改訂では、運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む）

の考慮が求められた。機構では、スチュワードシップ活動の中で、従来からS要素の重要性、特にサプライチェーンの重要な部分を担う中小企業まで含めた働き方改革の必要性等について発信してきたが、令和3年度は、前述の定款を巡る議論において、ガバナンスの問題に言及したほか、林退共運営主体として、気候変動問題、カーボンニュートラルに向けた取り組みにおける林業の重要性に言及した。令和4年度は、資産運用のグローバル化が進む中での本邦運用機関の経営及び人材育成戦略のほか、アセットオーナーとしてのESG課題への取り組みについて意見交換を行うなど、発信力を高めている。これもエンゲージメントを通じたサステナビリティへの配慮として評価し得る。

7. その他機構資産の適切な運用に関し必要な事項

(1) 透明性の向上

- ・ 対外公表においては、当委員会の議事要旨をはじめ、年度及び四半期毎の運用実績と資産構成、年度の運用結果報告、スチュワードシップ活動状況の概要等がホームページ上で公表された。当委員会の議事要旨については、開催頻度が増した折に公表がやや遅れることがあったが、近年は改善し、迅速に公表されている。

当委員会の議事録については、各委員会の開催日から7年経過したものから半年分ずつ順次公表するものとしている。令和5年1月には、予定通り、平成27年度第1回及び第2回の委員会議事録がホームページに掲載された。

- ・ 基本ポートフォリオの見直し（平成29年2月及び令和3年10月）とマネジャー・ストラクチャーの見直し（令和元年11月及び令和3年6月）については、実施後に内容を総括した資料をホームページ上に公表した。それぞれ、透明

性、アカウンタビリティに配慮した充実した開示内容であると評価する。

(2) 運用管理体制

- ・ 機構は資産運用部を置いており、同部が資産運用管理の実務を担っている。同部は令和4年度まで経理別の二課体制としており、中退共資産については資産運用第一課が、特退共資産については資産運用第二課が担当した。
- ・ 資産運用に係る日程管理や会計処理等の実務や、自家運用における債券投資に必要な資金フローの把握等は、実務に長けた約15名の機構プロパー職員が、退職金共済制度を熟知した各事業本部職員とも連携して、堅確に遂行している。
- ・ 運用機関等でキャリアを積んできた専門人材の陣容の観点では、平成27年度末時点で資産運用専門職は4名（うち受入出向者2名）であった。この期間に採用を進め、令和4年度末時点では6名（うち受入出向者0名）まで拡充ができており、評価できる。機構の資金特性や規模に鑑みれば、引き続き専門人材を拡充していくことを望みたい。

人材の質の観点でも、基本ポートフォリオ見直しやマネジャー・ストラクチャー見直しをはじめとする当委員会での徹底した審議の経験や、コンサルタントとの度重なる議論、マネジャー・ストラクチャー見直しの際の運用受託機関の選考（50先100時間）、トップ面談の内容の共有等を通して、職員の資産運用業務に係る知識、経験が大いに引き上げられたものとみられる。今後は、こうした施策を、共同運用における共同作業等を通じ、課題となっている建退共の体制強化にもつなげることが望ましい。

- ・ 令和4年度に準備され、令和5年度から実施されること

となった下記の組織体制面の見直しのうち、資産運用部の組織再編は、合同運用等における経理横断的な共同作業がより円滑に実施され、建退共の体制強化にもつながる施策として評価できる。資産運用部長の下から切り離した運用リスク管理役の位置付け変更も、リスク管理体制の一層の整備の観点から評価される。さらに、今後、社会的な要請が高まることが予想されるサステナビリティ関連業務について、中核となる要員を確保して体制を整備したことは、適切な対応と思料される。

① 資産運用部の組織再編

従来の経理別二課体制を見直し、委託運用業務担当と自家運用業務担当の業務別二課体制に再編。

② 運用リスク管理役の位置付け変更

資産運用部長の下から資産運用担当理事直轄に変更。

③ サステナビリティ統括役の新設

サステナビリティに係る業務を総括する役職を新設し、要員を調達。

- ・ なお、前述の通り機構では、持続的な組織作りを目指し、専門性のある職員の育成・拡大に取り組んでいるが、資産運用は専門性が高く、かつ変化の激しい分野であるだけに、外部からの人材登用が必要である。高度な専門性を有する人材の獲得には、処遇面での限界が存在するのも事実であり、この点は機構だけでは解決出来ない面がある。厚生労働省とも相談し、解決策を模索することが必要と思料する。

8. 基本方針の変更

- ・ 機構は、令和4年7月に新しい「資産運用の基本方針」を制定した。これまで経理毎に設定されていた「資産運用

の基本方針」を廃止し、平成 27 年以降実施して来た一連の改革を踏まえた抜本的な見直しであり、これまで 6 つある経理毎に制定されていた基本方針を一本化したものである。これは平成 27 年の独立行政法人通則法の改正の趣旨を踏まえた一連の改革の集大成と言える。当委員会の設置などで新たな運用体制となって 7 年余りの間、機構の資金の本質を見据えつつ、受益者利益本位で改革を進め、効率性も含めて実効的な基盤を築いてきてここに至っていることは、極めて高く評価したい。

【総合評価】

- 資産運用委員会は平成 27 年 10 月の中退法改正により設置された。その趣旨は、資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備することである。
- 機構は積立型の退職金共済制度であり、掛金と運用益のみが収入源であって、仮に累積欠損金が発生しても他から補填を受ける仕組みがないという特性を持つ。
- 機構は上記中退法改正の立法趣旨に基づき、かつ機構の特性を踏まえて、第 3 期中期計画中の平成 28 年度に中期計画のローリングプランを策定した。資産運用委員会での熟議を経て同プランを実行した成果は、機構の資産運用に対する経営理念そのものを変革するものであった。
- 持続可能性（高い質の運用業務の遂行を継続的に行っていくこと）も経営の最優先事項においており、中途採用、職員の育成にも意を用いている。
- この一連の成果は機構の資産運用業務を構築し直したと言っても決して過言ではない。その集大成が従来の「資産運用の基本方針」を廃止し、新しい「資産運用の基本方針」を制定、且つ従来 6 経理毎にあったものを一本化したことであるが、平成 27 年度の独法通則法改正とそれを踏まえた中退法改正において求められたガバナンス強化とリスク管理体制整備の観点からも顕著な成果を上げたものと高く評価される。
- 今後を展望すると、主要先進国における金融政策の変更やその副作用とも言える金融機関の破綻、地政学リスクの高まりなど、リスク要因が目白押しの状況にある。この 7 年間で培った過去からの慣習に捉われずに本質を追求する姿勢と改革マインドを梃子に、環境変化に柔軟に対応しつつ、更なる充実に繋げることを大いに期待したい。

以 上

〈参考〉 歴代資産運用委員名簿

※表は五十音順、敬称略。

職名は着任時のものを記載。

◎は委員長、○は委員長代理を指す。

第1期（平成27年10月～平成29年9月）

○	うす き まさ はる 臼 杵 政 治	名古屋市立大学経済学研究科 教授
	え がわ まさ こ 江 川 雅 子	一橋大学大学院商学研究科教授
	すえ なが みつ お 末 永 光 男	元労働金庫連合会常務理事
	とく しま かつ ゆき 徳 島 勝 幸	(株)ニッセイ基礎研究所 金融研 究部 年金総合リサーチセンター年金研 究部長
◎	むら かみ まさ と 村 上 正 人	(株)みずほ年金研究所理事長

第2期（平成29年10月～令和元年9月）

	いな がき さとし 稲 垣 聡	(株)中央ろうきんサービス 代表取締役社長 (前中央労働金庫専務理事)
	こ えだ じゅん こ 小 枝 淳 子※	早稲田大学政治経済学術院 准教授
	た なか まり こ 田中 茉莉子※	武蔵野大学経済学部経済学科 准教授
○	とく しま かつ ゆき 徳 島 勝 幸	(株)ニッセイ基礎研究所 年金総合リサーチセンター長
	なか しま ひで き 中 島 英 喜	名古屋大学経済学研究科准教授
◎	むら かみ まさ と 村 上 正 人	公益財団法人年金シニアプラン 総合研究機構 特任研究員

※小枝委員の在任期間は平成29年10月～平成31年3月。

田中委員の在任期間は令和元年6月～同年9月。

第 3 期（令和元年 10 月～令和 3 年 9 月）

○	たなか まり こ 田中 茉莉子	武蔵野大学経済学部経済学科 准教授
	たま き のぶ すけ 玉 木 伸 介	大妻女子大学短期大学部教授
	なか しま ひで き 中 島 英 喜	名古屋大学経済学研究科准教授
◎	ま にわ あき ひろ 馬 庭 昭 弘	全労済グループ企業年金基金 常務理事
	むら かみ まさ と 村 上 正 人	公益財団法人年金シニアプラン総 合研究機構 特任研究員

第 4 期（令和 3 年 10 月～令和 5 年 9 月）

○	おお の さ なえ 大 野 早 苗	武蔵大学経済学部金融学科教授
	たま き のぶ すけ 玉 木 伸 介	大妻女子大学短期大学部教授
	なか しま ひで き 中 島 英 喜	名古屋大学経済学研究科准教授
◎	ま にわ あき ひろ 馬 庭 昭 弘	全労済グループ企業年金基金 常務理事
	むら かみ まさ と 村 上 正 人	公益財団法人年金シニアプラン総 合研究機構 特任研究員

内部統制(1) 新規施策

<自己評価の基準>

- ・平成28年度は、内部統制について、中計期間内に発生した大きな環境変化を踏まえ、**新規施策**を実施(ローリング)

【基本認識】 当機構は金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人であり、国民から2つの貴重な財産(運用資産、個人情報)をお預かりしている。
資産運用と情報セキュリティ、双方の分野に共通する急速な情勢変化に対応していくことが必要であり、システム投資面では弛まざるバックアップ(資源投入)が不可欠。

<環境変化>

(1) 法改正

- 改正独法法則法施行(27年4月)⇒ガバナンス強化の要請(監査室、リスク管理、コンプライアンス委員会設置等)、資産運用に係る実効性のあるリスク管理体制を整備
⇒資産運用委員会設置(27年10月)
- 中退法改正(27年5月)

<組織・体制・予算面での対応>

1. 組織・ガバナンス強化に向けた外部有識者の知見活用

- ・資産運用委員会(平成28年度は9回、延べ約20時間の審議)
- ・資産運用状況等の監視等
- ・厚生労働大臣任命による有識者委員5名
- ・機構の特性(注)に関する認識を共有、同特性を踏まえてあるべき姿を審議・判断
- (注) 積立方式、国による積立、運用が唯一の収益源、中途半端な加減損益制度の非対称性
- ・運用の基本方針「安全かつ効率的」について機構としての解釈を具体化
- ・「必要な収益を最低限のリスクで獲得」、「必要な収益率＝予定運用利回り＋業務経費率」
- ・特性と現行体制を踏まえ、中途基本ポートフォリオの過剰なリスクテイクを修正
- ・リスクテイクは累積剰余金の範囲内
- ・財政検証に先駆け基本ポートフォリオを直見し実施(期待収益率1.41%⇒1.10%、リスク値3.53%⇒1.88%)
- ・基本ポートフォリオ策定時の金利見通しに独自シナリオ(横ばい)を採用
- ・制度設計を所掌する労政審への情報提供・提言ルート確立
- ・機構資産運用行動の決定要因(予定運用利回り・累積剰余金・付加価値金)に関する要望

(2) リスク管理・コンプライアンス委員会

- ・コーポレートガバナンス専門の弁護士を招聘
 - ・個人情報流出時の退避金支払可否判断、役員への責任に関する検討
 - ・リスク管理におけるリスクマップ(後述)の位置付けの明確化
- ### (3) CIO補佐官報告会
- ・NISCサイバーセキュリティ補佐官を招聘
 - ・CIO補佐官の活動状況の評価
 - ・世界的サイバーテロ対策に関する理事長への助言
 - ・システム投資額のレベル感の提言

2. 体制改組

○ 資源投入に関する優先順位付けのための体制・プロセスの明確化

(1) 情報セキュリティ体制事項

- ① 情報セキュリティ委員会委員を理事長に格上げ
- ② 最重要案件との位置付け、トップダウン体制明確化
- ③ 総務部、システム管理部の責任分担明確化
- ④ 情報セキュリティ体制の企画・立案・実施はCISO・総務部・システム管理部
- ⑤ 機構内システム案件の総括的把握・管理はシステム管理部
- ⑥ インシデント対応は総務担当理事、総務部・システム管理部

(2) リスク管理・コンプライアンス委員会

- ① リスクマップ作成(約300項目)
- ② 資源投入の対象、優先順位の明確化
- ③ 外部有識者委員による点検・助言

(3) システム化委員会

- ① システム化案件の全体像の一元化の把握
- ② システム化案件の質・運用の基準統一化
- ③ 優先順位付け(平成29年度分は当初要望 24件⇒15件へ査定)
- ④ 一元化の予算管理(機構全体としてのシステム化予算の執行進捗状況の随時把握)

(4) 監査・監査室

- ・モニタリング本格実施

3. 予算措置

- ・物理的分離・長期実現等のための予算措置
- ・第3期中期計画において予定外の大幅増シナリオ化案件であったが、その重要性、緊要性に鑑み、元号改正対応等と合わせて、約8億円を予算措置

5. 次期中計期間中の課題

(1) 資産運用

- ① リスクテイク体制の強化
 - ・リスク度に見合った累積剰余金の確保等体制面の整備が前提
 - ・運用資金量横ばい/低金利継続(自家運用利回り低下)/業務経費率上昇(情報セキュリティコスト増高)という環境を展望した必要な運用収益確保のための体制等
- ② 機構行動規範・判断基準の確立
 - ・Fiduciary Duty(専ら受益者の利益を勘案)を巡る最近の議論を踏まえ、当機構の行動規範を確立
- ③ スチュワードシップ・コード、ESG投資への対応
 - ・機構業務の目的・政策的な位置付け(厚労省所管部署)を踏まえて検討

(2) システム

- ① 中退共システムの再構築
 - ・言語変更(Cobolからの変更)
 - ・予定運用利回り等制度の改定に柔軟・機動的に対応できるシステムの構築。
- ② 建退共システムの刷新と建退共掛金納付システムの新設
 - ・平成22年度運用開始の特退共システムの刷新
 - ・建退共証紙に代わるものとして、インターネットを活用した掛金納付システムの新設
 - ・情報セキュリティ確保を最優先とし、特退共システムと掛金納付システムを分離
- ③ BCP体制構築
 - ・自然災害対応を含むBCP体制の強化

資産運用業務における取組み

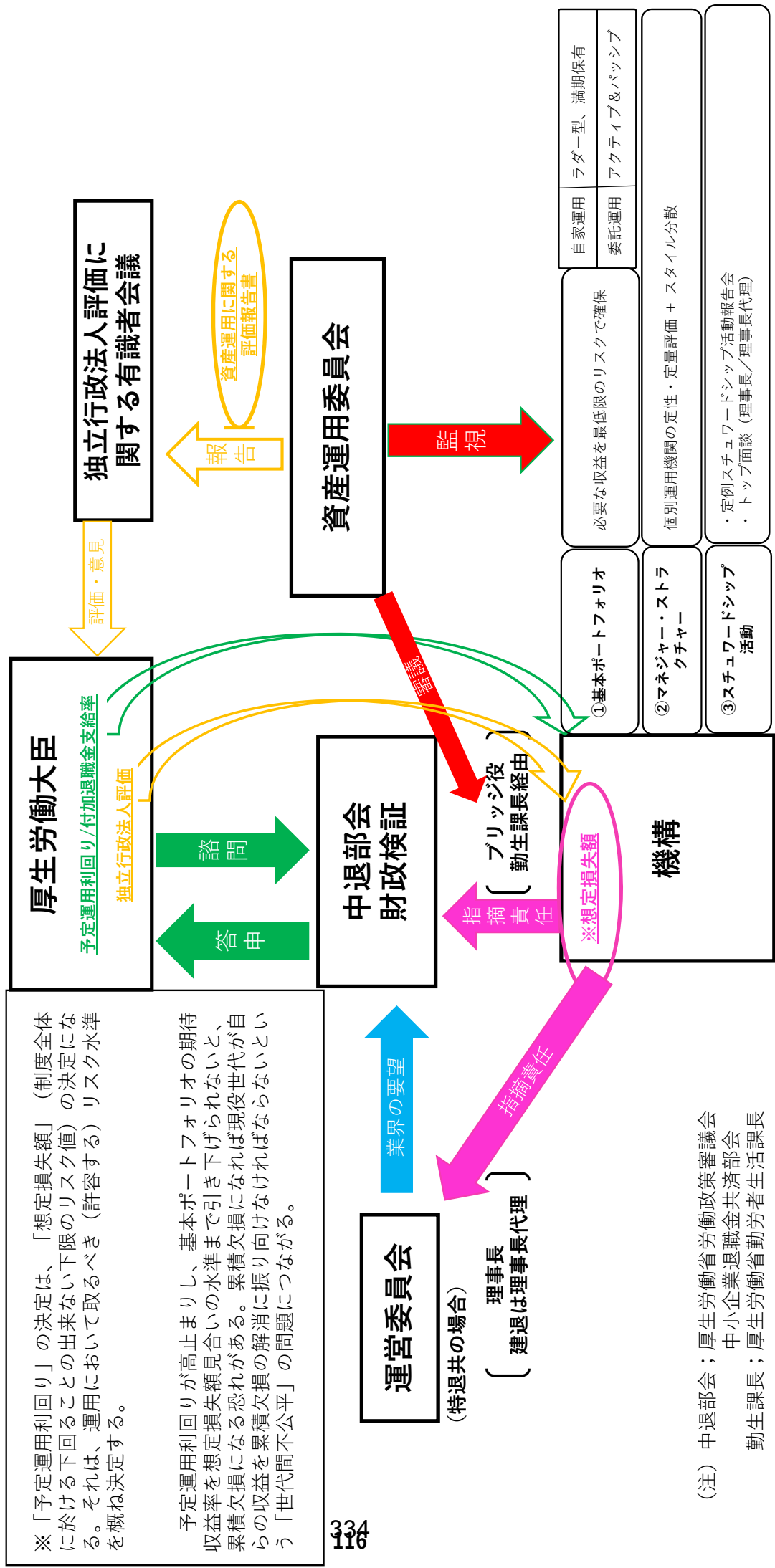
第3期中期計画				第4期中期計画			
年 度	H28	H29	H30	H31 (R1)	H32 (R2)	H33 (R3)	H34 (R4)
厚生労働省による 財政検証		中退財政検証	H30.3.12とりまとめ ・予定運用利回り 1.0%据置 ・付加退職金ルールの変更	特退財政検証	R2.8.26とりまとめ ・予定運用利回り 建退3.0%⇒1.3%へ引下げ(R3.10～) 清退2.3%据置 林退0.5%⇒0.1%へ引下げ(R3.10～)		中退財政検証 R5.3.10とりまとめ ・予定運用利回り 1.0%据置
ガバナンス	(H27.10 新設)	H29.9.8 フィデュシャリー・デューティーの議論の整理	H30.5.25 各機関の役割分担整理(勤生課長)		・資産運用委員会と運営委員会の関係整理		R5.1 高度専門人材採用※
資産運用委員会	(H27 4回開催)	9回開催	7回開催	8回開催	10回開催	8回開催	5回開催
ローリングプラン 策定	【独法通則法、中退法改正】 中計ローリング実施 ・機構の特性を踏まえ、リスクテイクは累積剰余金の範囲内とする ・運用の基本方針である「安全かつ効率」、および必要な利回りを定義 ・国内金利見通しを横這いとする独自シナリオを採用 ・勤生課長をブリッジ役として、労政審への情報提供・提言ルートを確立				「最終受益者の視点」について、 エクスブレイン条項を活用して受 入れ	資産運用委員会 開催回数 累計58回、 うち第4期中 計期間38回	
基本ポート フォリオ改定		中退基本ポートフォリオ改定 H29.2.1公表 → うち自家運用投資手法の見直し → 債券格付基準の検討・・・緩和を見送り → リバランスルール見直し	中退基本ポートフォリオ改定 H29.2.1公表	建退基本ポートフォリオ改定の検討 うち自家運用投資手法の見直し (特退4名に加え機構要員7名を投入)		中退基本ポートフォリオ改定 R3.10.1公表 清退、林退基本ポートフォリオ改定 R3.10.1公表 建退基本ポートフォリオ改定 R4.4.1公表	
リバランスルール			H30.1.26 中退、リバランスルールの検証				
合同運用		H28.4.1 中退、林退の合同運用開始	【包括信託の合同運用】	R2.4.1 清退(給付)が合同運用に参加 → コロナ禍に対応した流動性確保実施		R4.4.1 建退(給付、特別)が合同運用に参加	
マネジャー ストラクチャー の見直し		合同運用資産 アクティブ運用 マネスト見直し	国内債券 → 外国債券 → 国内株式 → 外国株式	合同運用資産 パッシブ運用 マネスト見直し (管理機関含む) R1.11.21アクティブマネスト総括資料公表	4資産	R3.6.18/パッシブマネスト総括資料公表	
中退 建退(給付) 建退(特別) 清退(給付) 清退(特別) 林退	★ H28.4.1 合同運用開始 ★ H29.1.30 基本ポート フォリオ改定 ★ H29.11.30 スチュワードシップ・ コード改訂版受入れ対応	★ H30.5.31 運用の目標 を中期目標に合わせ る変更 ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★
資産運用の 基本方針の改正		H29.11.30 スチュワードシップ・ コード改訂版受入れ対応	H30.5.1 有託取引形態変更対 応	R2.7.1 運用受託機関 の評価基準変更	R3.10.1 基本ポー トフォリオ改定	R4.4.1 建退(給付、特別)の合 同運用参加等	
スチュワード シップ活動	(H26.8.29 スチュワード シップ・コード 受入れ) 【スチュワード シップ・コード 受入れ対応】	トップ面談(8-9月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(7-12月) → 受託機関活動報告 会(10-11月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(10-11月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → R2.1 年度活動報告公表 → R2.9.23 再改訂版コード受入れ → R3.2 年度活動報告公表 → R4.6 年度活動報告公表	トップ面談(8-9月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(7-12月) → 受託機関活動報告 会(10-11月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(10-11月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → R2.1 年度活動報告公表 → R2.9.23 再改訂版コード受入れ → R3.2 年度活動報告公表 → R4.6 年度活動報告公表	トップ面談(8-9月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(7-12月) → 受託機関活動報告 会(10-11月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(10-11月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → R2.1 年度活動報告公表 → R2.9.23 再改訂版コード受入れ → R3.2 年度活動報告公表 → R4.6 年度活動報告公表	トップ面談(8-9月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(7-12月) → 受託機関活動報告 会(10-11月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(10-11月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → R2.1 年度活動報告公表 → R2.9.23 再改訂版コード受入れ → R3.2 年度活動報告公表 → R4.6 年度活動報告公表	トップ面談(8-9月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(7-12月) → 受託機関活動報告 会(10-11月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(10-11月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → R2.1 年度活動報告公表 → R2.9.23 再改訂版コード受入れ → R3.2 年度活動報告公表 → R4.6 年度活動報告公表	トップ面談(8-9月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(7-12月) → 受託機関活動報告 会(10-11月) → 受託機関活動報告会(11月) → トップ面談(10-11月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → 受託機関活動報告 会(9-10月) → R2.1 年度活動報告公表 → R2.9.23 再改訂版コード受入れ → R3.2 年度活動報告公表 → R4.6 年度活動報告公表
林退共 果損解消計画	(H17.10 果損解消計画策定)		H30.2 計画見直しの方針を決定		R2.11 見直し計画を策定		

異字・・・中退、合同運用、または機構全体に関係する事項
青字・・・特退に関係する事項

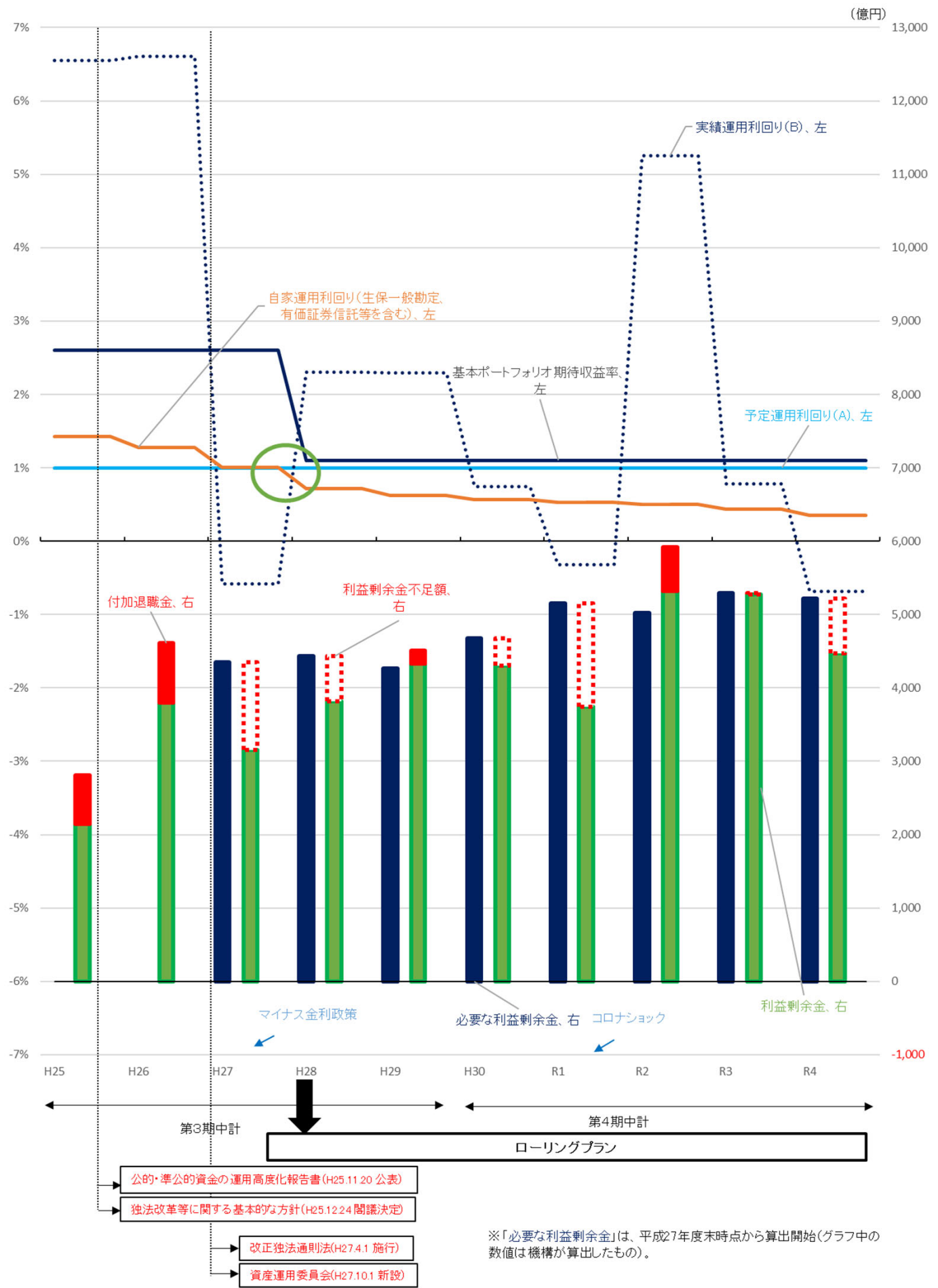
※高度専門人材は、PRI署名、ス
チュワードシップ活動等を担当。
R5年7月着任予定。

資産運用に係る制度全体のガバナンス体制

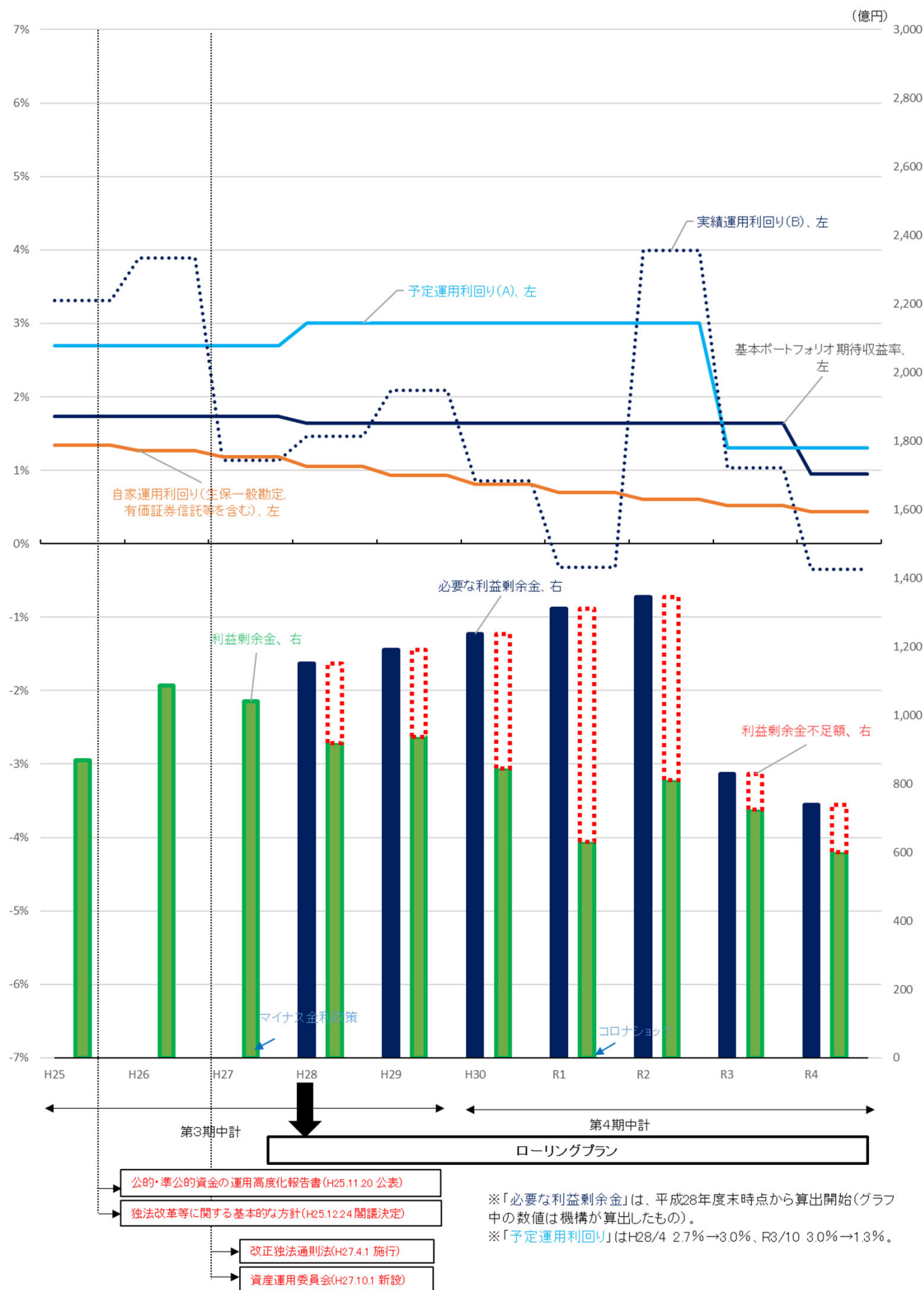
別添3



(注) 中退部会；厚生労働省労働政策審議会
 中小企業退職金共済部会
 動生課長；厚生労働省勤労者生活課長



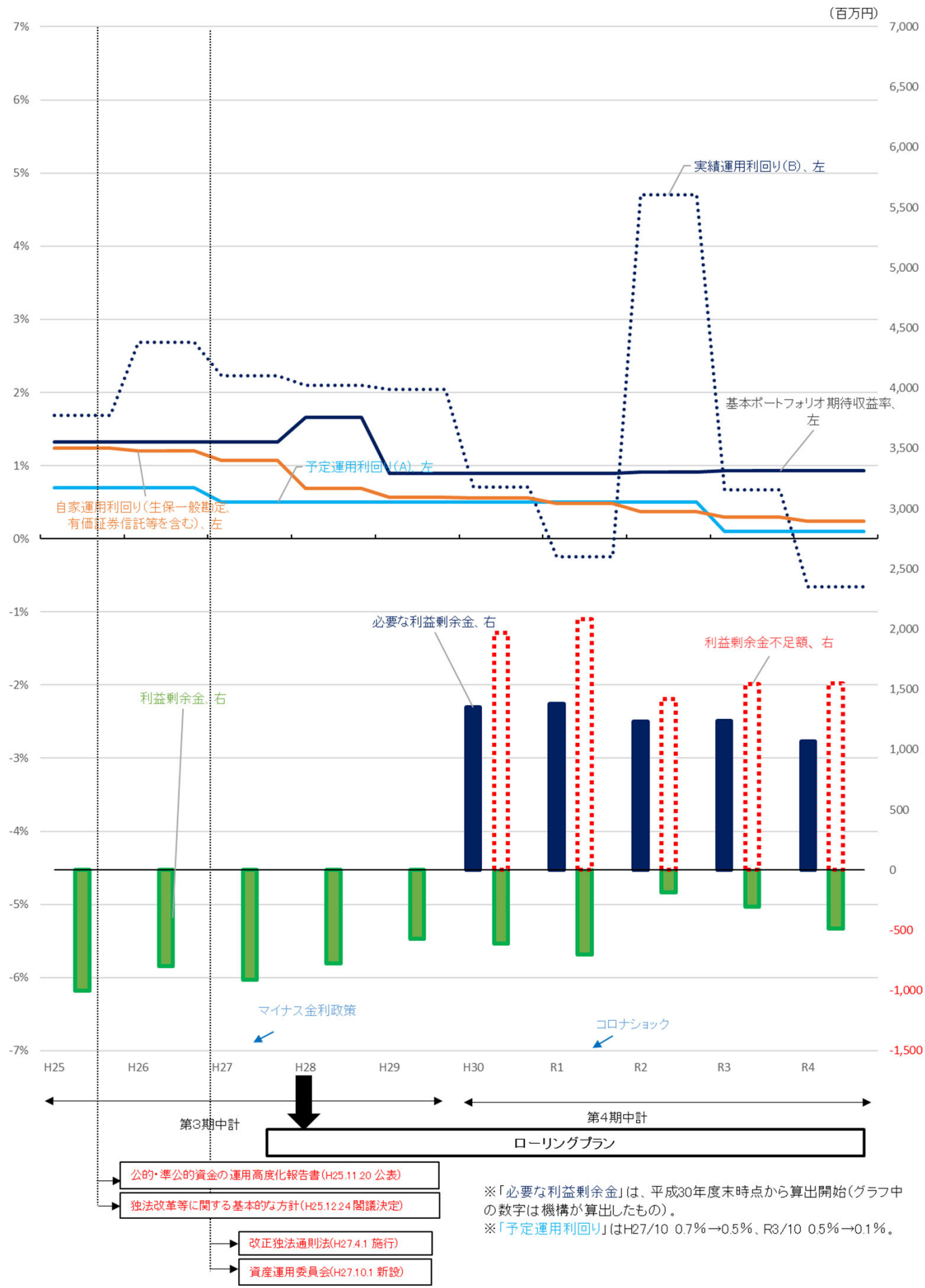
建退共 利回りと利益剰余金の推移（平成25年度～令和4年度）

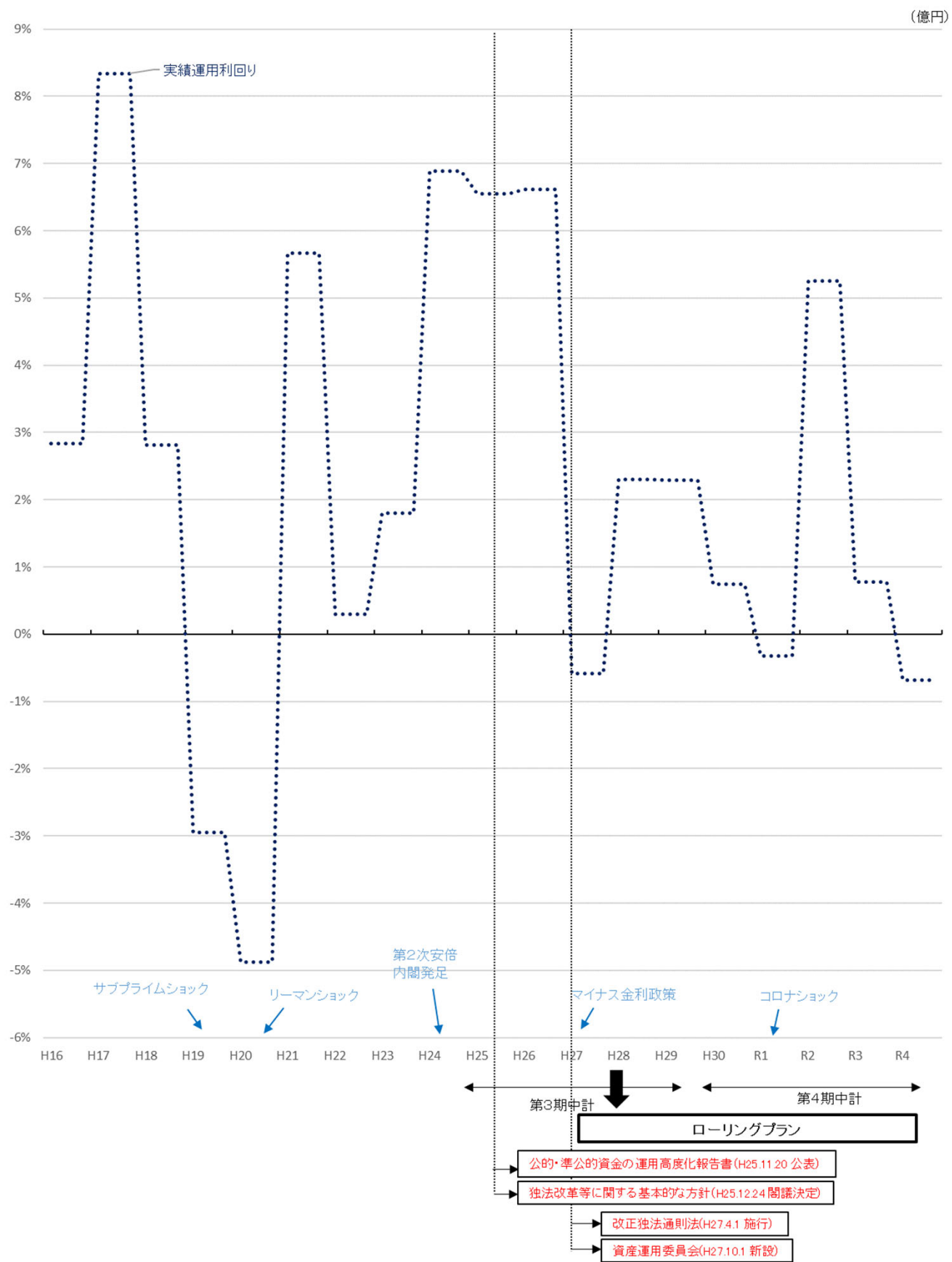


清退共 利回りと利益剰余金の推移（平成25年度～令和4年度）



林退共 利回りと利益剰余金の推移（平成25年度～令和4年度）





令和5年6月28日

令和5年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における令和4年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は127件、契約金額は24.8億円である。また、競争性のある契約は113件(全契約の89.0%)、16.2億円(同65.0%)、競争性のない随意契約は14件(同11.0%)、8.7億円(同35.0%)となっている。

例年、競争性のない随意契約件数の全体に占める割合は、表2のとおり概ね10%をやや超える程度で推移しているが、令和4年度においては11.0%であり、随意契約の割合が高まる等の大きな変化はない。

一方、令和4年度の競争性のない随意契約に係る金額は8.7億円と、令和3年度と比較して大幅に減少した(136.2億円減、前年比94.0%減)。その主な要因は、前年度調達で随意契約であった「中退共システム再構築に係る開発業務(129.8億円)」の減によるものであるが、この契約を除いても前年度に比べ6.4億円の減であり、競争性のない随意契約に係る金額は減少している。

表1 令和4年度の勤労者退職金共済機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(52.3%) 80	(14.2%) 24.6	(44.9%) 57	(53.6%) 13.3	(△28.8%) △23	(△45.8%) △11.3
企画競争・公募	(37.3%) 57	(2.2%) 3.7	(44.1%) 56	(11.4%) 2.8	(△1.8%) △1	(△23.9%) △0.9
競争性のある契約 (小計)	(89.5%) 137	(16.3%) 28.3	(89.0%) 113	(65.0%) 16.2	(△17.5%) △24	(△43.0%) △12.2
競争性のない随 意契約	(10.5%) 16	(83.7%) 144.9	(11.0%) 14	(35.0%) 8.7	(△12.5%) △2	(△94.0%) △136.2
合 計	(100%) 153	(100%) 173.2	(100%) 127	(100%) 24.8	(△17.0%) △26	(△85.7%) △148.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

表2 平成30年度から令和4年度までの競争性のない随意契約の全体に占める割合の比較（単位:件）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
競争性のない随意契約	(5.9%) 11	(10.0%) 13	(11.2%) 16	(10.5%) 16	(11.0%) 14
全体	(100%) 186	(100%) 130	(100%) 143	(100%) 153	(100%) 127

(2) 機構における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表3のようになっており、契約件数は17件(競争性のある契約全体の15.0%)、契約金額は7.6億円(同47.2%)となっている。

一者応札・応募の件数の全体に占める割合は、令和4年度は15.0%となっており、表4のとおり、例年と比較してやや改善が見られる(なお、平成30年度が40%を超えているのは、建退共各都道府県支部の業務委託契約を実施したことによる)。

一者応札・応募による契約件数は、令和4年度は17件となり、令和3年度と比較して15件減(前年比46.9%減)となった。契約件数が減少した要因の一つは、建退共電子申請システムに係る業務の契約のうち、一者応札・応募であった件数が令和3年度の7件から令和4年度2件となったことであり、同システムに係る業務の契約の調達の前年度に集中していたことによるものである。

また、一者応札・応募による契約金額は、令和3年度と比較して7.8億円減(前年比50.6%減)となった。金額に係る割合が大幅に減少した主な要因は、前年度調達で一者応札・応募であった「機構電算システムに係る運用業務(4.7億円)」及び「勤労者財産形成融資システム及び雇用促進融資システムに係るハードウェア・ソフト及びアプリケーション一式の更改並びに保守業務(3.7億円)」の減によるもので、これらの契約を除くと前年度と金額は横ばいに推移している。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)及び公募により調達したシステム関係の契約は7件(前年度比6件減)、1.7億円(前年度比10.4億円減)で、そのうち一者応札となった契約は6件(前年度比6件減)、1.6億円(前年度比10.4億円減)となっている。

表3 令和4年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況（単位:件、億円）

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
2者以上	件数	105 (76.6%)	96 (85.0%)	△9 (△8.6%)
	金額	12.9 (45.5%)	8.5 (52.8%)	△4.3 (△33.8%)
1者以下	件数	32 (23.4%)	17 (15.0%)	△15 (△46.9%)
	金額	15.4 (54.5%)	7.6 (47.2%)	△7.8 (△50.6%)
合 計	件数	137 (100%)	113 (100%)	△24 (△17.5%)
	金額	28.3 (100%)	16.2 (100%)	△12.2 (△43.0%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。
なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
- (注3) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

表4 平成30年度から令和4年度までの一者応札・応募の全体に占める割合の比較 (単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一者応札・ 応募	(44.6%) 78	(18.8%) 22	(24.4%) 31	(23.4%) 32	(15.0%) 17
全体	(100%) 175	(100%) 117	(100%) 127	(100%) 137	(100%) 113

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和5年度においては、以下の①～③の取組を重点的に実施することにより調達改善に努めることとする。

- ① 一般競争入札を適正に実施する観点から、「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき、複数業者の参加を促すため、要求部署が早期に起案し、十分な公告期間と履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施するとともに、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い入札参加を勧奨する。
- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届に理由を記載してもらうとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行うこととし、この場合、必要に応じ意見招請を実施する。なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立(【 】は評価指標)

要求部署においては、随意契約を締結しようとする案件等(※1)について、調達等合理化検討チーム等に調達の内容等に関する事前説明(※2)を行い、会計規程における「随意契約によることができる理由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける。

(※1) その他、政府調達手続きが見込まれる案件、前回の同種の入札において一者応札・応募となった案件についても、事前説明・点検の対象としている。

(※2) 現在の調達事前説明のあり方を含め、決裁プロセスの見直しについて今年度中に検討を行う。

【調達等合理化検討チーム等による点検の実績】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、まず、要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施する。
上記決裁が終了し、調達の必要性等が認められたものについては、契約事務担当課が調達に係る原議書とは別に契約に係る原議書を作成し、総務担当理事までの決裁を得た後に、要求部署とは独立して契約事務を進める。
- ② 調達案件のうち、額が大きい等、重要なものについては、要求部署は理事長まで原議を上げて判断を仰ぐ。
- ③ 要求部署は調達部署による予定価格算定の参考とするために業者から見積りを取る場合には、単価を含む算出根拠についてできるだけ詳細な内訳の提出を依頼し、説明を受けた上で内容の妥当性を精査し、調達部署に情報を提供する。この場合、原則として複数の業者から見積りを取り、内容について比較、分析を行う。なお、情報システム化案件については、要求部署は調達内容及び調達価格の妥当性等について精査する際、必ず CIO 補佐官等によるチェックも受けることとする。
- ④ 調達部署は、予定価格の算定に当たっては、要求部署が徴取した見積り等を基に、内容の妥当性を精査し、参考として予定価格を算定する。
- ⑤ 決裁文書の内容を決裁終了後に修正する場合は、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて決裁を得る。
- ⑥ 調達等業務に長期間従事することにより、不正行為の機会となる取引先との癒着等を未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施する。また、コンプライアンスに関する役職員向けの研修を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組む。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務部次長、勤労者財産形成部次長、総務課長及び総括責任者が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

また、契約監視委員会における指摘事項については、関係部署のみならず機構全体へ周知・徹底を図る。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。